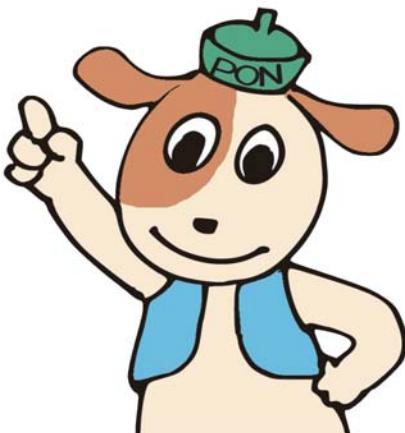
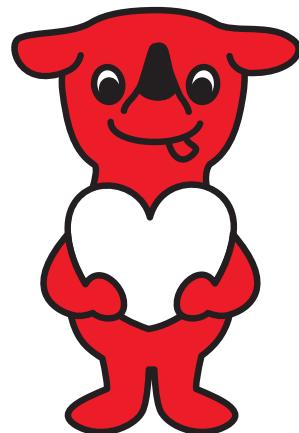


千葉県県民活動推進計画

平成 24 ~ 26 年度



NPO 案内犬
PON ちゃん



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

平成 24 年 3 月

千葉県

あ い さ つ

～ 誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、 地域のみんなで創る支え合いと活力のある千葉県を目指して ～

近年、少子高齢化が進行し、世代間の助け合いが必要となる一方で、地域コミュニティのつながりが薄れ、その機能の低下が懸念されています。こうした中、本県も被災県となった東日本大震災では、地域において身近な住民同士が相互に助け合う「共助」の社会の重要性が、改めて強く認識されたところです。

このため、本県では、県民自らが自発的に地域の様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていくことをする社会貢献活動、すなわち「県民活動」の推進を図っていくこととし、本計画を策定いたしました。

本計画では、「誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域のみんなで創る支え合いと活力のある千葉県」を目指すべき千葉県の姿としています。

この実現のためには、子どもや若者からシニアに至るまで、ライフステージに合わせて、多くの県民が様々な形で幅広くボランティア活動に参加すること、市民活動団体が主体となって地域課題の解決に取り組んでいくこと、市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など、地域の様々な主体が連携していくことが必要です。

以上のことから、本計画では、「県民活動への理解や参加の促進」、「市民活動団体の基盤強化等の支援」、「地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進」、「市民活動団体と行政との協働の推進」の4つを施策の方向性として掲げ、この方向性に沿って15の行動計画を実施していくこととしています。

県民活動の主役は、県民のみなさまです。県民一人ひとりが、それぞれの地域における活動に積極的に参加し、千葉県民の総力を結集して、共に支え合い、生き生きと暮らす、元気と活力のある千葉県の実現を目指してまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただいた「千葉県県民活動推進委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せくださいました多くの県民の皆様や関係団体及び市町村関係者の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

平成24年3月

千葉県知事 森田 健作

目 次

I 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の目的	
4 計画期間	
5 計画の進行管理	
II 県民活動が求められる背景	3
1 わたしたちが直面する社会的課題	
2 県民と行政がともに創り上げる地域社会	
3 社会貢献活動に関する全国の状況	
III 本県の県民活動をめぐる状況	10
1 市民活動団体に関する県行政の取組・成果及び課題	
2 ボランティア活動の現状と課題	
3 地域コミュニティにおける県民活動の取組	
IV わたしたちが目指す千葉県とは	18
1 県民一人ひとりの県民活動への広範な参加	
2 市民活動団体による地域課題解決に向けた主体的な取組	
3 市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など様々な主体が連携した取組	
V 施策の方向性	24
1 県行政の役割	
2 施策展開の方向性	
VI 行動計画	29
VII 推進体制	36
参考資料	37

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

今、千葉県は、急速な少子高齢化が進行し、近い将来人口が減少に転じると予想されるなど、大きな社会構造の変化に直面しています。

また、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、福祉や環境、防犯、防災など、様々な分野で課題が山積しています。さらに、高度成長期以降の急速な都市化や地方の過疎化などに伴い、人々のつながりが薄れ、あるいは担い手不足などの理由によって、地域コミュニティ機能が低下してきています。

高度成長期以降、活発化する市民活動が、地域コミュニティ機能を補う役割を果たしてきました。

特に、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に市民活動への関心が高まり、平成10年に特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という。）が制定されました。本県でも県民自らが組織的、継続的に地域の課題を解決する仕組みとして、市民活動団体すなわちNPOが急速に成長してきました。

また、地域のことは地域に近いところで決めるという考え方方が広がり、それまでの中央集権体制から地方分権へ向けた流れが生まれてきています。千葉県ではこれまで、様々な地域課題を県民自らの手で解決していく社会づくりを目指して、市民活動団体の活動の推進に取り組んできました。その結果、多様な市民活動団体が、県内各地で創意工夫をこらした取組を実施し、成果をあげてきました。

しかし、こうした取組を今後も進めていく上で、新たな課題も浮かび上がっています。

市民活動団体が多くの県民に市民活動への参加の場と機会を設けてきましたが、参加する県民は多いとはいえない状況で、ボランティア活動をはじめとする県民の自発的な社会貢献活動の盛り上がりは未だ十分ではありません。

また、平成24年頃からいわゆる団塊世代が高齢者の仲間入りをするなど、地域の高齢化が一段と進む中では、これまで以上に県民の皆さんに、積極的に地域の社会貢献活動に参加していくことが求められます。

さらに、本県も被災県となった東日本大震災を契機に、県民の社会貢献意識が高まり、ボランティアや市民活動団体、そして地域コミュニティ内での助け合いの重要性が再認識されています。こうした機運を生かし、県民の総力をあげて早期の復旧・復興を図り、県民相互が助け合う「共助」の精神を踏まえた社会づくりが必要です。

そこで、県行政では、組織としての市民活動団体の活動や個人としてのボランティア活動など、県民自らが自発的に地域の様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていくこうとする社会貢献活動、すなわち「県民活動」¹の推進を図っていくこととしました。

こうしたことから、県民活動を推進することで目指す千葉県の姿と、この実現のために県行政・市町村行政や県民活動に関わる様々な主体が取り組むべき方向性を

¹ 本計画2ページの「3 計画の目的」を参照

明らかにし、そのための施策を計画的に推進していくため、本「千葉県県民活動推進計画」を策定することとします。

2 計画の性格

本計画は、千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」（平成22年度～平成24年度）を踏まえ、中期的な視点から、県民活動の推進により実現を目指す地域社会のあり方や県行政として取り組むべき方向性等を定めるものです。

3 計画の目的

本計画では、市民活動団体（ボランティア団体を含む）の活動やボランティア活動など、県民自らが自発的に地域に存在する様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動を「県民活動」と呼びます。

そして、このような県民活動を推進するため、こうした活動を行う組織としての市民活動団体及び個人としてのボランティアを中心に支援し、県民活動を担う様々な主体との連携を促進していきます。

4 計画期間

社会状況の変化に対応するため、平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間とします。

5 計画の進行管理

本計画を着実に実行するため、毎年度の施策の実施状況を各行動計画に沿って整理し、その成果について進行管理を行っていきます。また、計画期間の最終年度においては、施策の実施状況や指標の達成度等を分析するなど総括を行い、県民活動のさらなる推進につなげていきます。

・県民活動と市民活動

ともに、市民活動団体の活動やボランティア活動など、県民自らが自発的に地域に存在する様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動を意味します。「県民活動」が、都道府県域を意識した用語であるのに対して、「市民活動」はより一般的な用語です。

・市民活動団体（NPO）とボランティア

市民活動団体は市民活動（又は県民活動）を行う団体のことで、法人格の有無は問いません。例えば、福祉やまちづくり、環境など、様々な分野で活動する団体があります。一般には「Non Profit Organization：非営利活動団体」の略語であるNPOという名称で広く知られています。

ボランティアは、社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償でボランティア活動を行う人のことで、その特徴としては一般に「自発性」、「利他性」、「無償性」が挙げられます。また、ボランティア団体はボランティアが集まって活動を行う団体のこと、市民活動団体に含まれます。

組織である市民活動団体に対し、ボランティアは個人であるという点が異なりますが、社会貢献活動を行う存在という点では同じです。

II 県民活動が求められる背景

1 わたしたちが直面する社会的課題

(1) 人口構造の変化と高齢化の進行

千葉県では、日本全国の例にもれず、近い将来人口減少社会の到来が予想され、団塊世代が高齢者の仲間入りをして高齢化が進むなど、社会構造の変化に直面しています。

県内の高齢化率（65歳以上の人口割合）は平成22年に20%を超え、平成37年には30%前後となる見込みです。とりわけ、いわゆる団塊世代が退職して高齢者層への仲間入りが始まり、現役世代の社会保障負担の増大が懸念されています。さらに、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加し、家族や地域とのつながりが薄れ、孤立化が進んでいる状況です。

また、高い社会参加意欲をもつ元気な高齢者が活躍できる機会が十分にないことも課題となっています。

(2) 低成長時代のなかで懸念される地域の活力低下

1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、社会の成熟化や人口減少社会の到来、グローバル化が進む中で激化する経済競争などから、長期的な低成長時代を迎えています。

こうした中、本県でも高齢化の進行と生産年齢人口の減少が重なって、地域内の経済活動も縮小していき、やがては地域の活力低下につながることが懸念されています。

(3) 地域コミュニティの希薄化

古くから、地域コミュニティは、住民が互いに助け合う相互扶助の機能を有していました。しかし、本県を含め、戦後の急速な都市化で職住の分離が進み、また、個人の価値観の多様化が進む中、人間関係の煩わしさを避ける風潮から、地域内の交流、一体感、連帯感の低下が生じ、地域コミュニティの機能が失われつつあります。

(4) ハードによる地域の拡大・発展からソフトによる地域の充実へ

戦後、右肩上がりの成長を続けてきた日本では、地域においてもハード整備や質・量の両方の面で発展を続けていくことが当然のこととして受けとめられてきました。

しかし、人口減少社会と長引く低成長時代のもとでは、地域住民の心の豊かさや暮らしやすさにつながる持続可能なソフト面での充実がとても重要です。本県においても、県民、市民活動団体、企業や行政等が横断的に連携して地域資源を再発見・活用しながら、地域内のヒトやモノが循環する流れをつくりだしていくことが求められます。

(5) ニーズ・価値観の多様化

成熟した現代社会においては、個人が様々なライフスタイルや価値観を選択するようになっています。これに伴い、本県でも社会的なニーズや課題がますます多様化、複雑化してきています。これに対し、行政による解決には一定の限界があります。

2 県民と行政がともに創り上げる地域社会

(1) 県民活動が社会的課題解決の切り札に

地域の課題を県民自らが自発的に解決していく県民活動は、行政では難しい地域の事情に即したきめ細かな対応や、臨機応変な対応が期待できます。こうした特徴を生かし、県民と行政が適切に協働し、行政サービスとともに県民活動によって地域の課題が解決され、より暮らしやすく魅力や活力にあふれた地域社会づくりが実現していきます。

また、県民にとっても自らの知識や経験、能力を生かし、県民活動に参加することで、自己実現の場ともなります。

このように、県民活動を推進していくことで、行政だけでなく、県民全てが社会的課題の解決に取り組んでいくことが重要となっています。

(2) 新たな自治のあり方のもとで重みを増す協働

戦後の日本の成長を支えてきた中央集権的な行政システムは、社会的なニーズの多様化が進むにつれ、画一的で非効率な面が明らかとなり、地域の行政課題への対応を、住民に近い地方自治体で決定できるようにする地方分権改革が進展しつつあります。

県行政や市町村行政で決められる事柄が多くなることで、県民が自らの意思を行政サービスに反映させやすくなり、県民と行政とのパートナーシップがより大きな意味をもつことが期待されます。

(3) 「新しい公共」という考え方とNPO法等の改正

「新しい公共」とは、従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかつた領域を官民協働で担つたりするなど、市民、市民活動団体、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方です。「新しい公共」がめざす社会は、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、市民活動団体、企業等によりムダのない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会です。

「新しい公共」の考え方は、平成以降新たな公共経営のあり方として国及び地方自治体において取り組まれてきており、平成20年には国土形成計画において今後の地域経営の機軸となるべきものと位置づけられました。

また、国が22年1月に設置した「新しい公共」円卓会議において22年6月に発表された「新しい公共」宣言では、新しい公共とは「古くからの日本の地域や民間の中にあったが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにはかならない」とし、新しい公共の基盤を支える制度整備として、税制改革を速やかに進めるなどを期待する旨が表明されました。

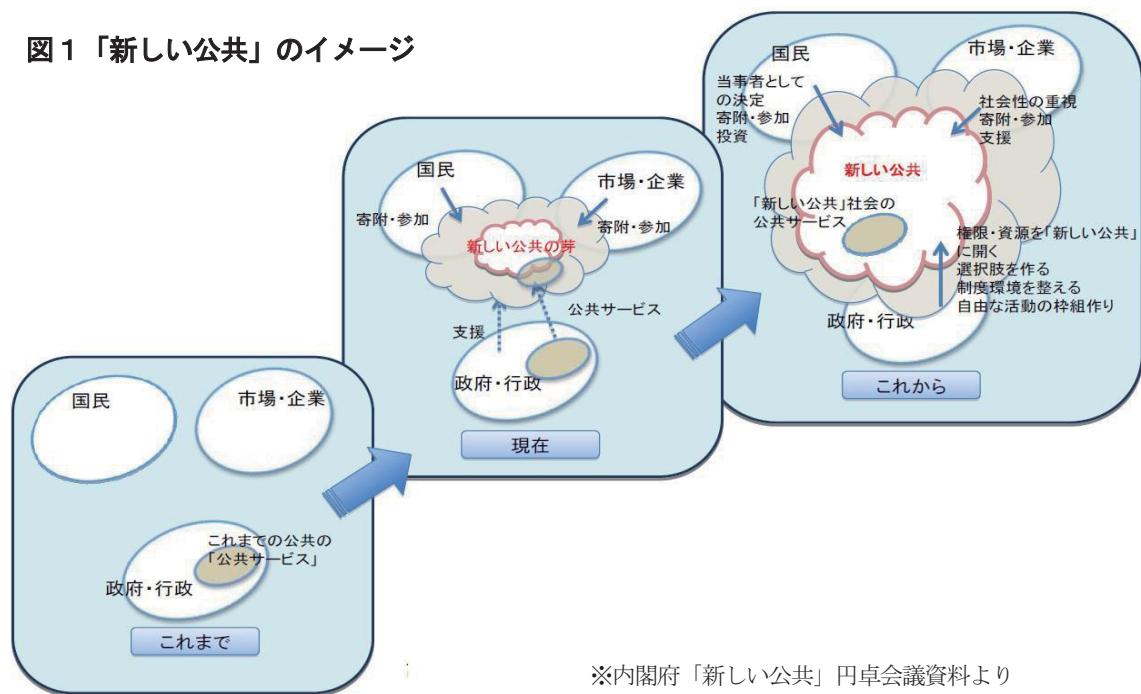
これを受け、平成23年6月にNPO法が改正され、個人や企業からNPO法人への寄付を促す税制上の仕組みである認定NPO法人制度について、認定事務が国税局から都道府県・政令指定都市に移管され、新たに仮認定が導入されるなど、制度の使いやすさが大きく向上しました。併せて、地方税法においては、自治体の条例で指定されたNPO法人に対する個人の寄付を個人住民税の寄付金税額控除対象とする制度が新設されました。

また、同じく平成23年度から開始された国の「新しい公共支援事業」を通じ、全国の都道府県が「新しい公共」の担い手である市民活動団体等を対象として、

活動基盤の整備や寄付募集の促進、融資利用の円滑化のための支援、新しい公共の場づくりのためのモデル構築等を進めています。

これら各種の制度や事業を活用することで、「新しい公共」によるきめ細かなサービス提供が実現し、地域社会の課題解決が進むことが期待されます。

図1 「新しい公共」のイメージ



※内閣府「新しい公共」円卓会議資料より

3 社会貢献活動に関する全国の状況

(1) ボランティア活動の広がり

社会的ニーズが多様化している時に、大きな力を発揮するのがボランティアです。ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動は、身近な地域や市町村、都道府県を越えた広域で行われており、活動分野は、社会福祉に限らず、教育、国際交流、環境など広範囲にわたっています。総務省の「平成18年社会生活基本調査」によると、全国におけるボランティア活動の行動者数（過去1年間に該当する種類の活動を行った人（10歳以上）の数）は2,972万2千人となっています。

ボランティア活動自体は個人が行うものですが、実際の活動場面としては、ボランティア活動のグループ、サークルなどの市民活動団体や、自治会・町内会、PTA、学校・大学などで行われるもののが数多くあり、その態様も多様化しています。

また、行政から委嘱を受けて公的活動を行っている民生委員・児童委員、青少年相談員や交通指導員などのいわゆる「制度ボランティア」の活動もあります。活動の動機についても、これまでの慈善や奉仕の精神に止まらず、広がりを持った地域社会への参加や自己実現の要求など多様です。

様々な活動分野の中でも、社会福祉分野はボランティアの活動環境が最も整備された分野の一つです。昭和26年に制定された社会福祉事業法により、社会福祉協議会や社会福祉法人が誕生し、政府の委託により社会福祉サービスを行うこととなったのが始まりです。その後、昭和48年度に厚生省が、市区町村の社会福祉協議会に現在のボランティアセンターの設置を奨励し、全国各地で設置が進みました。

ボランティアセンターは国民のボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点として大きな役割を果たし、昭和55年には160万人だったボランティア活動者数（都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会ボランティアセンターで把握している人数）は平成19年には830万人と約5.2倍になっています。

なお、東日本大震災のような自然災害の発生時に被災地で災害救援や復旧等のボランティア活動を展開する際には、社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターを開設し、同センターを中心に災害ボランティアの募集・受付など各種の調整を行うことが一般的になっています。

(2) 市民活動団体の成長

市民活動団体は、昭和40年代頃から公害問題や消費者問題等の社会問題の解決を中心に取り組んできましたが、平成7年の阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍を契機として平成10年に施行されたNPO法によって、法人化が急速に進んでいきました。比較的簡便な認証手続により設立が可能なこともあって、全国のNPO法人数は、平成11年度末の1,724法人から、平成22年度末には約25倍の42,387法人となっています。

活動の内容も多様化が進み、子育て支援やひきこもり・ニートの若者支援等、社会情勢の変化により生じている様々な課題解決に多くの団体が取り組んでいます。

市民活動団体の増加に並行して、多くの都道府県で県行政や市町村行政により各種の支援施策や市民活動支援センターの設置が進められています。市民活動

支援センターは、市民活動団体に関する各種情報提供や相談対応の窓口として、また、市民活動団体が地域課題を解決していく上で、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政などの様々な主体との仲介役、調整役として、重要な役割を果たしています。また、このような役割は、行政だけでなく、「N P Oを支援するN P O」である民間の市民活動支援組織（中間支援組織）も担っています。

（3）企業による社会貢献活動

近年では、企業も社会貢献活動の重要な担い手となっています。様々な企業が、社会貢献を企業活動に欠くことのできない重要な活動の一つととらえて取り組んでおり、社団法人日本経済団体連合会が会員企業を対象に行った「2009年度社会貢献活動実績調査結果」によると、1社あたり平均で4億円を上回る金額を社会貢献活動に投じていることが分かります。

企業による社会貢献活動の主な内容としては、従業員が活動する社会貢献活動プログラムや金銭・物品の寄付をはじめ、ボランティア休暇制度の導入や従業員個人が参加しているボランティア活動への金銭の支援など、様々な形がみられます。

こうした取組は、企業活動が拡大し、社会の中での存在が大きくなるにつれて、「企業の社会的責任（C S R）」として社会からの要請が強まっていることを背景にしています。C S Rは社会貢献活動に限らず、法令遵守、製品の安全、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重など、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組と考えられています。

・ボランティア休暇について

ボランティア休暇制度の導入は、「企業の社会貢献元年」と言わされた平成2年以降、大企業を中心に「ボランティア休暇」や「社会貢献活動休暇」などの名称で徐々に進んできました。厚生労働省の「平成19年就労条件総合調査結果」によると、ボランティア休暇を導入している企業の割合は2.8%に留まるものの、企業規模が大きくなるほど導入企業の割合が高く、労働者数が1,000人以上の企業では17.7%となっています。また業種別では「電気・ガス・熱供給・水道業」と「金融・保険業」で割合が高くなっています。

阪神・淡路大震災でボランティアの役割が広く認知されてから、行政機関でも導入が進んできました。平成9年には国家公務員に「ボランティア休暇」が導入され、その後、自治体の多くも「ボランティア休暇」を設けるようになってきています。千葉県庁でも、平成9年に特別休暇として導入されています。

(4) 東日本大震災を契機とした意識の高まり

① 震災で明らかになった「共助」の大切さ

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」のような大規模災害時には、危機管理や危機回避の全てを行政で対応するには限界があり、「自助」や「共助」を基本とした地域コミュニティにおける助け合いによる防災、被災対応が不可欠です。

地域や自主的な活動団体で支え合う「共助」は、当該地域の事情に配慮した、きめ細かく柔軟な対応が期待できます。

② ボランティアとしての主体的参加意識の高まり

東日本大震災を契機に、多くの国民の間でボランティア参加や寄付など、様々な形での社会貢献活動が盛んになりました。本県でも、多くの市民活動団体やボランティアが活躍しており、地域の課題を自ら解決しようとする県民意識の高まりにもつながっています。

③ 被災地支援で市民活動団体の重要性が明らかに

今回の震災では、市民活動団体が避難所の運営支援や炊き出し等をはじめ、被災者のメンタルケアのような専門的な支援活動、全国にまたがる連携体制を生かした支援活動を展開したことから、市民活動団体の強みである課題解決力やコーディネート力、組織・ネットワーク力などの重要性があらためて強く認識されました。

④ 企業による社会貢献活動の進展

今回の震災を契機に、企業による社会貢献活動にも大きな変化が見られました。震災直後には帰宅困難者の受け入れや被災地への義援金送付が多くみられましたが、その後も、社員を現地に派遣して復興支援などを行う企業も相次いで出てきており、震災からの復旧・復興に大きな力となりました。こうした企業による社会貢献活動にも、市民活動団体やボランティアと並んで大きな期待が寄せられています。

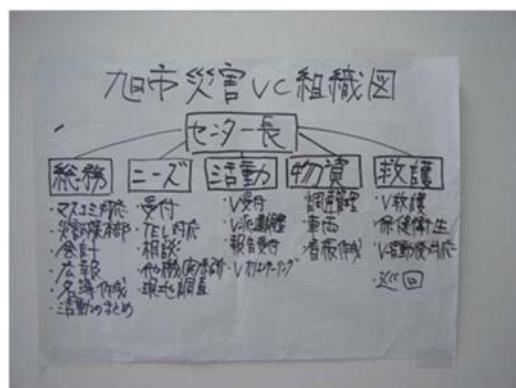
・東日本大震災における市民活動団体の活動事例

平成23年3月の震災発生以降、全国で数多くの市民活動団体が様々な被災地支援を行っています。本県も被災県の一つであり、県内の多くの市民活動団体による支援活動が行われています。その活動の一例を紹介します。

【市民活動団体と社会福祉協議会との協働による災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援】

バイクの機動性を生かした災害救援ボランティア活動を行う特定非営利活動法人千葉レスキューサポートバイクは、平成23年3月12日（地震発生の翌日）から県社会福祉協議会職員と共に県内各地の情報収集を行い、津波被害が大きかった旭市においては、旭市社会福祉協議会と協議のうえ、旭市災害ボランティアセンターの開設準備から社会福祉協議会や他の団体とともに、3月31日の閉所まで継続的に運営を支援しました。

また、3月13日には、日本赤十字社千葉県支部の依頼により救援物資の積み込み作業を支援しました。



旭市災害ボランティアセンターの組織図



被災地内の復旧支援活動

【福島県からの避難者への支援】

松戸市では、東日本大震災で被災した福島県から300人近い方々を避難者として受け入れたことをきっかけに、平成23年3月23日に市内の市民活動団体やボランティアからなる東日本大震災被災者支援ネットワーク松戸が立ち上げられました。

同年4月には、福島県いわき市で避難者約1,000人に炊き出しを行ったほか、福島市内の避難所へ4トントラック一台分の生活用品や自転車などの支援物資を届けました。

また、松戸市に居住している被災者の方への支援として、生活必需品（布団、食器、台所用品、収納家具など）や自転車の提供、子どもへの学習支援、地元の電器店のネットワークによる中古電化製品の収集提供、千葉県弁護士会と被災者をつなげる原発補償の相談会や税理士会と被災者をつなげる税金の免除申請に関する相談会の開催などの活動を行っています。



いわき市内での炊き出し



支援物資の積み込み作業

III 本県の県民活動をめぐる状況

目指す千葉県の姿、具体的な施策の方向性を定めていくため、市民活動団体に関する県行政の取組と成果及び課題を、またボランティア活動の現状と課題や地域コミュニティ内で行われている県民活動の取組を明らかにしました。

1 市民活動団体に関する県行政の取組・成果及び課題

(1) これまでの取組の概要

県行政では、「NPOが日本で最も活動しやすい千葉県」を実現することで、県民の視点に立ったより良い地域をつくるため、県民活動の普及啓発や市民活動団体の基盤強化、様々な主体との連携促進、パートナーシップ型行政の推進を取組の柱として、平成14年の「千葉県NPO活動推進指針」をはじめとする3期にわたる計画に基づいて市民活動団体の活動の推進に努めてきました。この間の主な取組は次のとおりです。

① 県民活動の普及啓発

平成14年度には、県庁内に情報提供スペースである「NPOパートナーシップオフィス」を開設しました。19年度には「ちばNPO月間」を創設し、21年度には12月1日（NPO法施行日）を「NPOの日」として位置付け、県民への広報・普及啓発を幅広く行ってきました。

② 市民活動団体の基盤強化

市民活動団体の組織基盤強化や事業発展に向けた取組を支援するため、提案型の補助金事業を平成14年度から21年度まで実施し、延べ215団体に補助金を交付しました。また、県民・企業等から提供された資金・物品・人材等の資源を市民活動団体に仲介する仕組みとして、20年度に「地域資源循環システム『ちばのWA！』」を構築し、21年度からはその普及に取り組んでいます。22年度からは市民活動団体が自ら活動資金を獲得できるよう、助成金の申請方法等を学ぶためのセミナーを開催しています。

③ 様々な主体との連携促進

平成15年度から、地域の様々な主体が連携して、地域課題の把握、解決手法の検討や、課題解決に向けた具体的な活動に取り組む「地域活性化プラットフォーム事業」を実施してきました。これにより、22年度までに県内10地域で、様々な主体がネットワークを築きながら、環境や子ども、文化、観光等、各地域が抱える課題の解決に向けた取組が行われてきました。

また、市民活動団体と学校の連携を促進するため、19年度に作成した「学校とNPOの連携事例集」を活用し、教職員研修や市民活動団体向け講座を実施しています。市民活動団体と企業との連携促進に向けて、企業や市民活動団体を対象としたヒアリングや意見交換会などを経て、22年度から県行政が調整役となって、企業と市民活動団体のマッチングの機会を提供する事業を取り組んでいます。

④ パートナーシップ型行政の推進

平成15年度から「ちばパートナーシップ市場事業」を実施してきました。これは、県内の地域課題について県行政と市民活動団体とが意見交換をした上で、相乗効果が期待できる事業を市民活動団体から公募し、採択されたものを協働事業として実施するもので、21年度までに152件の提案が寄せられ、30事業が実施されました。

また、16年度には、県職員が市民活動団体とより良いパートナーシップを築いていくための手引書となる「千葉県パートナーシップマニュアル」を作成しました。

(2) 取組の成果と課題

継続的な県行政の取組により、成果が現われつつある一方、今後取り組むべき課題も明らかになっています。

① 市民活動団体の認知度や信頼性

市民活動団体は、市民自らの手によって地域の課題を解決するための組織であることから、地域内の市民によってその活動の意義を認められ、活動への参加や寄付などの支援・支持を受けることが望ましい姿とされています。

平成23年度の「第42回県政に関する世論調査」によると、市民活動団体の活動を知っている県民の割合(図2)は約60%であり、現在では県民の約3人に2人は何らかの市民活動団体の活動を知っている状況となりました。他方で、市民活動団体の活動が地域や社会に貢献していると思う県民の割合(図3)は約40%にとどまりました。

本県では、市民活動団体の活動そのものについての周知が進みつつある一方で、団体の活動内容については、まだ十分に理解されているとは言い難い状況です。今後、市民活動団体が公共サービスの担い手となるためには、認知度や信頼性の向上を図り、県民の理解を得ることが必要です。

図2 市民活動団体の活動の認知度

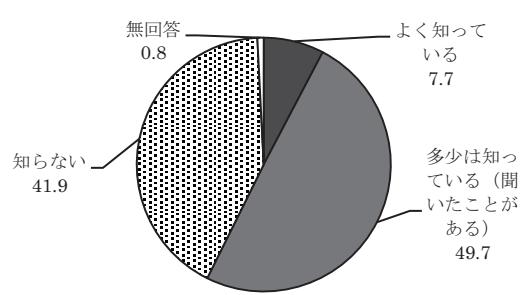
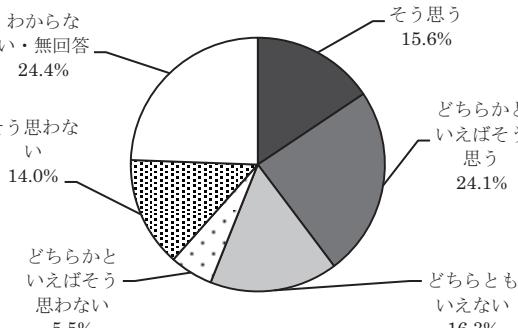


図3 市民活動団体の活動の貢献度



出典：千葉県「第42回県政に関する世論調査」結果（平成23年度）

② 市民活動団体の活動基盤

平成23年度の「県民活動実態・意向調査」によると、年間支出額500万円未満のNPO法人の割合が、17年度の調査時点と比べて4.1ポイント減少した一方、500万円以上のNPO法人の割合は7.0ポイント増加するなど、財政規模の大きいNPO法人の割合が増えていることが分かります(図4)。他方で、市民活動団体の活動上の課題として、会員・ボランティア等の人材不足や活動資金の不足に関する回答が上位を占めており、団体が組織的に安定して活動していくため、活動や運営を支える人材の確保及び継続的な資金調達に課題を抱えている団体が依然として多い状況にあります。

また、「第42回県政に関する世論調査」によると、市民活動団体の活動への参加経験のある県民の割合(図5)は約20%にとどまっており、「県民活動実態・意向調査」によると、回答のあったNPO法人のうち、過半数に当たる52%が寄付を受けたことがない状況となっています(図6)。市民活動団体の活動を支える財源は、事業収入、補助金、会費、寄付金などさまざまですが、このうち寄付金は、単なる財源にとどまらず、市民からの支援・支持を表す一つの形とい

えます。

市民活動団体の活動上の課題を解決するためには、市町村行政が設置する市民活動支援センターや民間の市民活動支援組織による情報提供や相談、コーディネート、人材育成などの様々な支援機能を充実させるとともに、県民による活動への参加や寄付などを通じた幅広い支援・支持を受けられるよう、団体の活動基盤を強化することが不可欠です。

図4 財政規模（直近の事業年度（1年間）の支出額）NPO法人

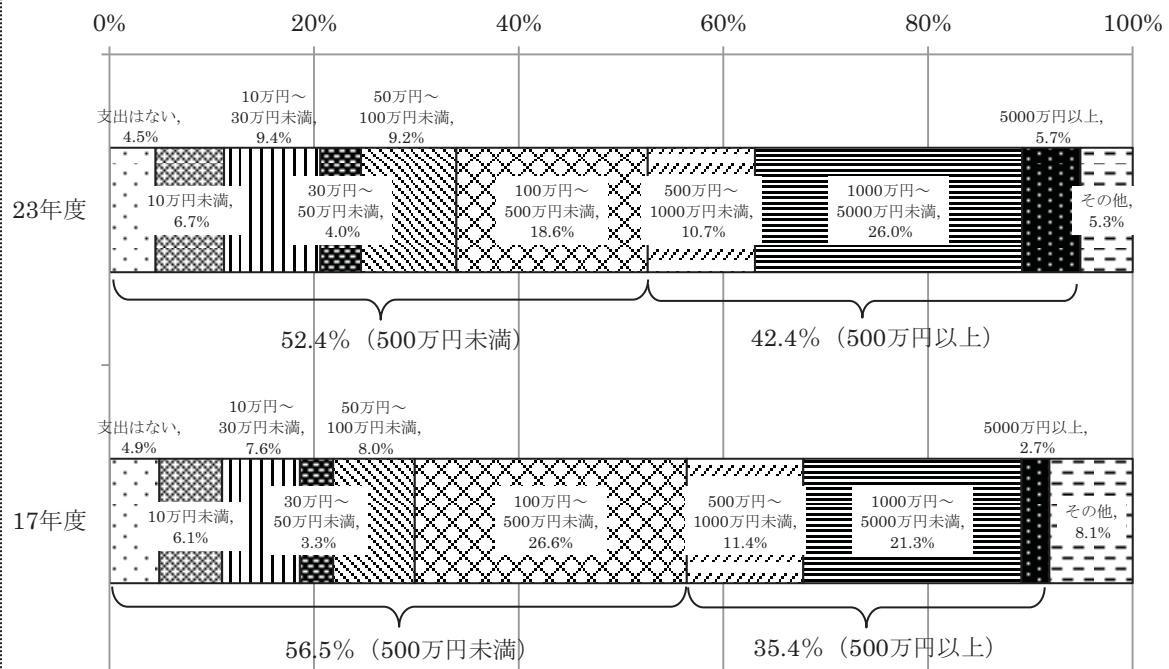


図5 市民活動団体の活動への参加経験

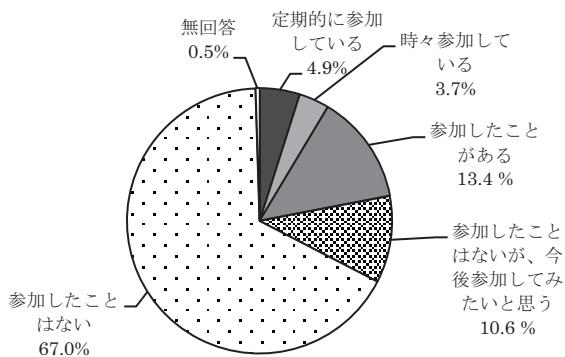
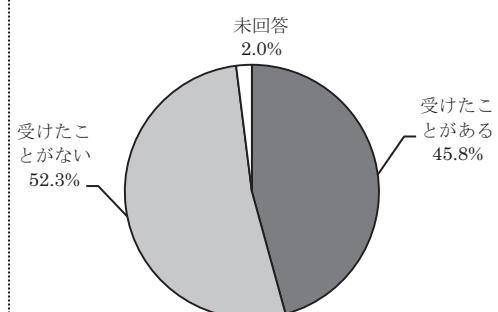


図6 寄付の状況（NPO法人）



③ 様々な主体との連携

市民活動団体が、地域の課題解決を図る上では、地域を構成する県民、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政などの様々な主体と連携することが重要です。

こうした取組は、県内各地で行われており、市民活動団体と学校や企業との連携事例のほか、複数の主体がネットワークを構築して連携する事例や、市町村行政による連携促進の事例も増えてきているなど、県行政による連携促進の取組が波及することによって一定の成果が得られました。

一方で、まだ相互理解が十分とは言えず、自主的な連携への取組が進んでいないという状況や、自治会・町内会などの地縁団体との関わりが弱く、地域コミュニティが抱える課題の解決に市民活動団体が力を発揮できる機会が少ない地域もあります。

そこで、様々な主体との出会いの場づくりや連携の仕組みづくりを支援していくことにより、より一層の連携を促進することが必要です。

④ 相互理解に基づく市民活動団体と行政の協働

市民活動団体と行政との協働については、市民活動団体の柔軟性や先駆性を生かし、地域の実情に応じたきめ細やかな公共サービスの実現につながるものとして期待されています。

平成22年度の県行政及び県内市町村行政の協働事業件数は合計324件と、3年前の19年度に比べて2倍以上増えています。23年度に実施した県職員へのアンケート調査でも、市民活動団体と協働して業務を進めた経験があると回答した職員の割合は26.6%で、20年度の調査結果と比べ9.6ポイント増加しました。さらに、市民活動団体との協働を進めるための制度（協働事業提案制度）を設ける市町村行政も増えてきており、21年度の8市から23年度には17市町となりました。

このように協働が進む一方、まだ行政に対する財政的依存や低コストの下請け先となりやすいなど、より良い協働に向けての課題があります。このため、今後一層、相互理解を深め、対等な立場での協働関係の構築・維持を図っていくことが重要です。

・協働の意味とあり方

協働はパートナーシップとも呼ばれ、異なる立場の主体同士が、継続した協力や連携などの関係を持つことを指しています。行政と市民活動団体はお互いに独立した存在ですが、課題解決にともに取り組むことで、より良い成果が期待できる場合には、適切な協働の関係を築けばよいと考えられます。

⑤ NPO法人数の推移

本県のNPO法人数は平成14年度末の390団体から22年度末には約4倍の1,600団体超へと増加し（図7）、全国で6番目に多い県となりました。県行政による施策展開のほか、市民活動団体にとって身近な支援拠点となる市民活動支援センターを設置する市町村行政も年々増えており、23年4月現在で20市町となっています。

23年度に各市町村の市民活動担当課に対して実施したアンケート調査でも、「以前よりNPO活動が盛んになってきたと思う」と回答した市町村の割合は53.7%と、16年度に比べて11.4ポイント増加しています（図8）。

図7 NPO法人認証数の推移（全国と千葉県の比較）

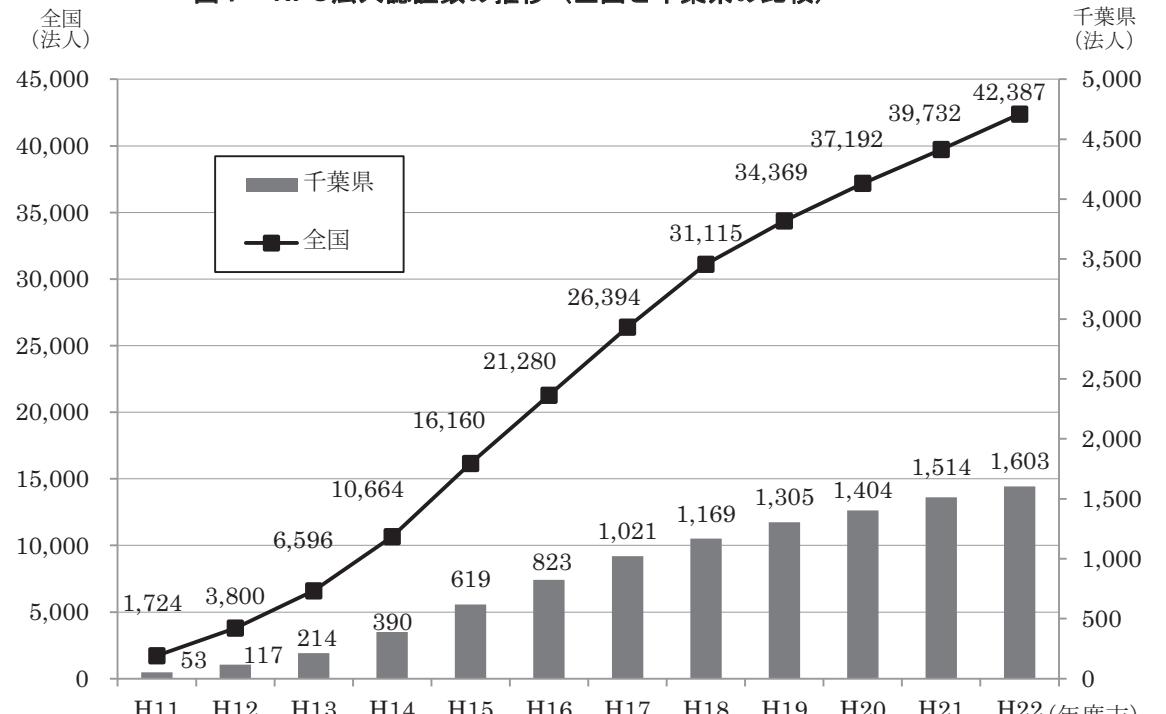
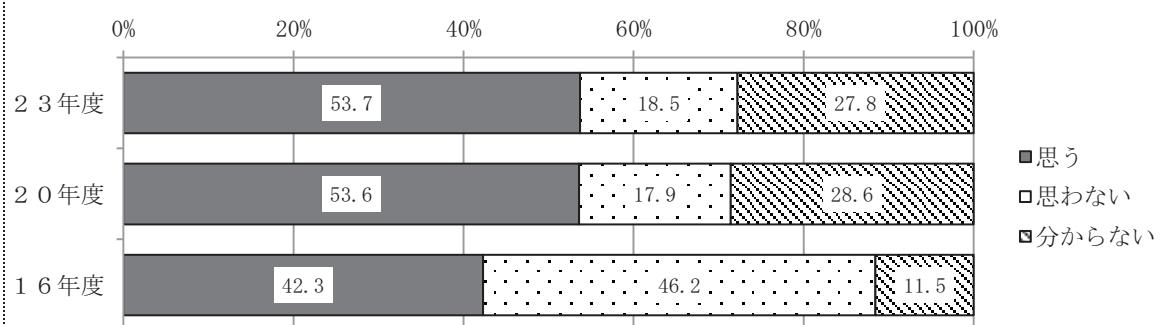


図8 以前よりNPO活動が盛んになってきたと思う市町村の割合

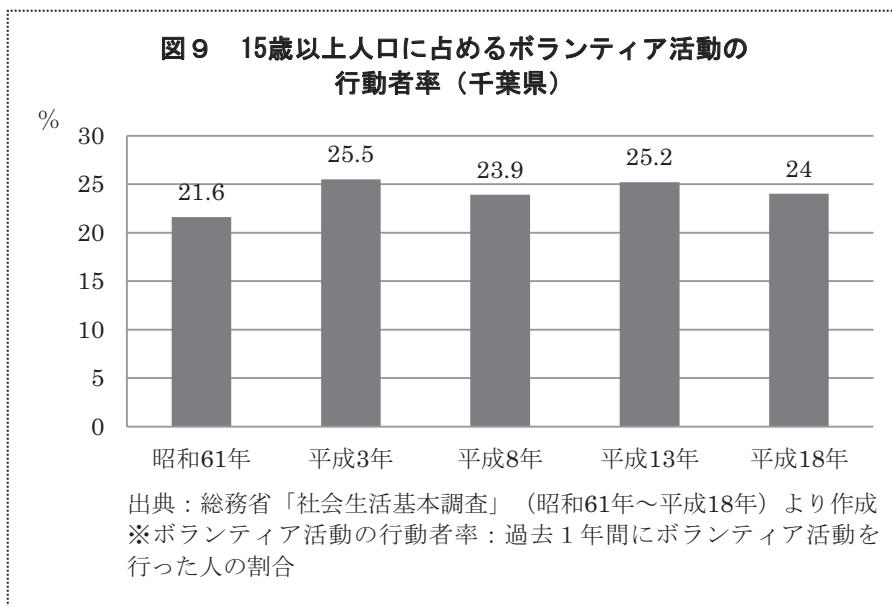


出典：千葉県「市町村アンケート調査」結果（平成23年度）

2 ボランティア活動の現状と課題

(1) 本県におけるボランティア活動の状況

総務省の「平成18年社会生活基本調査」によると、過去1年間にボランティア活動を行った本県県民の割合（15歳以上人口に占めるボランティア活動の行動者率）は24%となっており、昭和61年の21.6%から緩やかに増えています。（図9）。活動分野としては「まちづくりのための活動」の行動者率が9.8%で最も多く、「自然や環境を守るための活動」が6.1%、「子供を対象とした活動」が5.3%と続いています。



(2) ボランティア活動に関する課題

「第42回県政に関する世論調査」によると、これまでにボランティア活動を行った県民の割合は13.8%となりました（図10）。

未経験者のうち、今後、活動してみたいと思う県民の割合は24.3%で（図11）、活動してみたい主な分野としては、「地域の美化・環境保全に関する活動」が37.8%、「災害時のボランティア活動」が35.3%、「高齢者の福祉活動」が35.0%となっています（図12）。性別・年齢別の特徴として、「地域の美化・環境保全に関する活動」は男女ともに65歳以上の回答割合が最も高く、「災害時のボランティア活動」は20代から40代にかけての男性が、また「高齢者の福祉活動」は60～64歳の女性が多く回答しています。

その一方で、「活動してみたいと思わない」又は「分からない」と回答した人の主な理由として、「体力的に余裕がない」が48.4%、「時間的に余裕がない」が46.0%となっています（図13）。男女ともに、若い世代ほど「時間的に余裕がない」との回答割合が高く、その反対に年齢層が上がるほど「体力的に余裕がない」の回答割合が高くなる傾向にあります。

こうした状況の中で、東日本大震災によって高まったボランティア活動の参加機運を一過性のものとせず、将来にわたり参加者が増加していくようになるためには、継続的に社会貢献意識の醸成を図っていく必要があります。また、ボランティア活動への参加機会の拡大を図り、あらゆる世代の県民が様々な種類の活動に触れ、気軽に参加できるようにしていくことも重要です。

図10 ボランティア活動経験

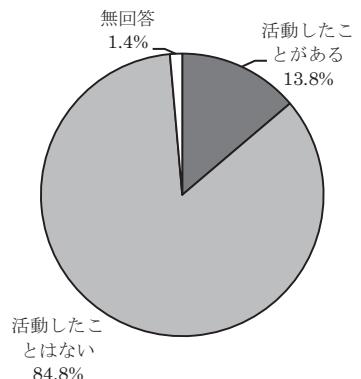
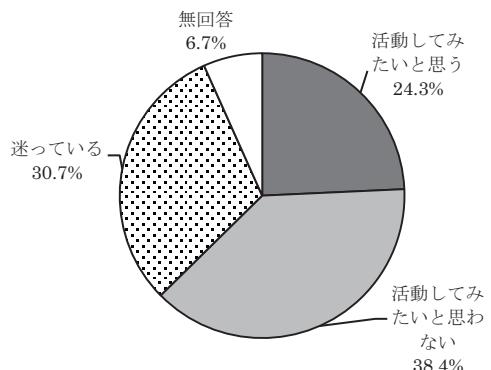
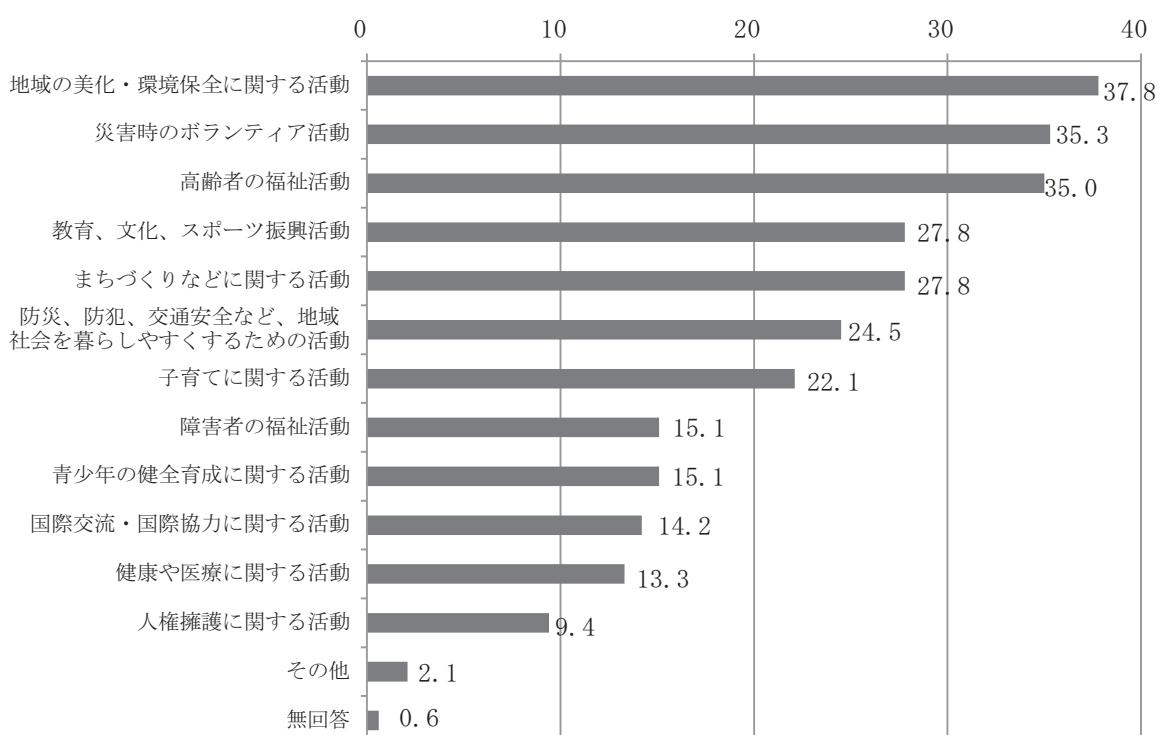


図11 今後のボランティア活動意向



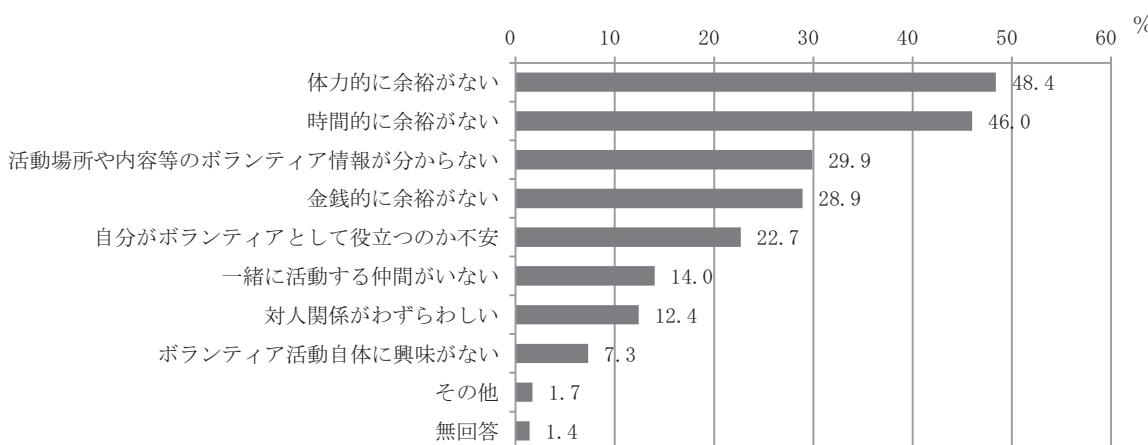
出典：千葉県「第42回県政に関する世論調査」結果（平成23年度）

図12 ボランティアとして活動してみたい分野



出典：千葉県「第42回県政に関する世論調査」結果（平成23年度）

図13 ボランティア活動をしない理由



出典：千葉県「第42回県政に関する世論調査」結果（平成23年度）

3 地域コミュニティにおける県民活動の取組

(1) 住民有志で取り組む地域コミュニティの課題解決

地域コミュニティ内では、自治会・町内会などの地縁団体による活動が一般的ですが、その一方で、地域の有志が集まり、自分たちの地域を良くしようと活動する団体が増えています。

前者の地縁団体は、もっぱら共益的な活動を行っている場合が多くみられます。これに対して、後者は地域の課題解決を図るために公益的活動を行う市民活動団体の一類型といえるものであり、より専門的・効率的に共助のネットワークを展開できるものと期待されています。

そのほか、防犯活動や交通安全活動をはじめ、自主防災組織、消防団、地区社会福祉協議会、こども会、PTAなど、それぞれの活動の中にも、ボランティア活動と考えられるものがあります。

(2) 地縁団体の重要性の再確認

東日本大震災によってこれまでの自治会・町内会について見直す動きも出てきました。県内では震災後の住民の安否確認や行政との連絡等で、自治会・町内会が大きな役割を果たしたケースがあり、改めてその重要性が認識されました。

自治会・町内会は自治機能を担うだけでなく、市町村行政との接点としての機能も持っているため、本来、地域コミュニティ内の情報共有を図る上で最適な組織といえるものです。しかし、都市化や住民の高齢化が進み、助け合い意識の希薄化、地域住民間の一体感・連帯感の低下等によって自治会・町内会の加入率の低下が進んでおり、地域コミュニティが本来持っていた防犯や防災、福祉などにおける支え合いや助け合いの機能の低下が懸念されています。

希薄化した地域コミュニティを再度つなげ直すためには、まず、災害対策における自主防災機能の総点検を行う中で、地域住民が地域コミュニティの活動に关心やメリットを感じられる仕掛けづくりを行い、自治会・町内会に加入しやすい環境づくりを図っていくことが必要です。

IV わたしたちが目指す千葉県とは

「II 県民活動が求められる背景」、「III 本県の県民活動をめぐる状況」を踏まえ、私たちはどのような地域社会を、そして千葉県を創っていけばよいのでしょうか。本計画の実施により目指す千葉県の姿を以下のとおりとします。

誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域のみんなで創る支え合いと活力のある千葉県

このような千葉県を実現するために、どのようなことが必要なのでしょうか。

1 県民一人ひとりの県民活動への広範な参加

(1) ライフステージに合せたボランティア活動への参加

「誰もがあたりまえのように県民活動に参加する」社会においては、ライフステージに応じて、多くの県民がボランティア活動に参加することが望まれます。

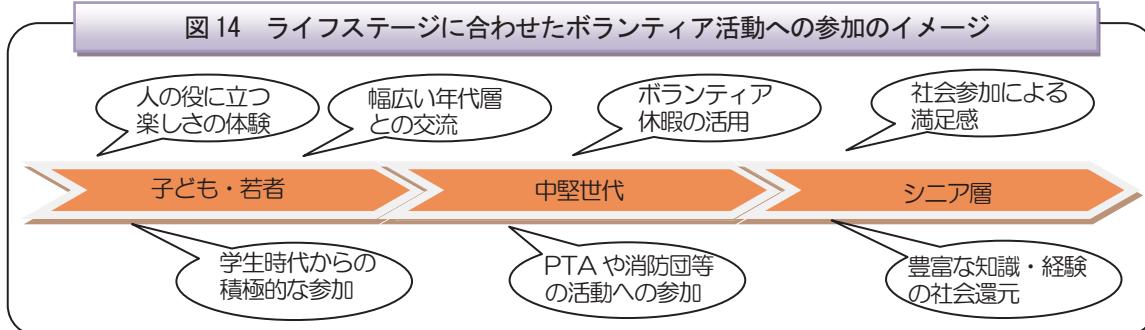
子どもの頃は人の役に立つことの大切さや楽しさを体で感じることが重要です。幼稚園・保育園や小学校のクラス全員で老人ホームを訪問し、歌を歌うなどの体験が、成長してからの県民活動への自発的な参加につながることが期待されます。

10代後半から20代の若者については、震災を契機として若者のボランティア意識が高まってきています。将来の社会の担い手となる学生の積極的かつ持続的な参加が期待されるとともに、社会に出てからも、折に触れてボランティア活動に参加し、幅広い年代層の方と交流を深めるなど地域と関わることの意義と楽しさを理解し、再認識していくことが望れます。

30代から50代の中堅世代は、仕事や子育てに忙しいこともあります。継続的に地域に関わっていくことは難しいかもしれません、例えばPTAや消防団など、この年代でこそ果たせる役割があり、可能な範囲で地域と関わっていくことが重要です。また、日々仕事に追われる方であっても、ボランティア休暇制度を活用するなど、仕事とは別の形で社会に貢献していくことが期待されています。

シニア層については、豊富な知識や経験を有していることから、それらをボランティア活動を通じて社会に還元するなど、退職後も引き続き積極的に社会参加を続けていくことが望れます。そのことは本人にとっても、退職後も社会と関わり、社会に役立つことで深い満足感を得るという意味でも重要です。シニア層は、ボランティア活動の主役となり、地域社会における重要な担い手、新たな互助・共助の担い手として活躍していくことが期待されます。

図14 ライフステージに合わせたボランティア活動への参加のイメージ



(2) 専門的知識とノウハウを有する県民のボランティア活動への参加

ボランティア活動に参加している人の中には、高度な技能や専門的知識、ノウハウを有した方も多くいます。土木、上下水道、建築、機械、環境、化学などの豊富な経験と実績を有する技術者の集団や、弁護士や医師などの専門家の集団などが、幅広い分野で活躍しています。

その中でも特に、シニア層の人々がボランティア活動を組織的・継続的に行い、この活動が地域社会に還元され、地域の活性化につながることでより良い社会の実現が期待されています。

・「プロボラ」と「プロボノ」

一般的に、医師や教師などの各分野の専門家が職業上持っている高度な知識や技能、経験を生かしてボランティア活動を行う者を「プロボラ」（プロフェッショナル・ボランティア）と言います。

また、ラテン語で「公共善のために」を意味する「プロボノ」（pro bono publico）というものもあります。プロボノ活動は、米国の弁護士が始めた無料の法律相談が発端となって、徐々に各分野へ広まってきたもので、従来はボランティア活動に縁遠かった分野でもプロボノ活動が広まりつつあります。

(3) 出來ることから始めるボランティア

「第42回県政に関する世論調査」によると、ボランティア活動をしたことがなく、今後も活動してみたいと思わない、あるいは迷っていると回答した人の理由として「体力的に余裕がない」、「時間的に余裕がない」が1、2位を占め、ボランティア活動の負担感の大きさが参加の大きな障害となっていることが分かります。

ひとくちにボランティア活動といつても活動分野や規模は様々であり、初めから本格的に取り組む必要はありません。地域の清掃活動への参加や地域行事の手伝いなど、自分にとって身近な活動や手軽な活動から始めていくことが大切です。

一方で、ボランティアが地域社会の担い手としての役割をしっかりと果たしていくためには、一人ひとりが、使命感と責任感をもってボランティア活動を行う必要があります。

さらに、個人としてボランティア活動に参加するだけでなく、市民活動団体のスタッフとして運営に携わるなど、中心的に活動することや、志を同じくする仲間を自ら集めて、団体を設立して力強く県民活動を展開していくことも期待されます。

(4) 寄付も県民活動への参加の一つ

時間的制約など、様々な事情から県民活動への直接参加が難しい人にも、寄付によって支援するという参加方法があります。東日本大震災においても、全国各地から日本赤十字社や共同募金会へ義援金が集まりました。被災地で復旧活動に取り組む市民活動団体の活動内容を見て自ら判断し、賛同した多くの人々からの直接支援も増えました。

寄付は、県民活動を資金面で支えていくという点で重要な参加の形です。

(5) 被災地での活動経験を生かすことが大切

東日本大震災におけるボランティア活動では、初めて参加した人々も少なくないと考えられます。今後も被災地への思いを風化させることなく、継続的に活動へ参加していくことが重要です。

また、今回の震災では、多くの人々が都道府県域を越えて、ボランティアとして被災地支援にかけつけました。こうした「人のために役に立ちたい」という思いを、被災地だけでなく自らが住む地域にも向け、自分の身近な活動にも積極的に参加していくことが望まれます。

2 市民活動団体による地域課題解決に向けた主体的な取組

(1) 県民活動の主役としての市民活動団体

市民活動団体は、地域社会にある多様な課題を解決するというミッション（社会的使命）や価値観に基づき、組織として継続的に活動に取り組んでいます。その活動は、行政や企業と比べると、次のような特徴を持っています。

まず、社会的課題の多様性や複雑性に対応して、幅広い分野で多様な取組を行っており、その内容には創造性と専門性があります。少数の人々が抱えるニーズであっても、「目の前の困っている人たちを助けたい」という思いから支援に取り組んでおり、きめ細かなサービスは行政や企業では難しいものです。また、社会の変化や多様なニーズに柔軟かつ機動的に対応できることも市民活動団体の大きな特徴で、とりわけ行政では実施が難しい、先駆的な取組が数多くみられます。

さらに、ミッションの達成を優先し、企業では参入が難しい収益性の低い分野でもサービスの提供を行う団体もあります。

市民活動団体は、「市民自らが地域の課題を解決する」ための主役として、様々な課題に取り組んでいく存在です。

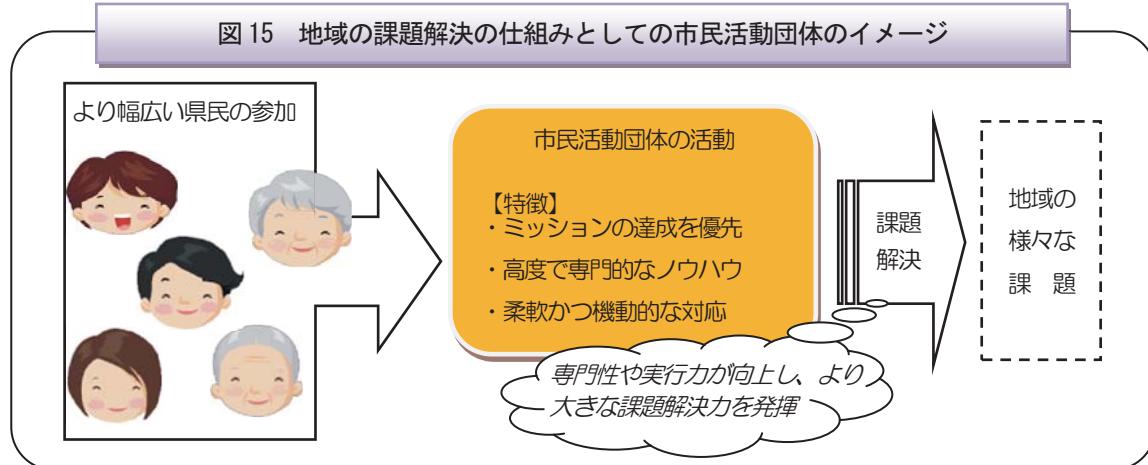
(2) 課題解決のための仕組みとして大きな役割を発揮

市民活動団体は、組織ならではの課題解決力の強さをもっています。県民一人ひとりがボランティアとして地域に貢献することはとても重要ですが、ボランティアはあくまで個人であるため、その力には一定の限界があります。課題解決には、社会にある課題の本質をとらえ、仕組みを作り、様々な主体を巻き込みながら対処していく必要がありますが、こうした取組には組織化が有効です。市民活動団体に人材が集まり、専門性や実行力が高まることで、より大きな課題解決力を発揮することができます。

また、市民活動団体の多くは課題解決のための高度で専門的なノウハウを有しています。市民活動団体が積極的に地域コミュニティに入っていき、地縁団体をはじめとする様々な主体と情報を共有し、相互に協力することにより、多くの地域課題の解決がより効果的になされるものと期待されます。

最近では、地域の有志が集まって自分たちの地域をよくしようと活動する市民活動団体も増えてきており、こうした団体が課題解決のための専門的な知識や技術を有する市民活動団体の支援を受けながら、活動を活発に展開していくことも重要です。

図15 地域の課題解決の仕組みとしての市民活動団体のイメージ



(3) ボランティア活動を促進し地域をつなぐ市民活動団体

県民が幅広くボランティア活動に参加し、力を発揮するためには、県民の活動参加を促す場と機会を創出する組織・団体の役割が重要です。市民活動団体は、この役割を担う中心的存在といえます。市民活動団体がコーディネート力を発揮することで、課題解決が進むだけでなく、県民の社会参加が促され、他の県民や団体とのつながりが生まれ、さらに大きな力に発展していくことが期待できます。

また、地域の課題は、福祉、環境、まちづくりなど多様であり、相互に関連している場合が多いと考えられます。こうした課題をひとつの主体が全て解決することは困難であり、様々な主体が手をつなぐことでより効果的な解決が図られる可能性があります。

「新しい公共」の考え方では、市民、市民活動団体、企業など様々な主体が地域の課題解決のために活動していくことになりますが、市民活動団体には、こうした様々な主体を結び付けるつなぎ役としての活躍が期待されます。

(4) 社会的な信頼性向上の大切さ

市民活動団体は、活動を展開する中で、様々な課題を抱えていますが、特に財政的基盤が弱い団体が多いということが「県民活動実態・意向調査」などから明らかになっています。

そのため、平成23年6月に改正された認定NPO法人制度を活用することなどにより、県民から寄付などの形で幅広い支持を受けることで、安定した財政基盤を確立していくことが期待されます。

また、活動への参加者を増やしたり、より多くの寄付を受けようとしたとき、地域社会の中で認知度や信頼度を高めることが重要となります。そのためには市民活動団体のミッションや具体的な取組を広く知ってもらい、共感・賛同を得るとともに、団体の組織や財務等の実態を明らかにすることで社会的信頼を高めることができます。

(5) 一層重要性を増す支援組織の役割

県内の市民活動団体の増加に伴って、その活動を支援する市民活動支援センターも年々増えつつあり、行政等も含めた支援体制のなかで存在感を増しています。県民活動を活発にしていくためには、市民活動支援センターや民間の市民活動支援組織、ボランティアセンターなどの支援組織が果たす役割が重要であり、個々の支援組織における人材の育成や支援組織間の連携等によって、その支援機能を拡充していくことが期待されます。

(6) コミュニティビジネスによる地域課題の解決

県民、市民活動団体、企業などの様々な主体が互いの能力や地域資源を生かし協力しながら、新たなビジネスを立ち上げる形で課題解決を図る、いわゆるコミュニティビジネスに取り組む市民活動団体が近年増えています。

こうした取組は、地域における人材やノウハウ、施設、資金等を活用することで、地域コミュニティを活性化し、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいなどをつくり出すことを主な目的や役割とすることが多いと言われています。

コミュニティビジネスとして取り組むことで、その活動が経済的に自立し、継続的に実施していくようになることが期待されます。

3 市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など様々な主体が連携した取組

(1) 様々な主体の連携による地域課題の解決

地域の課題は、福祉、環境、教育、防犯、防災など様々であり、課題解決の担い手となる主体も、市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など様々です。

多様化する地域の課題を解決するには、市民活動団体をはじめとする個々の主体が単独で取り組むよりも、様々な主体がそれぞれの特性を生かし役割を分担して取り組むことが効果的です。

また、企業が地域の一員として社会貢献活動を重視してきているほか、学校においては、子どもの社会性を育むために教育活動における地域との連携が必要とされるなど、地域への関わり方も大きく変化しています。

こうした変化に対し、市民活動団体と様々な主体が連携・協働することで互いの力を発揮し、より良い社会をつくっていくパートナーとして共に地域づくりに取り組むことが期待されます。

(2) 様々な主体が連携して関わる新たな地域コミュニティの仕組み

様々な主体の連携による地域づくりを促進する仕組みの一つとして、近年では、自治会などが、おおむね小・中学校区を単位としてより多くの主体をメンバーとする組織（地域まちづくり協議会、地域福祉フォーラム等）を設立する動きも出てきています。

一つの自治会などでは対応できない課題でも、他の地縁団体や、市民活動団体等と連携することで、新たな解決策を導き出すことが期待できます。また、こうした取組を通じて、市民活動団体と地縁団体が連携していくことで、より地域を網羅的にカバーした取組や、地域に密着した取組を展開していくことができます。

このような地域コミュニティにおける新たな仕組みづくりは、市町村行政を中心に進められていますが、県行政も様々な観点から側面的な支援を行うことで、住民の自主・自立に基づく相互扶助が盛んな地域社会、県民が安心して暮らせる地域社会を実現していくことが期待されます。

・地域まちづくり協議会

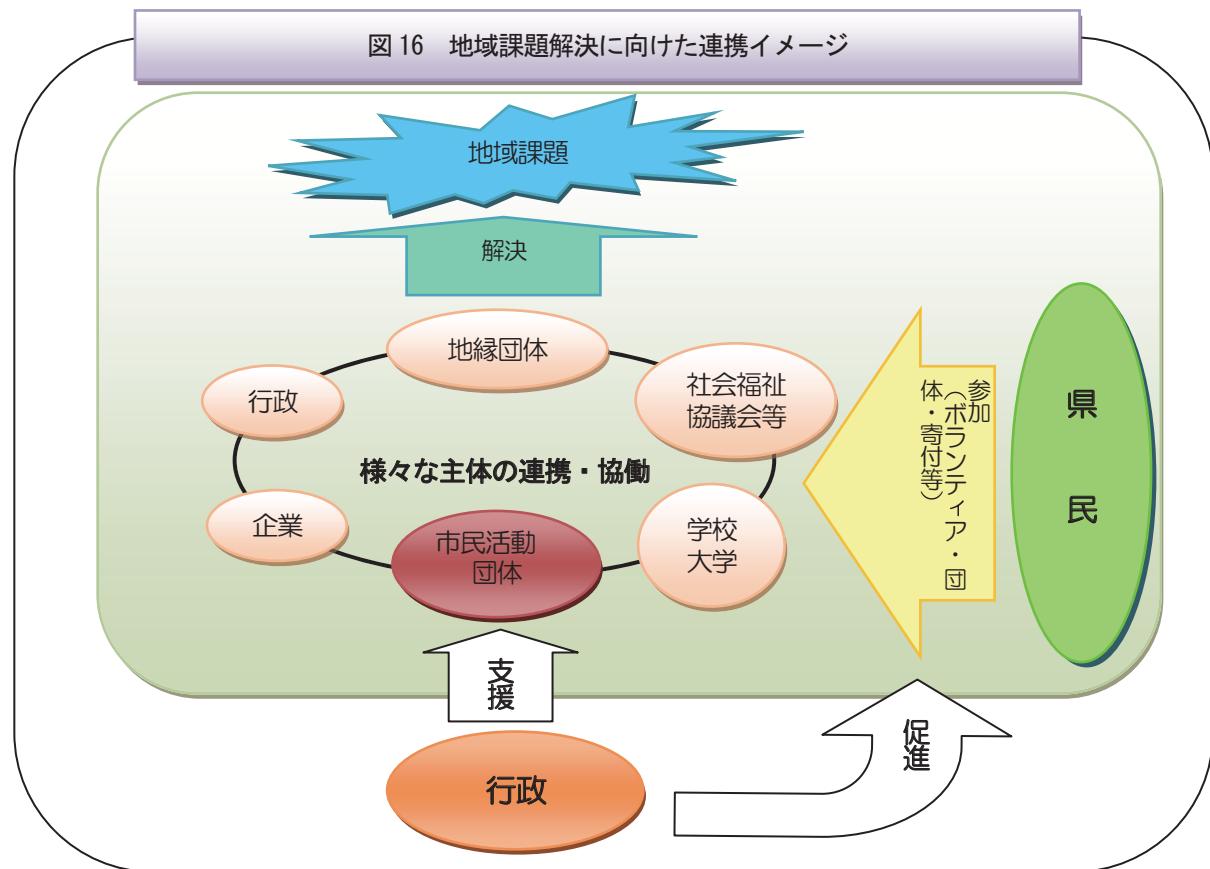
おおむね小・中学校区を単位として、自治会・町内会をはじめ、地域内で活動する様々な分野の団体・組織が連携・協力して地域の課題を解決していくための組織づくりを後押しする市町村が現れています。組織の名称は地域によって様々ですが、本計画では県内の事例に即して「地域まちづくり協議会」と呼んでいます。

・地域福祉フォーラム

地域住民が、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体等の地域福祉の担い手、さらには就労、教育、防災、防犯をはじめとする各分野の人たちと協働して、地域における福祉などの在り方・取組方法を考えていく組織です。

この地域福祉フォーラムは、千葉県独自の取組として行われているもので、小域福祉圏（小学校又は中学校区）、基本福祉圏（市町村）、広域福祉圏（健康福祉センター圏域）の3層福祉圏域ごとに設置されます。

以上に示した地域社会の姿を、特に連携を重点に置きながら、全体的なシステムとして図示すると、以下のようなイメージとなります。



V 施策の方向性

1 県行政の役割

「III 本県の県民活動をめぐる状況」で掲げた課題を踏まえ、わたしたちが目指す千葉県の姿を実現していくにあたり、県行政が果たすべき役割を以下のとおり整理します。

- 多くの県民が県民活動に関心を持ち、参加し、その結果、理解や共感を持つてもらうことが重要です。そのためには、広報・普及啓発を強化していく必要があります。
- 市民活動団体の活動基盤を強化するための環境・条件整備を行っていく必要があります。
- 市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など地域の様々な主体がより強固な連携の仕組みを構築していくための環境・条件整備を行っていく必要があります。
- 市民活動団体と行政がお互い相手を尊重し、対等な関係のもとで、積極的に協働を進めていくことが重要であり、そのため行政と市民活動団体とのパートナーシップ体制の更なる強化を図る必要があります。

これを踏まえ、施策の方向性を以下の4つの柱に整理します。

- 1 県民活動への理解や参加の促進**
- 2 市民活動団体の基盤強化等の支援**
- 3 地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進**
- 4 市民活動団体と行政との協働の推進**

また、計画の進捗状況を確認するため、4つの方向性ごとに成果を測る指標を設定します。

2 施策展開の方向性

前項「1 県行政の役割」で整理した4つの柱に沿って、施策の方向性を整理します。

1 県民活動への理解や参加の促進

多くの県民があたりまえのように県民活動に参加することで地域に関わっていく社会の実現に向けて、県民の県民活動に対する理解を深め、活動への参加を促進するため、活動体験の場と機会を提供するとともに、様々な形で広報・普及啓発を行います。

- 県民の社会貢献意識を喚起し、より多くの県民が、県民活動に積極的に参加するよう、様々な広報・普及啓発を行うとともに、市民活動団体の活動やボランティア活動への関心を高め、意義や役割などについて理解を深める機会を提供します。
- 世代を超えた広範な県民の参加を促進するため、シニア層を中心として、多くの市民活動団体との接点をつくり、各々の希望に応じた多彩な活動を体験できる場と機会を提供します。
- 市民活動支援センターやボランティアセンターなどの市民活動団体を支援する組織間の連携を強化するとともに、県民が県民活動に継続的に参加できるような体制を整備します。

<施策の方向性の成果を表す指標>

目標項目	現状	目標
市民活動団体の活動を知っている人の割合	57.4% [*] (平成23年度)	70% (平成26年度)
ボランティア活動に参加したことのある人の割合	13.8% [*] (平成23年度)	20% (平成26年度)

* 両指標とも、第42回県政に関する世論調査結果（平成23年度）より

2 市民活動団体の基盤強化等の支援

市民活動団体が、安定的、継続的に活動を実施していくよう、団体の組織・事業・資金調達力等の基盤の強化に向けた支援を行います。

- 市民活動団体が活動する上で課題となっている組織運営力・事業開発力・資金調達力等の向上に向けた支援を行います。
- 民間の市民活動支援組織を中心となって、県民や市民活動団体、企業など地域の様々な主体を結びつけ、相互の資源やサービスの提供を促進することで、地域の課題解決に向けた取組を支える仕組み（民が民を支える仕組み）の普及に向けた支援を行います。
- 市民活動団体の活動を支える市民活動支援センターや民間の市民活動支援組織同士の連携による機能強化を図るとともに、専門的能力をもつ人材育成の取組を支援します。

<施策の方向性の成果を表す指標>

目標項目	現状	目標
市民活動団体の活動へ参加（活動・寄付・支援）している人の割合	22.0% ※1 (平成23年度)	25% (平成26年度)
寄付を受けたことがあるNPO法人の割合	45.8% ※2 (平成23年度)	50% (平成26年度)

※1 第42回県政に関する世論調査結果（平成23年度）より

※2 県民活動実態・意向調査結果（平成23年度）より

3 地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進

県民の視点に立ったより良い地域を作っていくため、市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など地域の様々な主体が連携・協働して行う、地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援を行います。

- 多様な主体の連携・協働による地域課題の解決に向けた取組に対して支援を行います。
- 地域の様々な主体と市民活動団体が出会う場づくりや、連携の取組事例を紹介することで、お互いの特性・専門性や連携の必要性に関する理解を深めるなど、連携の促進に向けた支援を行います。
- 地域コミュニティの活性化に向けた様々な主体による連携の仕組みづくりについて、情報提供や地域を支える人材の育成を図るなど、様々な形で支援を行います。

<施策の方向性の成果を表す指標>

目標項目	現状	目標
地域の様々な主体と連携している市民活動団体の割合	65.4% [*] (平成23年度)	75% (平成26年度)

* 地域の様々な主体と連携・協力しているNPOの割合に係るアンケート調査結果（NPO法人を対象に平成23年実施）より

4 市民活動団体と行政との協働の推進

市民活動団体と行政とのパートナーシップ体制の更なる強化を通して、行政と市民活動団体が地域の課題を共有し、その解決に向けた効果的な施策づくりを進めます。

また、住民に最も身近な市町村行政と市民活動団体との協働が普及・浸透するよう、県行政と市町村行政の間で情報交換を行うなどの連携を図ります。

- 県職員の市民活動団体や協働に対する理解の促進と、県行政と市民活動団体とのパートナーシップの推進を図ります。
- 市町村行政と県行政がともに先進事例などを学び合うなどの活動を通して、市民活動団体と市町村行政との協働に向けた環境づくりを支援します。
- 市町村行政と市民活動団体との出会いの場を設けるなど、協働の促進を図ります。
- 全国の自治体と交流・連携し、情報交換などを行うことにより、より良い協働のあり方や支援施策に反映させていきます。

<施策の方向性の成果を表す指標>

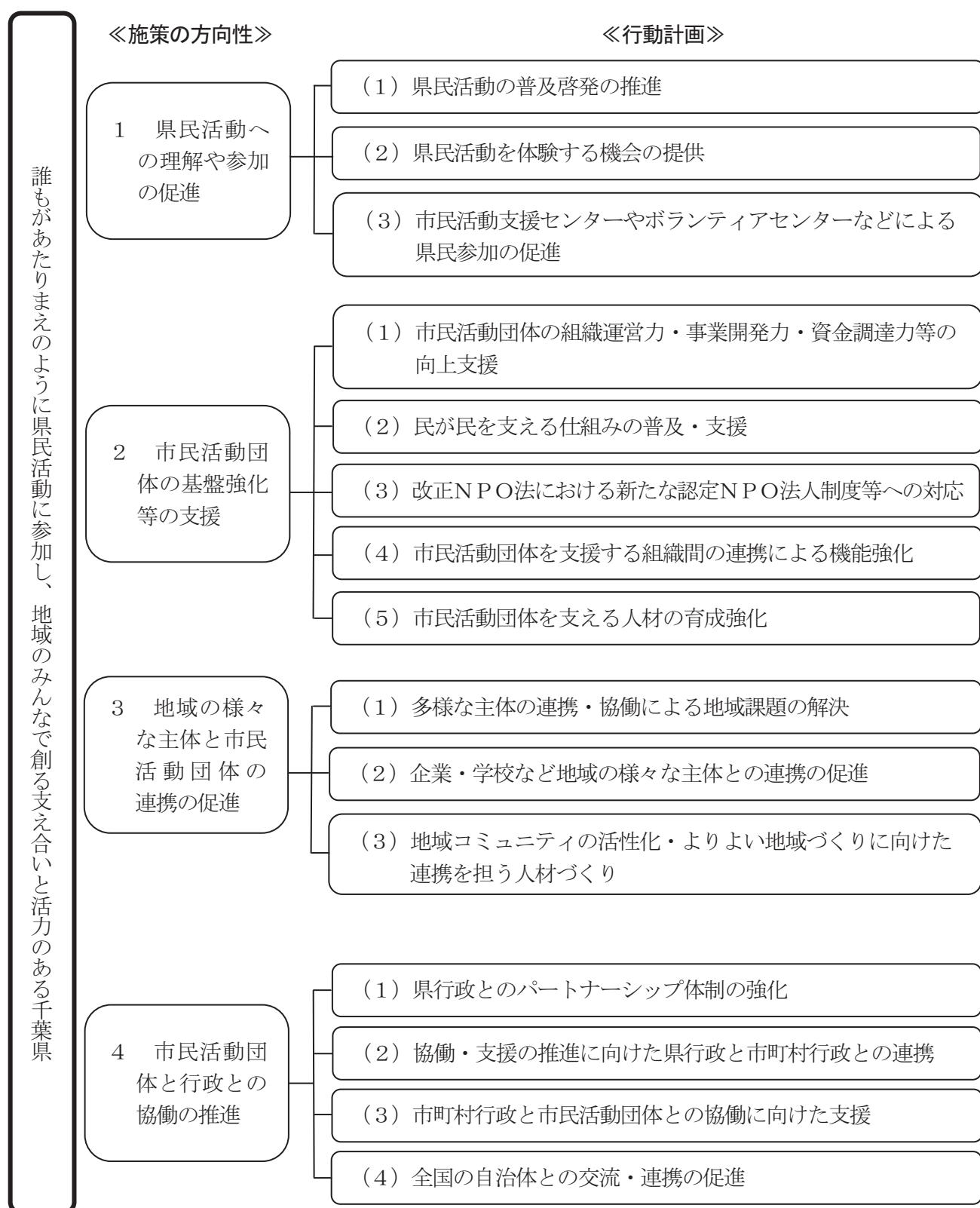
目標項目	現状	目標
市町村行政・県行政と市民活動団体との協働事業の件数	324件※ (平成22年度)	400件 (平成26年度)

※ 千葉県NPO・ボランティア関連事業一覧（平成23年度）、県内市町村NPO・ボランティア関連事業一覧（平成23年度）より

VI 行動計画

施策の方向性で整理した4つの柱に沿って施策を展開していくため、次のとおり施策の具体的な行動計画を定め、平成24年度から平成26年度までの3か年で実施します。

＜施策の体系図＞



1 県民活動への理解や参加の促進

多くの県民があたりまえのように県民活動に参加することで地域に関わっていく社会の実現に向けて、県民の県民活動に対する理解を深め、活動への参加を促進するため、活動体験の場と機会を提供するとともに、様々な形で広報・普及啓発を行います。

(1) 県民活動の普及啓発の推進

できるだけ多くの県民が、ボランティアとして積極的に地域の活動に参加していくためには、県民活動の意義や役割を理解し、参加への意欲を持ち、活動の場につながることが必要です。

そこで、ホームページや情報誌などの各種広報媒体や「県民活動情報オフィス」を活用した情報発信を行うとともに、多くの県民を対象にしたシンポジウムや説明会、講座の実施など様々な機会や方法により普及啓発を図ります。

また、市民活動団体の活動やボランティア活動へのより多くの県民の理解と参加に向けた様々な催しを実施する強化月間「ちばN P O月間」を展開して、県民の市民活動団体への参加意欲の向上を目指します。

・「ちばN P O月間」における各種普及啓発イベント



【市民活動フェスタ】

ステージイベントや展示など、地域ごとに工夫を凝らした催しを開催

【N P Oの日普及イベント】

N P Oの日(12月1日)に、県内の市民活動団体が、一斉にJ Rの駅頭などでリーフレットを配布

(2) 県民活動を体験する機会の提供

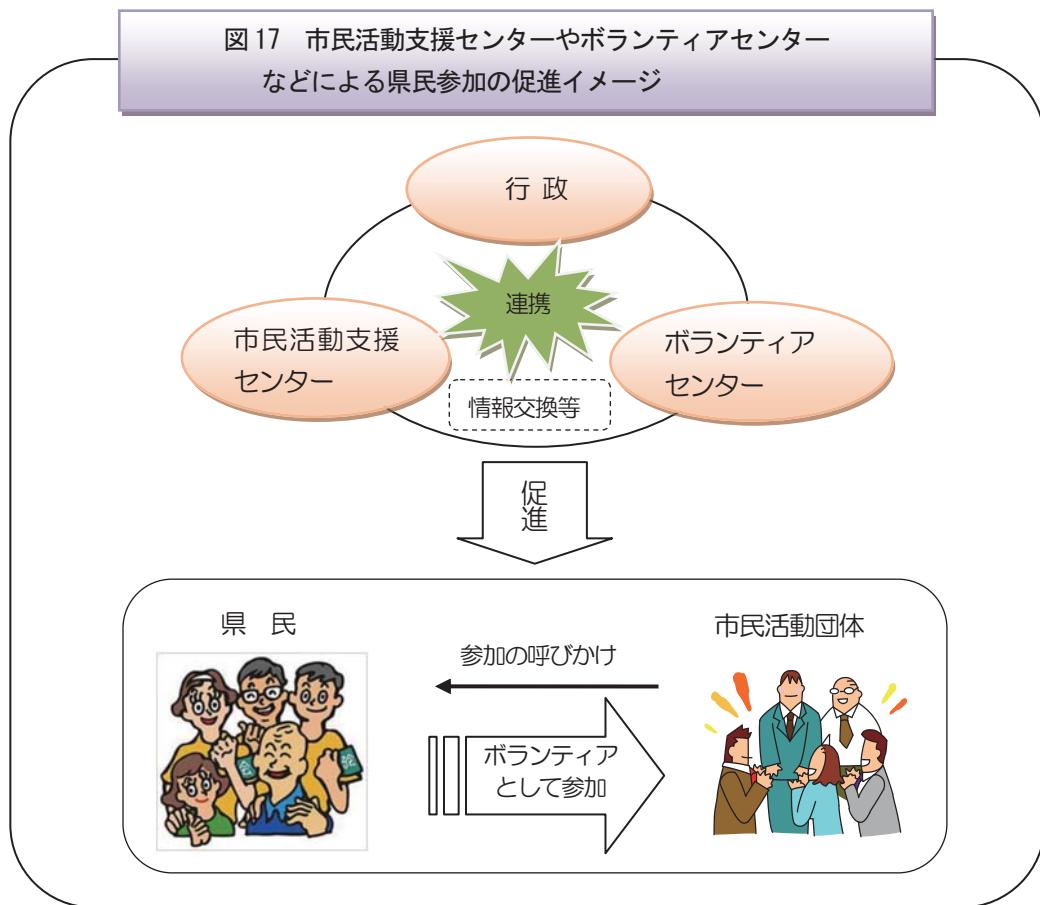
世代を超えた広範な県民の参加を促進していくためには、豊富な知識・経験と高い社会参加意欲をもつシニア層を中心とした県民に市民活動団体の活動を知り、体験できる機会を提供していくことが重要です。

そこで、多彩な市民活動団体との出会いの場や活動体験についての情報を提供するなど、県民の市民活動団体への参加につながる取組を実施します。

(3) 市民活動支援センターやボランティアセンターなどによる県民参加の促進

多くの県民にボランティア活動への円滑な参加を促すためには、市民活動支援センターやボランティアセンターなどの支援組織の果たす役割が重要です。

そこで、支援組織間での情報交換や意見交換などを行う機会を設け、支援組織同士の連携を強化させることにより、その支援機能の充実を図ります。



2 市民活動団体の基盤強化等の支援

市民活動団体が、安定的、継続的に活動を実施していくよう、団体の組織・事業・資金調達力等の基盤の強化に向けた支援を行います。

(1) 市民活動団体の組織運営力・事業開発力・資金調達力等の向上支援

市民活動団体が地域社会の信頼を得て、自立的・継続的に活動を行うためには、団体の組織・事業・資金調達力等の基盤を強化することが重要です。

そこで、情報開示、情報発信、税務・会計、危機管理、IT等を活用した組織運営、地域のニーズを先取りした事業開発、寄付金や助成金・融資などの多様な資金を得るために必要な能力の習得等、団体の活動基盤強化に向けた講習会や相談会等を実施します。

(2) 民が民を支える仕組みの普及・支援

県民や市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など、様々な主体が地域の課題解決に取り組んでいますが、地域をより良くするためには、主体間が連携するとともに、それぞれが持っている資金・物品・人材・サービス等の資源を持ち寄り、生かし合うことが重要です。

県内でも民間の市民活動支援組織が中心となって、地域の様々な主体を結びつけ、相互の資源やサービスの提供を促進することで、様々な主体による地域の課題解決に向けた取組を支える仕組み（民が民を支える仕組み）が構築・運営されています。

そこで、この仕組みがさらに多くの県民や市民活動団体、企業に活用され、地域の課題解決が進むよう、その普及を支援します。

(3) 改正NPO法における新たな認定NPO法人制度等への対応

認定NPO法人制度は、NPO法人の大きな課題である資金不足を解消し、その活動を充実していく上で極めて重要な制度です。

そこで、NPO法人が、平成23年6月に改正されたNPO法において導入された新たな認定制度を活用できるよう、制度全般に関する普及啓発を図ります。

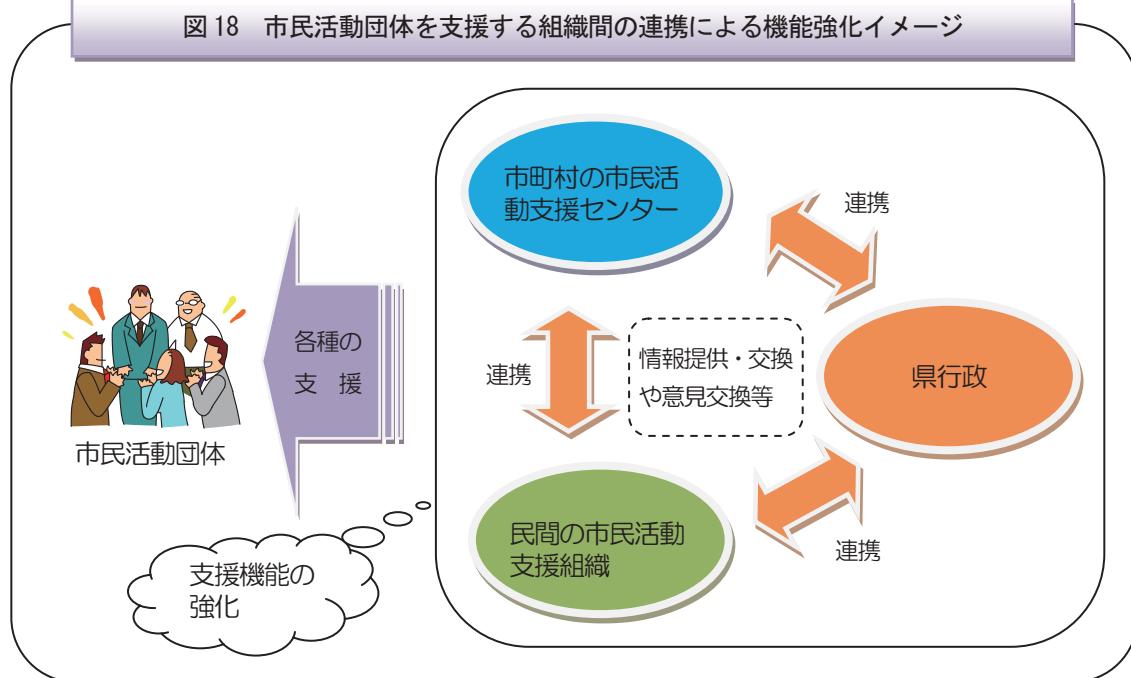
併せて地方税法において導入された、条例個別指定による個人住民税の寄付金税額控除制度を導入する必要性や、導入する際に検討すべき内容等について、新たな認定制度の利用状況を勘案しつつ研究します。

(4) 市民活動団体を支援する組織間の連携による機能強化

市民活動団体が活動しやすい環境整備に向けては、情報提供や相談などを提供する市民活動支援センターや民間の市民活動支援組織間の連携による機能の充実が重要です。

そこで、市民活動支援センターや民間の市民活動支援組織など市民活動団体を支える様々な主体間の連携を促進し、必要な情報提供・交換や意見交換などを行うことにより、市民活動団体を支援する機能の強化を図ります。

図18 市民活動団体を支援する組織間の連携による機能強化イメージ

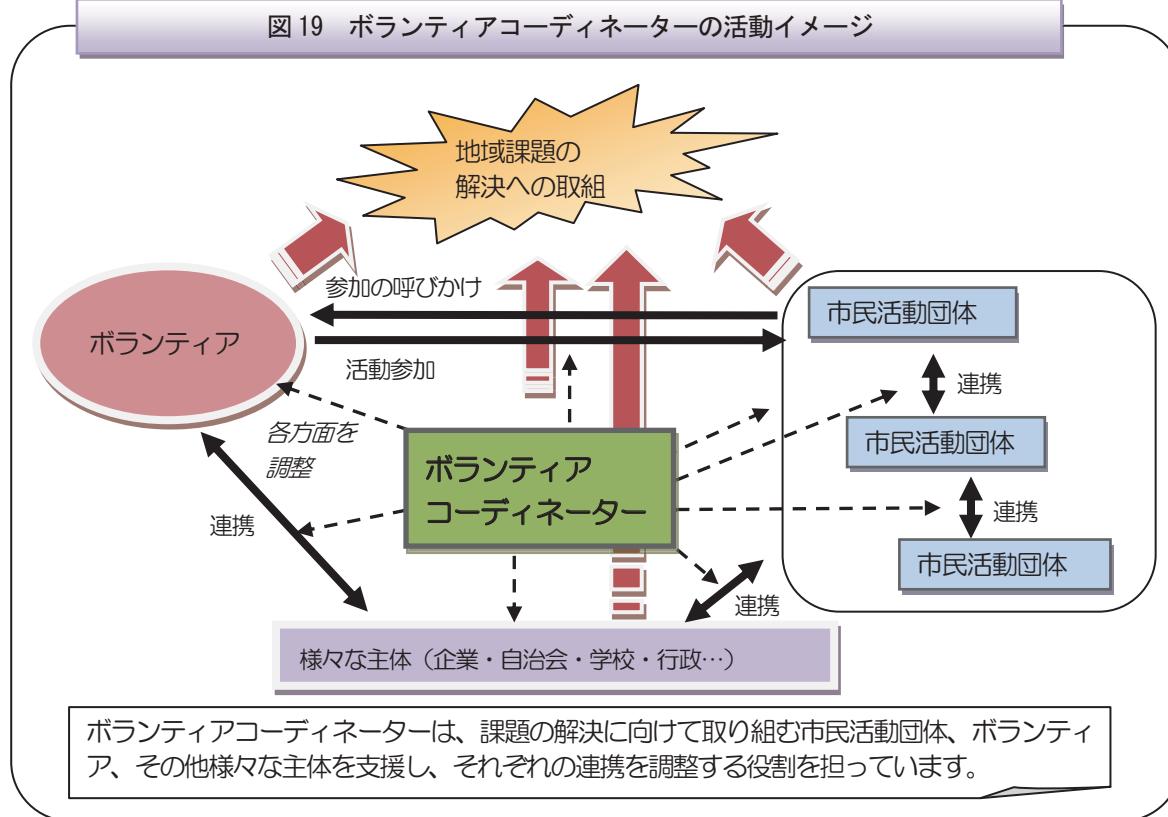


(5) 市民活動団体を支える人材の育成強化

市民活動団体が継続して事業を実施していくためには、活動を支えるボランティアの力を引き出す人材の育成が重要です。

そこで、市民活動団体とボランティアをつなげたり、ボランティア活動の企画・調整を行うなど、市民活動団体とボランティアがそれぞれの力を発揮できるよう支援するために必要な専門の能力を持つ人材（ボランティアコーディネーター）の育成強化を図ります。

図19 ボランティアコーディネーターの活動イメージ



3 地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進

県民の視点に立ったより良い地域を作っていくため、市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など地域の様々な主体が連携・協働して行う、地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援を行います。

(1) 多様な主体の連携・協働による地域課題の解決

地域で発生している様々な課題を解決するためには、市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など多様な主体が対等な立場で議論し、合意形成を行いながら、それぞれの特性を生かし役割を分担して取り組んでいくことが重要となっています。

そこで、多様な主体が連携・協働して行う各地域の課題解決に向けた取組に対して支援を行います。

(2) 企業・学校など地域の様々な主体との連携の促進

地域経済の担い手である企業は、財・サービスの提供や雇用の創出を行うなど、経済活動を通して地域社会に活力をもたらしており、さらに、地域の一員として積極的に社会貢献活動を展開するなど、社会的責任意識が高まっています。

また学校においては、教育に対する社会全体の連携の強化が求められています。

地域の課題解決力を高めていくに当たり、これら企業や学校と、市民活動団体とが相互の理解のもとに連携していくことで、特に大きな相乗効果が生まれることが期待されます。

そこで、企業との連携においては、県行政が調整役となって、企業と市民活動団体との意見交換の場などマッチングの機会を提供し、パートナーシップ事業の成立及び実施を支援するとともに、さらなる連携を促進するため、その事業成果についての広報に努めます。

また、学校との連携については、相互理解を深め、連携に向けての具体的な方策を学ぶための講座を教職員及び市民活動団体のそれぞれに対して開催し、連携促進を図ります。

さらに、地域の様々な主体と市民活動団体が連携・協働して地域課題の解決を取り組んでいる事例を表彰・周知することにより、連携による地域づくりに対する県民の関心を高め、その促進を図ります。

(3) 地域コミュニティの活性化・よりよい地域づくりに向けた連携を担う人材づくり

地域コミュニティを活性化させ、地域をより暮らしやすいものにするためには、コミュニティ内で地域づくりの核となる人材や、専門性をもって地域づくりに貢献する人材の育成が重要です。

そこで、生涯大学校において、元気で意欲のある高齢者を地域活動の担い手として活躍できるよう養成するカリキュラムを導入します。

また、各地域内で活動するボランティアに対して、各種の専門分野についての育成講習を開催します。さらに、県行政や市町村行政の間で地域コミュニティの活性化に向けた情報共有を行い、連携を図ります。

4 市民活動団体と行政との協働の推進

市民活動団体と行政とのパートナーシップ体制の更なる強化を通して、行政と市民活動団体が地域の行政課題を共有し、その解決に向けた効果的な施策づくりを進めます。

また、住民に最も身近な市町村行政と市民活動団体との協働が普及・浸透するよう、県行政と市町村行政の間で情報交換を行うなどの連携を図ります。

(1) 県行政とのパートナーシップ体制の強化

市民活動団体と県行政とのパートナーシップを推進していくには、県庁内の各部局の職員が市民活動団体について理解を深め、具体的な協働事例に触れていくことが大切です。

そこで、協働事業を実施する関係課に協働の窓口となるパートナーシップ推進員を設置し、推進員会議を活用して、市民活動団体や具体的な協働事例及び課題等について知る機会を設けます。

(2) 協働・支援の推進に向けた県行政と市町村行政との連携

県内全域で市民活動団体と行政との協働や市民活動団体の支援を促進していく上で、県行政とともに、最も地域に近い行政組織である市町村行政が、地域の実情を踏まえながら取り組んでいくことが求められています。しかし、市町村行政によって取組状況はまちまちなのが実情です。

そこで、市民活動団体との協働や支援策について県行政と市町村行政が互いに情報交換する場を設けるとともに、県行政と市町村行政がともに先進事例等を学び合うための検討会を開き、各種施策づくりに反映させていきます。

(3) 市町村行政と市民活動団体との協働に向けた支援

市町村行政と市民活動団体との連携を促進し、地域の課題解決力を高めていくには、相互の理解促進や出会いの場の設定などの側面支援が有効であると考えられます。

そこで、市町村の事業担当課と市民活動団体を対象として、それぞれ協働についての理解促進を図る講座を実施するとともに、双方が出会い、課題を共通認識する場として意見交換会等を実施します。

(4) 全国の自治体との交流・連携の促進

市民活動団体の活動を支援し、県行政との協働を進めていく上では、全国の自治体とも交流、連携し、先進的な取組等の情報交換をすることによって、よりよい協働のあり方や施策づくりを行うことが可能となります。

そこで、全国の自治体の連携による市民活動支援施策の向上等を図ることを目的とした「NPO活動推進自治体ネットワーク」や「NPO活動推進自治体フォーラム」への参加を通じて得られた知見を、県行政の協働や支援施策に反映させていきます。

VII 推進体制

(1) 千葉県県民活動推進委員会

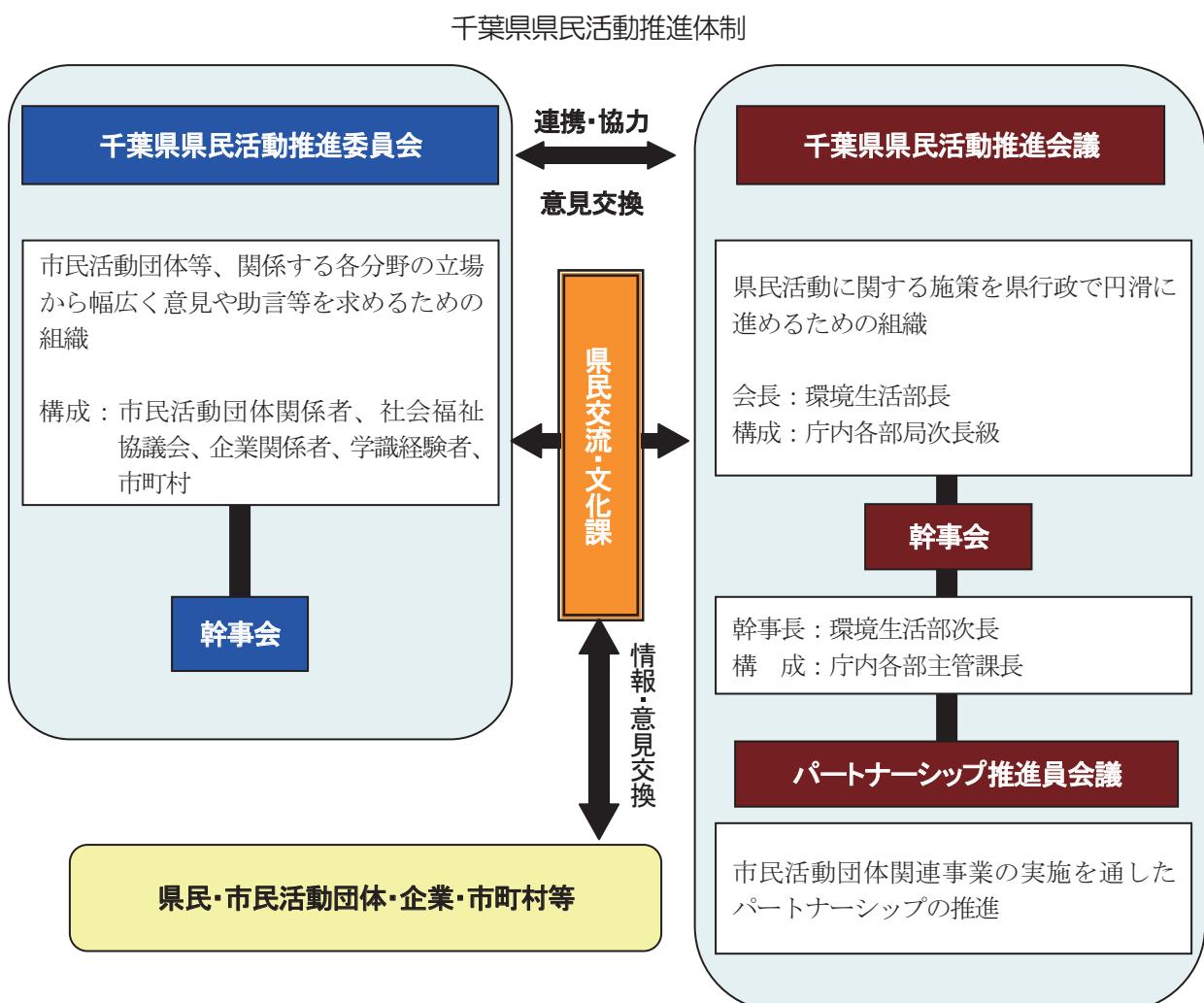
県民活動の推進に当たり、市民活動団体等、関係する各分野の立場からの意見や助言等を広く求めるため、千葉県県民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置しています。

(2) 千葉県県民活動推進会議

県民活動に関する施策を県行政で円滑に進めることを目的として、千葉県県民活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置しています。

推進会議は、推進委員会と協力し、県民活動に対する理解を促進するとともに、市民活動団体との協働を推進していきます。

また、市民活動団体関連事業を実施している担当課職員などを「パートナーシップ推進員」とし、パートナーシップ推進員会議を通して情報を共有し、各部署が共通の認識を持って連携・協力を図りながら、県庁内が一体となって市民活動団体とのパートナーシップを推進していきます。



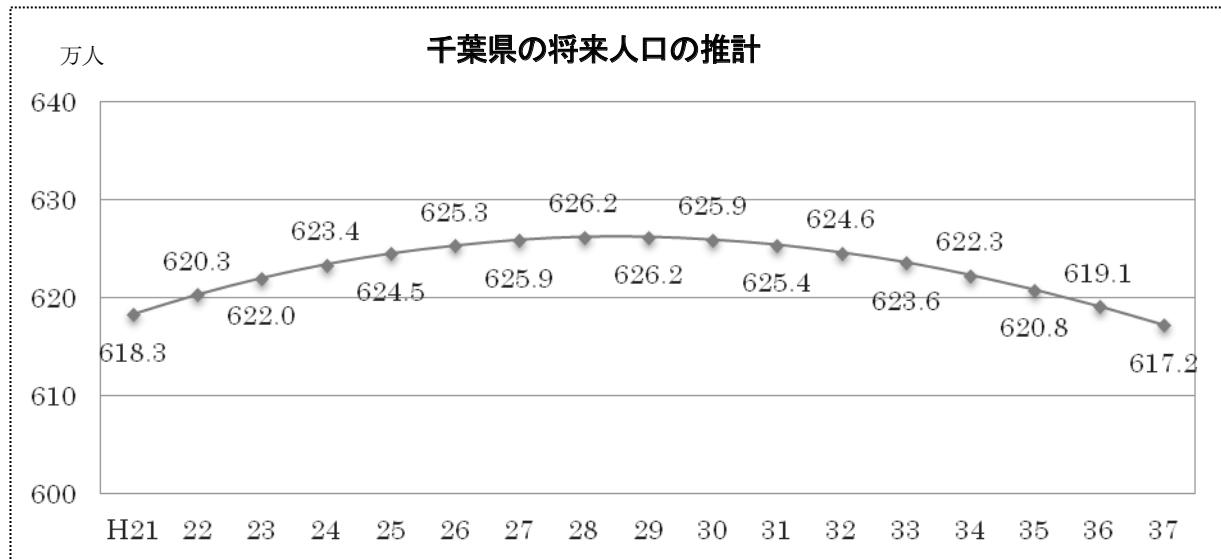
參考資料

参考資料 目次

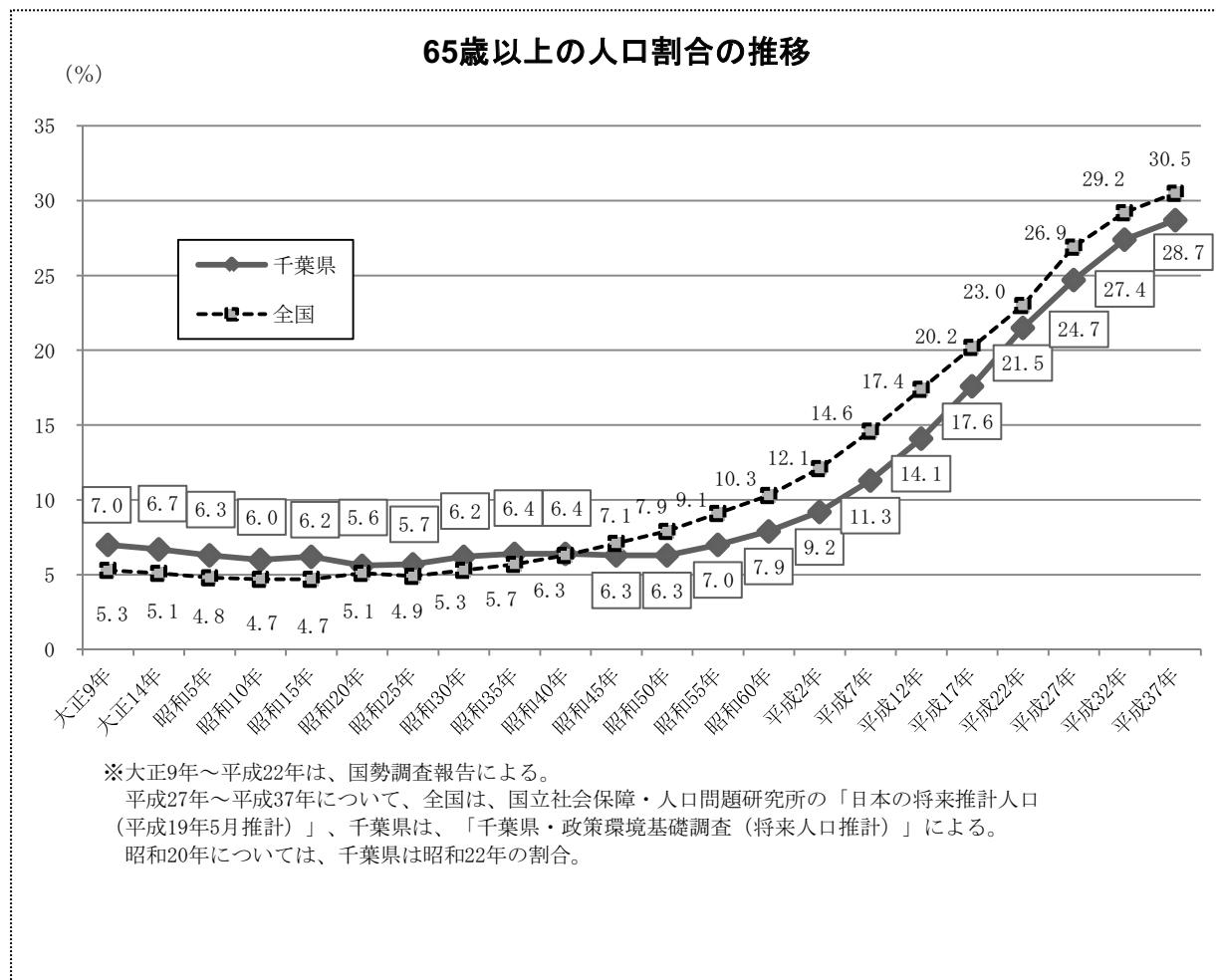
1 人口構造の推移	3 9
2 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」 (平成23年6月22日公布) の概要	4 1
3 公益法人制度改革の概要	5 2
4 県政に関する世論調査結果	5 3
5 県民活動実態・意向調査結果	5 7
6 県職員アンケート調査結果	7 2
7 市町村アンケート調査結果	7 7
8 ボランティア・地縁団体等の推移	8 7
9 計画の策定経緯	8 8
10 千葉県県民活動推進委員会委員名簿	8 9

1 人口構造の推移

千葉県「政策環境基礎調査（将来人口推計）」によると、千葉県の人口は平成29年（2017）をピークに減少するとみられ、特に、14歳以下の人口割合が低下する一方、65歳以上の人団割合は上昇し、急速に少子高齢化が進む見込みです。



※千葉県・政策環境基礎調査（将来人口推計）より

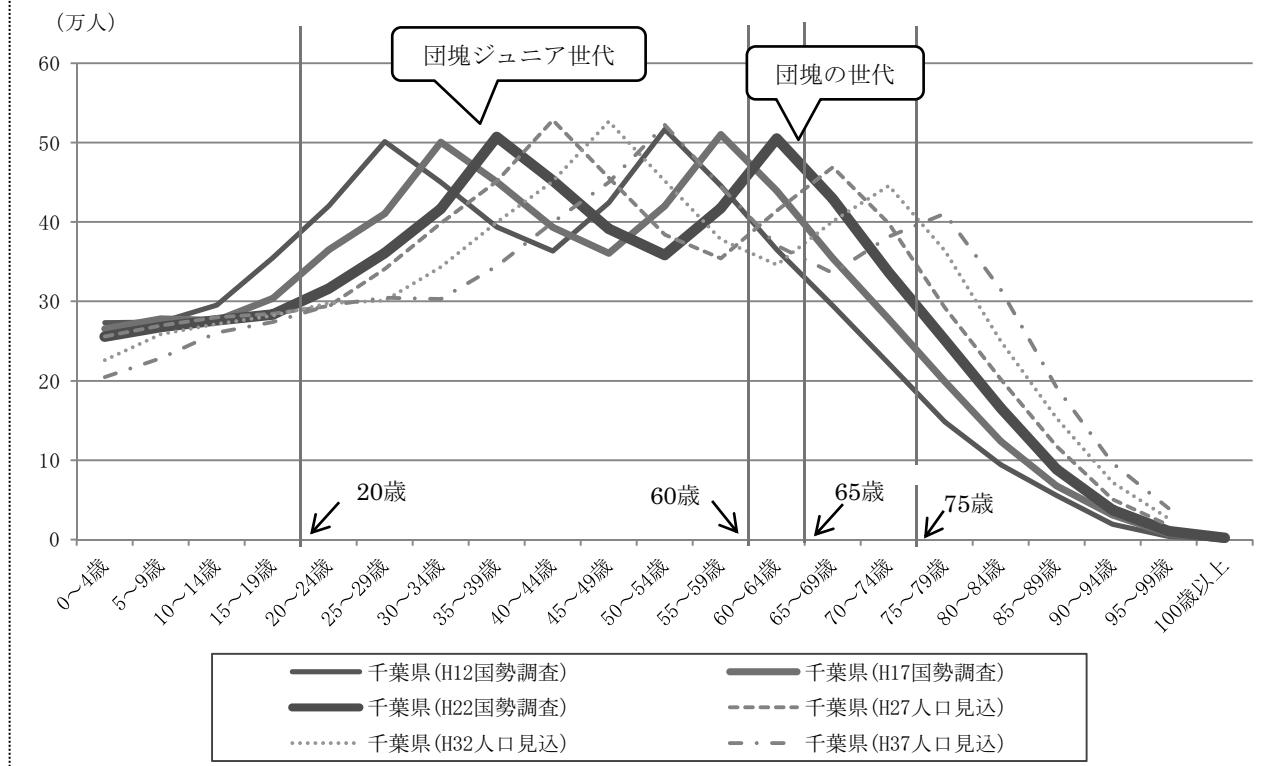


※大正9年～平成22年は、国勢調査報告による。

平成27年～平成37年について、全国は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成19年5月推計）」、千葉県は、「千葉県・政策環境基礎調査（将来人口推計）」による。

昭和20年については、千葉県は昭和22年の割合。

年齢階層別の人団塊の世代と團塊ジュニア世代の人口構造の推移 (H12→H37) (千葉県)



※H27、H32、H37 人口見込については、千葉県・政策環境基礎調査（将来人口推計）より

千葉県・政策環境基礎調査（将来人口推計）：『政策環境基礎調査（将来人口推計）委託報告書』千葉県（株式会社日本総合研究所）、平成22年1月。将来人口推計については、『輝け！ちば元気プラン千葉県総合計画』（千葉県、平成22年8月）のなかでも基礎資料として取り上げています。

2 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年6月22日公布）の概要

特定非営利活動法人の認証制度の柔軟化、簡素化及び信頼性向上のための措置を拡充とともに、特定非営利活動法人に対する寄附を促進して財政基盤を確立する観点から、現行の国税庁長官による認定制度を改め、都道府県知事等が認定する制度を創設すること等を内容とする「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が、平成23年6月22日に公布されました。その概要は、以下のとおりです。

第1 総則

1 目的の改正

目的規定について、第3の認定制度・仮認定制度の導入に伴って、この法律で講じている措置の概要に関する記述に、「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」を加えるものとすること。

2 活動分野の追加

法第2条の別表に記載されている17の活動分野に加えて、新たに下記の活動分野を追加するものとすること。

- ① 観光の振興を図る活動
- ② 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ③ 法第2条別表の各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

第2 認証制度の見直し

1 所轄庁の変更

特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とするものとすること。

2 認証制度の柔軟化及び簡素化

（1）縦覧期間中の補正及び認証審査期間の柔軟化

ア 縦覧期間中の補正

申請書類中に軽微な不備に係る事項として都道府県又は指定都市の条例で定める事項があった場合には、所轄庁が認証の申請書を受理した日から1月を経過するまでの間に限り、当該事項に係る補正を認めるものとすること。

イ 認証審査期間の柔軟化

所轄庁は、認証審査期間について、縦覧期間が終了した日から2月以内で都道府県又は指定都市の条例で定める期間とができるものとすること。

（2）社員総会の決議の省略

理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなすものとすること。

(3) 理事の代表権の制限に関する登記

理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定を削除するものとすること。

(4) 定款変更の際の届出のみで足りる事項の拡大

ア 所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる場合として、新たに次に掲げる事項のみについて定款の変更を行う場合を追加するものとすること。

- ① 役員の定数
- ② 会計に関する事項
- ③ 事業年度
- ④ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）

イ 特定非営利活動法人は、届出事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、当該定款の変更に係る社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならないものとすること。

(5) 解散公告の簡素化

解散時における債権者への債権の申出の催告に係る公告について、「清算人の就任後2月以内に、少なくとも3回」から「解散後、遅滞なく、少なくとも1回」に簡素化するものとすること。

3 認証法人に対する信頼性向上のための措置の拡充

(1) 認証後未登記団体の認証の取消し

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができるものとすること（合併についても同様とするものとすること）。

(2) 「収支計算書」等に係る改正

ア 特定非営利活動法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」を「活動計算書」（活動に係る事業の実績を表示するもの）に改めるものとすること。あわせて、設立時に作成する「収支予算書」を「活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類）」に改めるものとすること。

イ 活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、附属明細書的な位置付けとするものとすること。

(3) 情報開示の充実

ア 特定非営利活動法人は、主たる事務所に加え、従たる事務所においても、社員その他利害関係人から事業報告書等（事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度末の10名以上の社員の氏名等を記載した書面をいう。以下同じ。）の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならないものとすること。

イ 所轄庁は、事業報告書等の閲覧に加え、当該事業報告書等について謄写の請求があつたときは、これを謄写させなければならないものとすること。

ウ 特定非営利活動法人は、最新の役員名簿及び定款等を、その事務所に備え置かなければならぬものとすること。

エ 特定非営利活動法人の事務所及び所轄庁において、最新の役員名簿及び定款等を閲覧できるものとすること。

第3 認定制度・仮認定制度の導入

一 認定制度

特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができるものとすること。

1 認定の申請

認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を提出しなければならないものとすること。

- ① 実績判定期間（これまで認定を受けたことがない場合は2年、更新の場合は5年）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿
- ② 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

2 認定の基準及び欠格事由

(1) 認定の基準

所轄庁は、認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定をするものとすること。

ア 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリック・サポート・テスト（PST）基準）として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- ① 相対値基準：実績判定期間中の経常収入額のうちに寄附金等収入額の占める割合が政令で定める割合（5分の1）以上であること。
- ② 絶対値基準：実績判定期間中の判定基準寄附者（各事業年度において政令で定める額（3,000円）以上の寄附を行った者）の各事業年度当たりの平均が政令で定める数（100人）以上であること。
- ③ 個別の条例指定：その事務所が所在する地域の地方団体から、住民の福祉の増進に寄与する法人として、条例により個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人であること。

イ 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる共益的活動の占める割合として内閣府令で定める割合が100分の50未満であること。

- ① 会員等に対する資産の譲渡等、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動
- ② その便益の及ぶ者が会員等その他特定の範囲の者である活動
- ③ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発等その他の活動
- ④ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

ウ 運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

- ① 各役員について、次に掲げる者の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。
 - ・ 役員並びに役員の配偶者又は3親等以内の親族及び役員と特殊の関係のある者
 - ・ 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族及びこれらの者と特殊の関係のある者
- ② 各社員の表決権が平等であること。
- ③ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人並みに帳簿書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

- ④ 費途不明金その他の不適正な経理が行われていないこと。
- エ 事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- ① 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
 - ② 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対し特別の利益を与えないことその他特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
 - ③ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が 100 分の 80 以上であること。
 - ④ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち 100 分の 70 以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- オ 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。
- ① 事業報告書等、役員名簿及び定款等
 - ② 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - ③ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類等
 - ④ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
- カ 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- キ 法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- ク 認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。
- ケ 実績判定期間において、ウ、エの①及び②、オ、カ並びにキの基準に適合していること。

(2) 認定の欠格事由

- (1) にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、認定を受けることができないものとすること。
- ア 役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
- ① 認定特定非営利活動法人等（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が認定又は仮認定を取り消された場合において、当該取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利活動法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ③ この法律若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等处罚法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

- ④ 暴力団の構成員等
- イ 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しないもの
- ウ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反しているもの
- エ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
- オ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
- カ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(3) 認定に関する意見聴取

所轄庁は、認定をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それに定める者の意見を聞くことができるものとすること。

- ア (2) のア④及びカの事由 警視総監又は道府県警察本部長
- イ (2) のエ及びオの事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

3 認定の有効期間及び認定特定非営利活動法人の情報開示等

(1) 認定の通知等

- ア 所轄庁は、認定をしたときはその旨を、認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならないものとすること。
- イ 所轄庁は、認定をしたときは、当該認定を受けた特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地及び当該認定の有効期間その他の都道府県又は指定都市の条例で定める事項を公示しなければならないものとすること。

(2) 名称等の使用制限

- ア 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないものとすること。
- イ 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないものとすること。

(3) 認定の有効期間及びその更新

- ア 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年(有効期間が更新された場合には、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算して更に5年)とし、その満了後に有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了の6月前から3月前までに申請を行わなければならないものとすること。
- イ アの期間中に申請を行ったにもかかわらず、所轄庁の申請に係る処分が行われないときは、当該処分がされるまでの間は、引き続き認定は効力を有するものとすること。

(4) 認定特定非営利活動法人の情報開示

- ア 認定特定非営利活動法人は、1の②及び③の書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、5年間、その事務所に備え置かなければならないものとすること。
- イ 認定特定非営利活動法人は、各事業年度1回、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、これらを、翌々事業年度の末日まで（①については5年間）、その事務所に備え置かなければならないものとすること。
- ① 前事業年度の寄附者名簿
- ② 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

- ③ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
 - ④ ①から③のほか、内閣府令で定める書類
- ウ 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成日から3年を経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならないものとすること。
 - エ 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成日から3年を経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならないものとすること。
 - オ 認定特定非営利活動法人は、ア、イの②から④、ウ若しくはエの書類又は事業報告書等、役員名簿若しくは定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならないものとするとともに、これらの書類を所轄庁及び所轄庁以外の関係知事（その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならないものとすること。
 - カ 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けたア、イの②から④、ウ又はエの書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないものとすること。

（5）認定の失効

- 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、認定は、その効力を失うものとすること。
- ア （3）アの認定の有効期間が経過したとき。
 - イ 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が所轄庁の認定を経ずにその効力を生じたとき。
 - ウ 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

（6）その他

ア 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人

認定特定非営利活動法人で2以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて、認定があった場合における所轄庁による所轄庁以外の関係知事への通知及び当該認定特定非営利活動法人による直近の事業報告書等その他の書類の所轄庁以外の関係知事への提出その他所要の規定を整備すること。

イ 認定特定非営利活動法人の合併

認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立された特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併により消滅した認定特定非営利活動法人の地位を承継することができるものとすること。

二 仮認定制度

特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができるものとすること。

1 仮認定の申請

一の1は、仮認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用するものとすること。

2 仮認定の基準

所轄庁は、仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該仮認定をするものとすること。

- (1) 一の2の(1)のイからケまでに適合すること。この場合において、実績判定期間は、2年とするものとすること。
- (2) 設立の日から5年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- (3) 認定又は仮認定を受けたことがないこと。

3 仮認定の有効期間

仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して3年とするものとすること。

4 仮認定の失効

仮認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、仮認定は、その効力を失うものとすること。

- (1) 3の仮認定の有効期間が経過したとき。
- (2) 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が所轄庁の認定を経ずにその効力を生じたとき。
- (3) 仮認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- (4) 仮認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人としての認定を受けたとき。

5 認定特定非営利活動法人に関する規定の準用等

一の2の(2)及び(3)並びに一の3の(1)、(2)、(4)及び(6)のアは仮認定特定非営利活動法人について準用し、一の3の(6)のイは仮認定特定非営利活動法人についても同様とするものとすること。

三 監督

(1) 報告及び検査

ア 所轄庁の報告及び検査

所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとすること。

イ 所轄庁以外の関係知事の報告及び検査

所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとすること。

ウ 立入検査の手続に関する義務

- ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、ア又はイの検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、ア又はイの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させなければならないものとすること。
- ② ①にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事がア又はイの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、①の書面の提示を要しないものとすること。
- ③ ②の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、ア又はイの検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、①の書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとすること。
- ④ ①又は③は、ア又はイの検査をする職員が、当該検査により①又は③により理由として提示した事項以外の事項についてア又はイの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとすること。この場合において、①又は③は、当該事項に関する検査については適用しないものとすること。
- ⑤ ア又はイの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないものとすること。

(2) 勧告、命令等

ア 勧告

- ① 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、(3) のイ①から③のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を探るべき旨の勧告をすることができるものとすること。
- ② 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、(3) のイの①から③のいずれかに該当するに疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を探るべき旨の勧告をすることができるものとすること。

イ 命令

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、アの勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を探らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を探るべきことを命ずることができるものとすること。

ウ 意見聴取

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、アの勧告又はイの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聞くことができるものとすること。

- ① 一の2の(2)のアの④及びカの事由 警視総監又は道府県警察本部長
- ② 一の2の(2)のエ及びオの事由 国税庁長官等

エ その他の事業の停止命令

所轄庁は、その他の事業を行ふ認定特定非営利活動法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができるものとすること。

オ 書面による命令の努力義務

アの勧告、イの命令及びエのその他の事業の停止命令は、書面により行ふよう努めなければならないものとすること。

カ 勧告の公表及び命令の公示

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、アの勧告をしたときはその内容を公表し、イの命令及びエのその他の事業の停止命令をしたときは、その旨を公示しなければならないものとすること。

(3) 認定又は仮認定の取消し

ア 義務的取消し

所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならないものとすること。

- ① 一の2の(2)の欠格事由に該当するとき。
- ② 偽りその他不正の手段により認定、仮認定、有効期間の更新又は合併による地位の承継の認定を受けたとき。
- ③ 正当な理由がなく、(2)のイの命令又はエのその他の事業の停止命令に従わないとき。
- ④ 認定特定非営利活動法人等から認定又は仮認定の取消しの申請があったとき。

イ 任意的取消し

所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が次のいずれかに該当するときは、その認定又は仮認定を取り消すことができるものとすること。

- ① 一の2の(1)のウ、エの①若しくは②又はキに掲げる基準に適合しなくなったとき。
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき又は一の3の(4)の才に違反して書類を閲覧させないとき。
- ③ ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

ウ 認定又は仮認定の取消しに係る聴聞手続公開の努力義務等

- ① ア又はイの認定又は仮認定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定特定非営利活動法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとすること。
- ② 所轄庁は、①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとすること。

エ 認定又は仮認定の取消しに係る意見聴取

(2) のウは、認定又は仮認定の取消しをしようとする場合について準用するものとすること。

オ 法人への通知及び法人情報の公示

所轄庁は、認定又は仮認定を取り消したときは、理由を付した書面をもって認定又は仮認定を受けていた特定非営利活動法人等にその旨を通知しなければならないものとするとともに、その旨を公示しなければならないものとすること。

(4) 監督のための他の機関との連携等

ア 所轄庁への意見等

- ① 所轄庁以外の関係知事は、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置している認定特定非営利活動法人等が(2)のイの命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を探ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べができるものとすること。
- ② 次に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれに定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を探ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べができるものとすること。

- ・ 警視総監又は道府県警察本部長 一の2の(2)のアの④及びオに該当する事由
 - ・ 国税庁長官等 一の2の(2)のエ及びオに該当する事由
- ③ 所轄庁は、認定事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができるものとすること。

イ 所轄庁への指示

内閣総理大臣は、認定事務の実施に関して地域間の均衡を図るために必要があると認めるときは、所轄庁に対し、(2)のアの①の勧告、(2)のイの命令、(2)のエのその他の事業の停止命令又は認定若しくは仮認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができるものとすること。

第4 その他の措置

1 情報の提供

内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書等その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとすること。

2 協力依頼

所轄庁は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとすること。

3 罰則

所轄庁等による命令の実効性の確保、認定特定非営利活動法人等の名称保護等のための罰則を設けるものとすること。

第5 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行するものとすること。

(2) 収支計算書に関する経過措置

当分の間、「収支計算書」を提出することができるよう、附則に所要の特例措置を設けるものとすること。

(3) 仮認定に関する経過措置

この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間に第3の二の1の仮認定の申請書を提出した特定非営利活動法人については、第3の二の2(2)の基準を適用しないものとすること。

(4) 租税特別措置法の一部改正及びこれに伴う経過措置

租税特別措置法に規定されている認定特定非営利活動法人制度を廃止するとともに、同法の認定を受けた認定特定非営利活動法人の認定の有効期間については、なお従前の例によるものとすること。

(5) 検討

特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、

「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

(6) その他

その他所要の規定を設けるものとすること。

3 公益法人制度改革の概要

※内閣官房行政改革推進室（旧行政改革推進本部）、内閣府公益認定等委員会事務局資料より作成

公益性のある非営利的活動を行う団体が法人格を取得できる制度として、特定非営利活動法人制度のほかに公益法人制度があります。平成20年の公益法人制度改革によって制度が抜本的に見直されました。その概要は以下の通りです。

（1）公益法人制度改革とは

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、従来の公益法人制度に見られた様々な問題に対応するため、主務官庁による設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設しました。

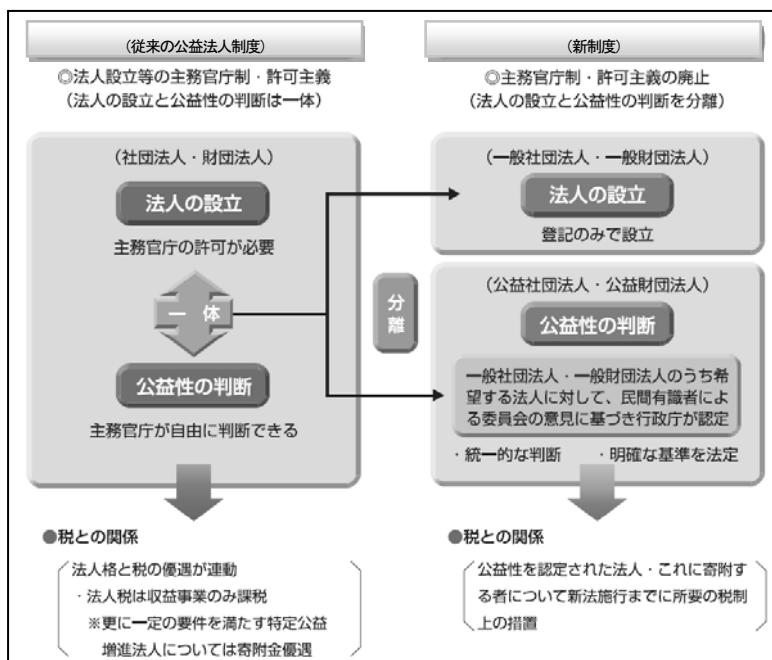
（2）新旧制度の比較

① 旧制度

- ・主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができた。
- ・法人運営については、法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査を含め監督。
- ・法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがあった。（なお、平成8年に内閣として統一的な「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を整備）

② 新制度（平成20年12月1日施行）

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能。
- ・一般社団・財団法人のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団・財団法人となることが可能。
- ・基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される、国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が行う。



※従来の公益法人（新制度施行後は特例民法法人）は、法律の施行の日から5年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請をすることができます。

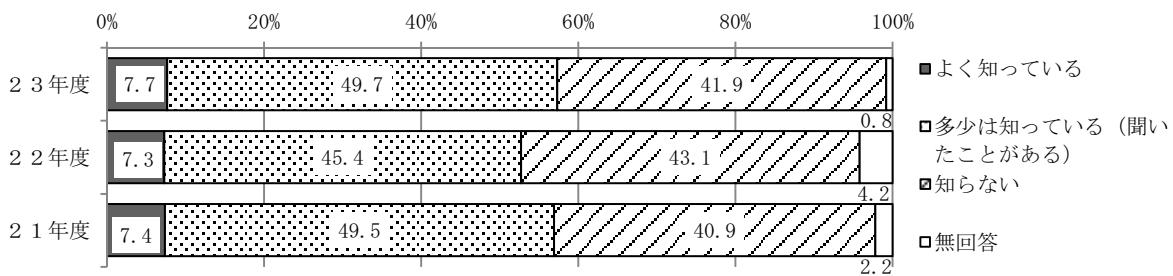
4 県政に関する世論調査結果

県民の県政への関心などを把握するため、県行政が毎年実施している「県政に関する世論調査」からは、次のような結果が出ています。

(1) 市民活動団体の活動の認知度

市民活動団体の活動の認知度を聞いたところ、「多少は知っている（聞いたことがある）」(49.7%) は約5割で最も高く、「よく知っている」(7.7%) は約1割となっています。これらを合わせた『知っている』(57.4%) は約6割となっています。一方、「知らない」(41.9%) は4割を超える状況となっています。

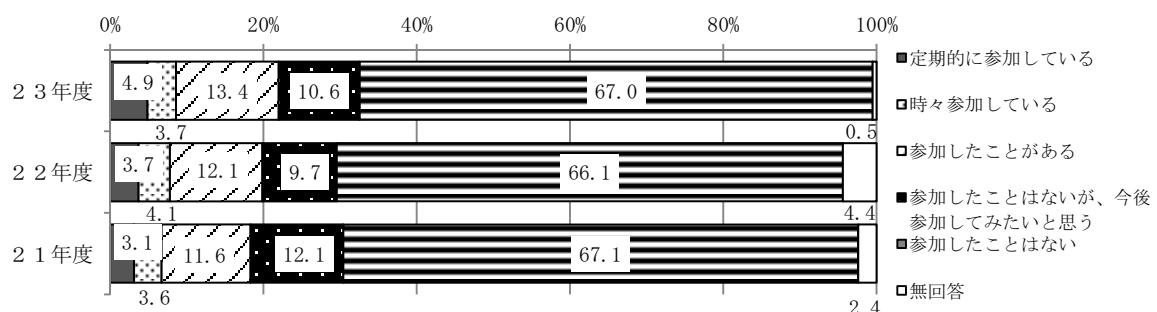
項目	21年度	22年度	23年度
よく知っている	7.4%	7.3%	7.7%
多少は知っている（聞いたことがある）	49.5%	45.4%	49.7%
知らない	40.9%	43.1%	41.9%
無回答	2.2%	4.2%	0.8%



(2) 市民活動団体の活動への参加経験

市民活動団体の活動への参加経験を聞いたところ、「定期的に参加している」(4.9%) と「時々参加している」(3.7%)、「参加したことがある」(13.4%) を合わせた『参加している』(22.0%) は2割を超えています。一方、「参加したことはないが、今後参加してみたいと思う」(10.6%) は1割、「参加したことはない」(67.0%) は約7割となっています。

項目	21年度	22年度	23年度
定期的に参加している	3.1%	3.7%	4.9%
時々参加している	3.6%	4.1%	3.7%
参加したことがある	11.6%	12.1%	13.4%
参加したことはないが、今後参加してみたいと思う	12.1%	9.7%	10.6%
参加したことはない	67.1%	66.1%	67.0%
無回答	2.4%	4.4%	0.5%

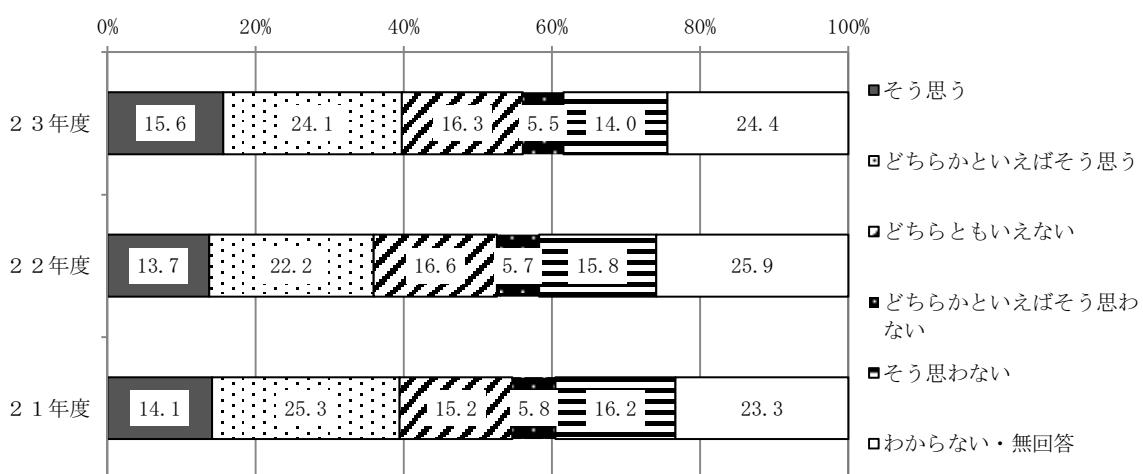


※参加とは、団体の会員やスタッフとしての参加、団体への資金・物品・場所の提供・寄付、ボランティアによる労力・技術・知識等の支援、団体が提供するサービスの利用・イベントの参加などを含む。

(3) 市民活動団体の活動の貢献度

市民活動団体の活動の貢献度を聞いたところ、「そう思う」(15.6%)と「どちらかといえばそう思う」(24.1%)を合わせた『そう思う』(39.7%)は約4割となっています。一方、「どちらかといえばそう思わない」(5.5%)と「そう思わない」(14.0%)を合わせた『そう思わない』(19.5%)は約2割となっています。

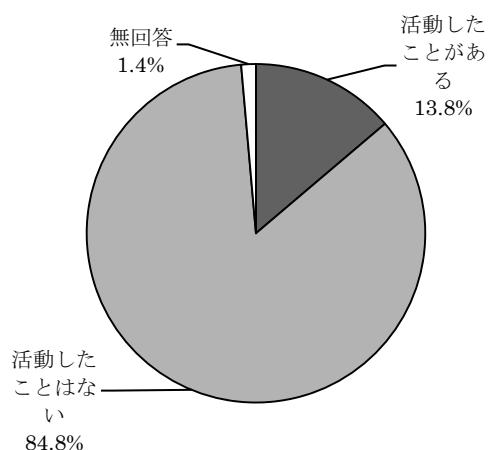
項目	21年度	22年度	23年度
そう思う	14.1%	13.7%	15.6%
どちらかといえばそう思う	25.3%	22.2%	24.1%
どちらともいえない	15.2%	16.6%	16.3%
どちらかといえばそう思わない	5.8%	5.7%	5.5%
そう思わない	16.2%	15.8%	14.0%
わからない・無回答	23.3%	25.9%	24.4%



(4) ボランティア活動経験

ボランティアとして活動したことがあるか聞いたところ、「活動したことがある」(13.8%)は1割台半ばとなっています。一方、「活動したことはない」(84.8%)は8割台半ばとなっています。

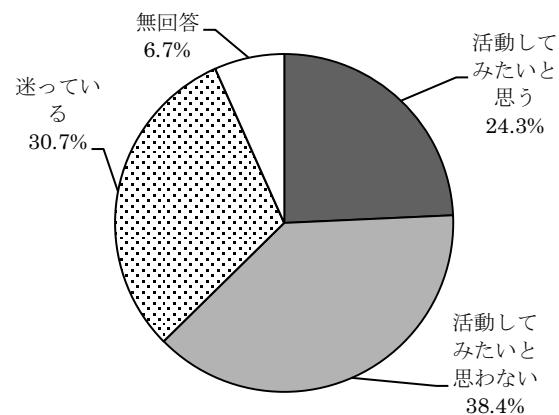
項目	23年度
活動したことがある	13.8%
活動したことはない	84.8%
無回答	1.4%



(5) 今後のボランティア活動意向

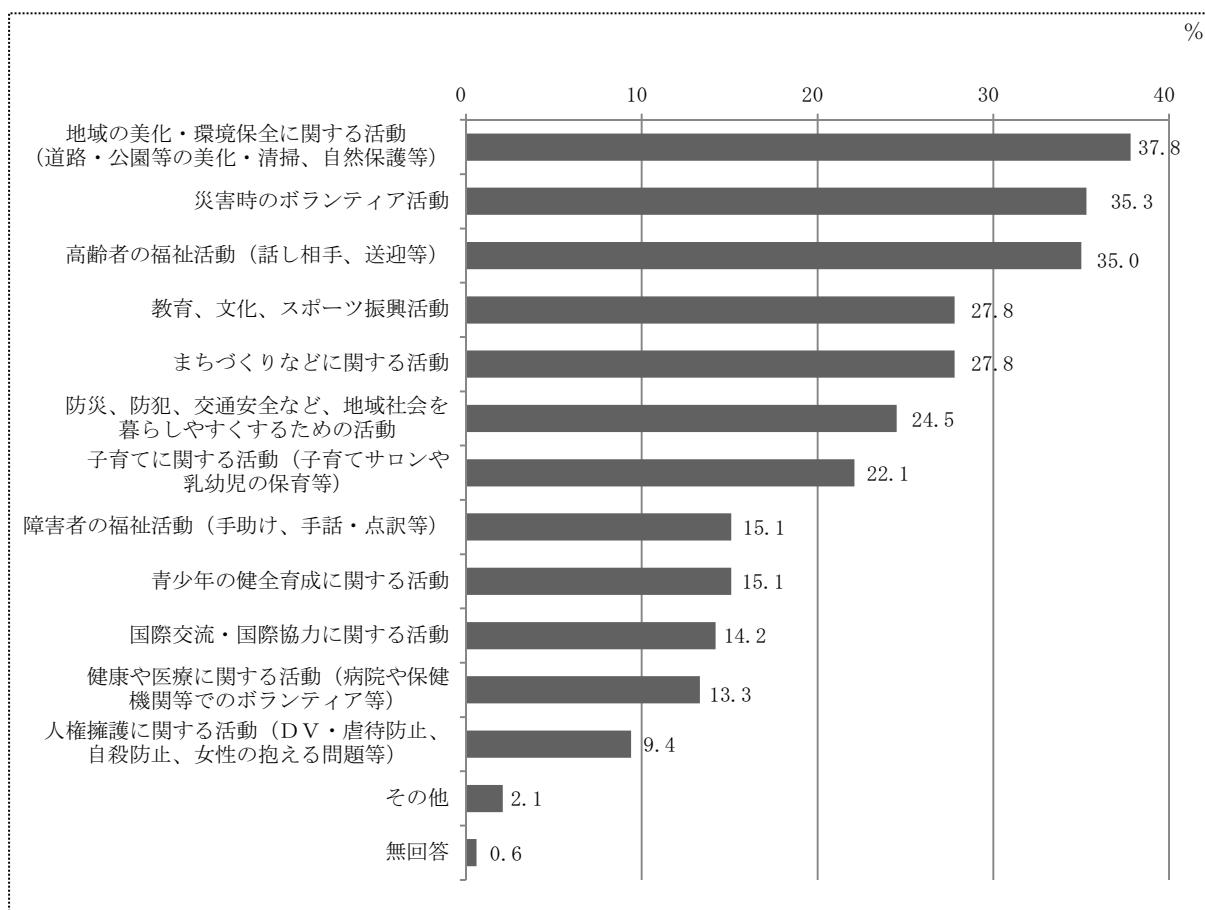
(4) で「活動したことはない」と回答した人に対して、今後のボランティア活動をしてみたいかを聞いたところ、「活動してみたいと思う」(24.3%) は2割台半ばとなっていきます。一方、「活動してみたいと思わない」(38.4%) は約4割となっています。

項目	23年度
活動してみたいと思う	24.3%
活動してみたいと思わない	38.4%
迷っている	30.7%
無回答	6.7%



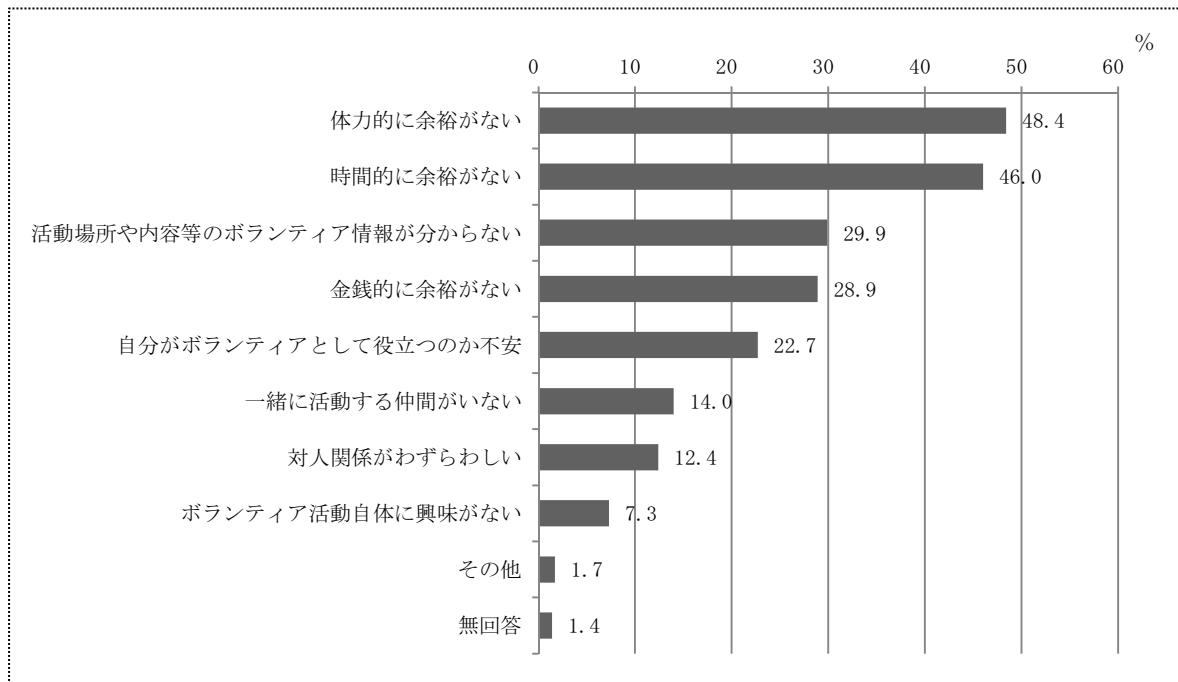
(6) ボランティアとして活動してみたい分野

(5) で「活動してみたいと思う」と回答した人に対して、どの分野でボランティア活動をしてみたいと思うかを聞いたところ、「地域の美化・環境保全に関する活動（道路・公園等の美化・清掃、自然保護等）」(37.8%) が約4割で最も高くなっています。以下、「災害時のボランティア活動」(35.3%) が3割台半ば、「高齢者の福祉活動（話し相手、送迎等）」(35.0%) も3割台半ばで続いています。



(7) ボランティア活動をしない理由

(5) で「活動してみたいと思わない」、「迷っている」と回答した人に対して、ボランティア活動をしない理由を聞いたところ、「体力的に余裕がない」(48.4%) が約5割で最も高くなっています。以下、「時間的に余裕がない」(46.0%) が4割台半ば、「活動場所や内容等のボランティア情報が分からぬ」(29.9%) が約3割で続いています。



5 県民活動実態・意向調査結果

【調査の概要】

調査対象：県内に事務所を置いているN P O 法人（内閣府認証を含む） 1,991 団体

千葉県内で活動している市民活動団体 4,107 団体

調査方法：郵送配布、郵送回収方式

調査時期：平成 23 年 5 月

回収結果：有効回答数 2,574 (回収率 42.2 %)

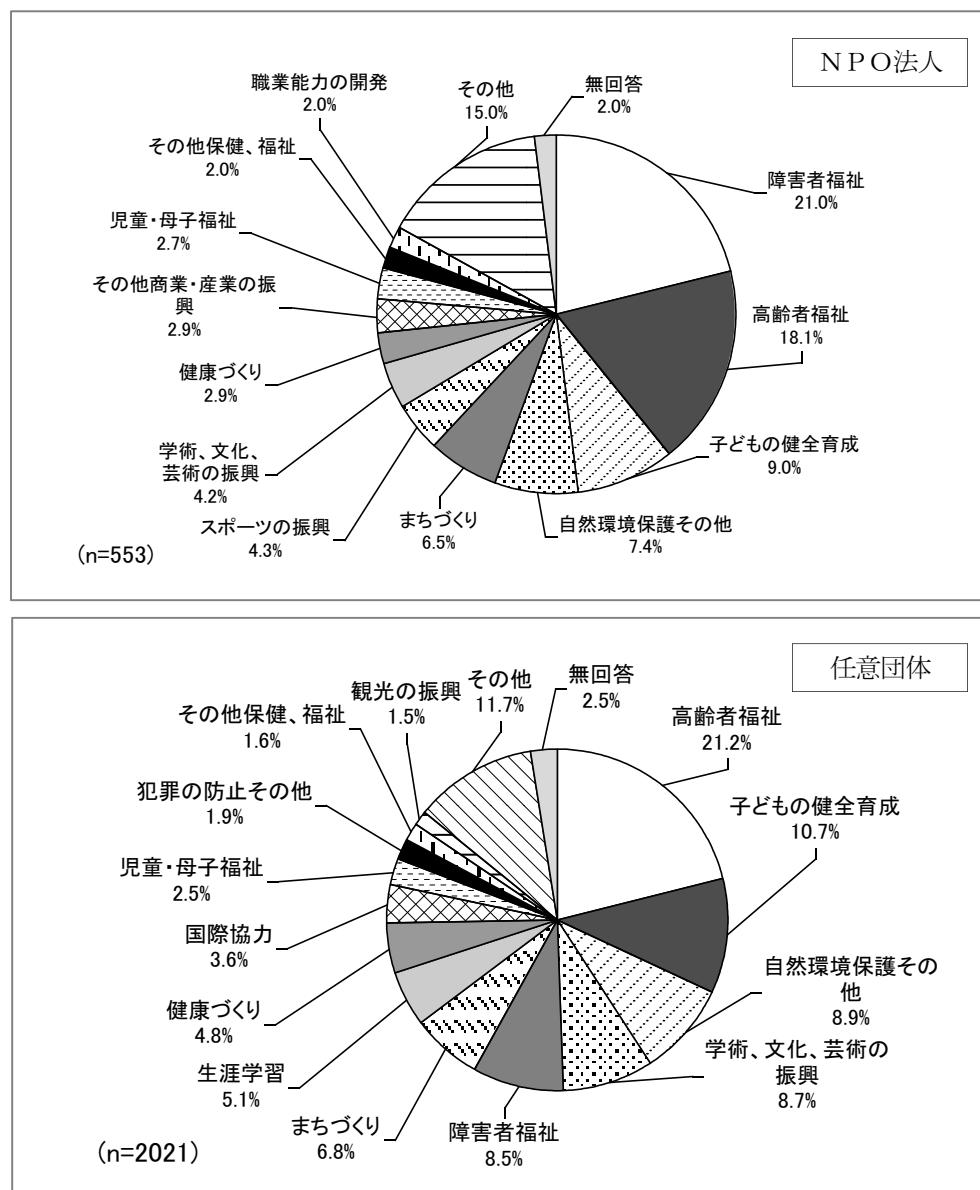
【結果概要】

県内のN P O の現状について、平成 23 年 5 月に実施した「県民活動実態・意向調査」からは、次のような結果が出ています。

(1) 特に力を入れている活動分野

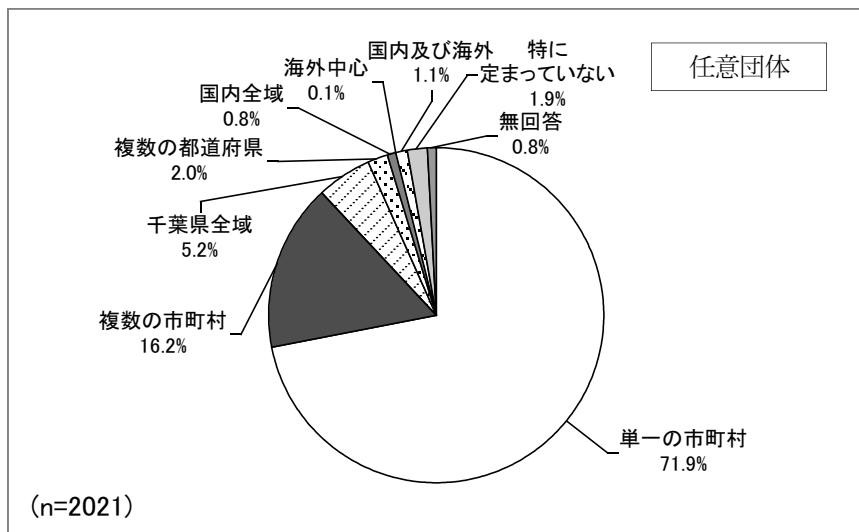
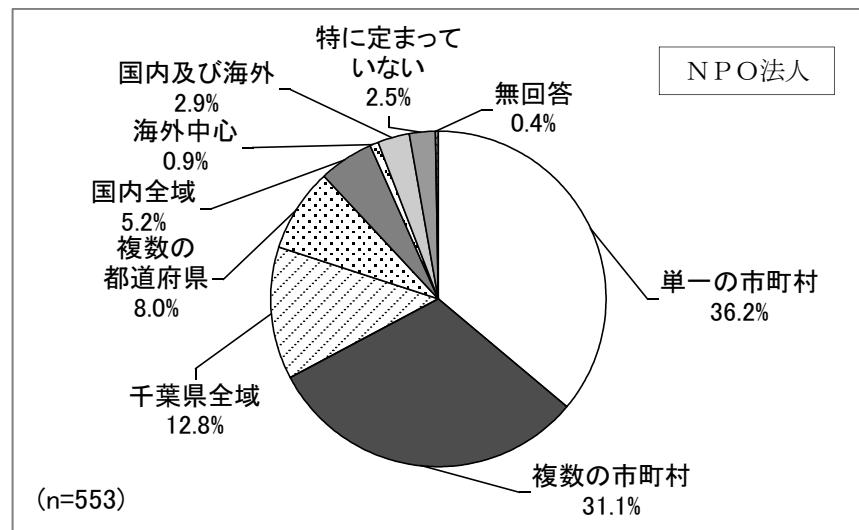
N P O 法人においては、「障害者福祉」「高齢者福祉」「子どもの健全育成」の分野で活動する団体が多い状況となっています。

任意団体においては、「高齢者福祉」「子どもの健全育成」「自然環境保護その他」の分野で活動する団体が多い状況となっています。



(2) 活動地域

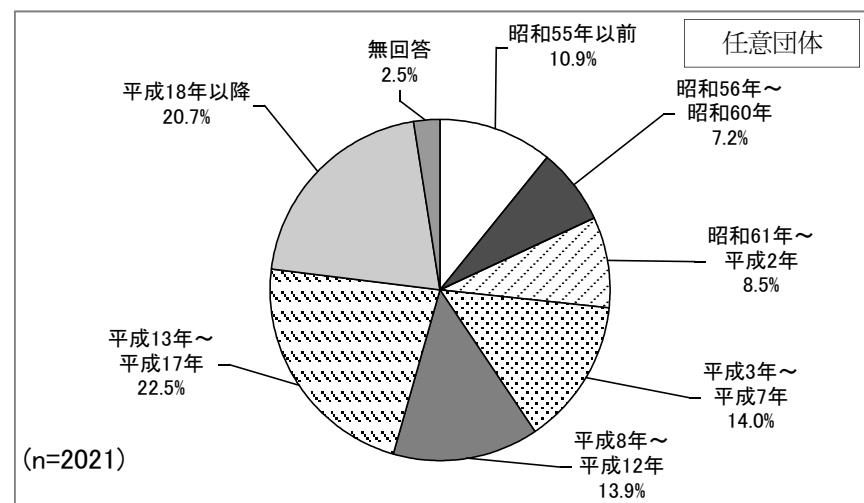
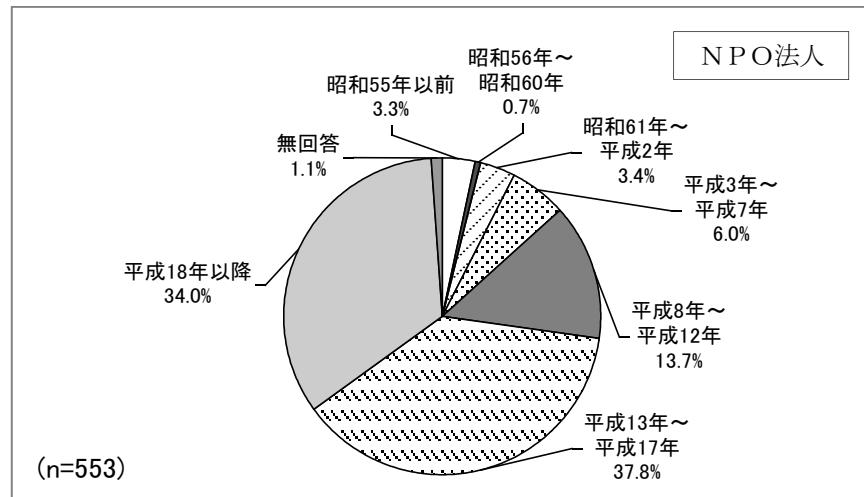
NPO法人、任意団体のいずれも、「単一の市町村」で活動する団体が最も多く、次いで「複数の市町村」となっています。



(3) 活動開始時期

NPO法人においては、「平成13年から平成17年」の間に活動を開始した団体が約4割で最も多く、次いで「平成18年以降」に活動を開始した団体が3割台半ばとなっています。

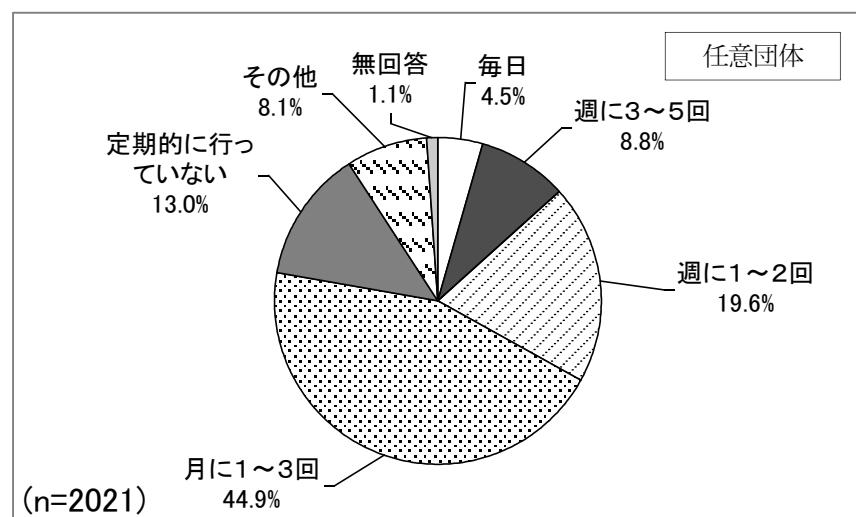
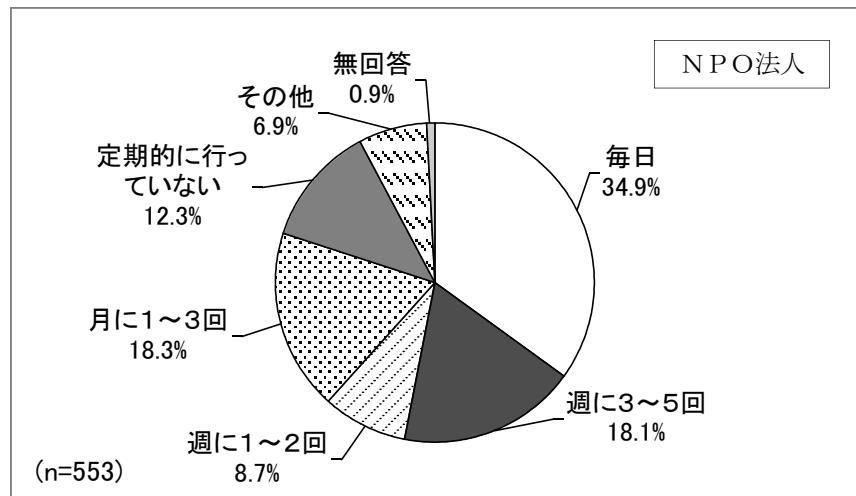
任意においても同様に、「平成13年から平成17年」の間に活動を開始した団体が2割を超え最も多く、次いで「平成18年以降」に活動を開始した団体が2割となっています。



(4) 活動頻度

NPO法人においては、「毎日」活動している団体が3割台半ばと最も多く、次いで「月に1～3回」活動している団体が約2割となっています。

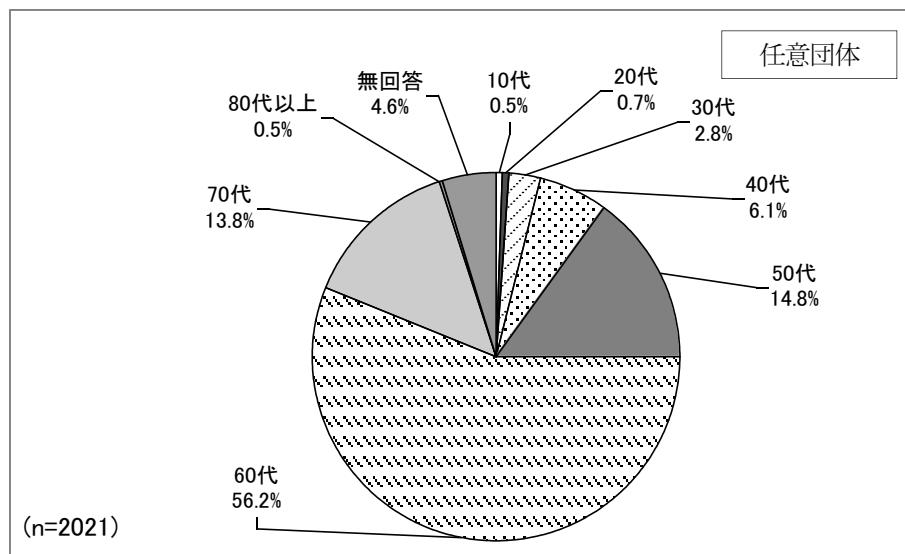
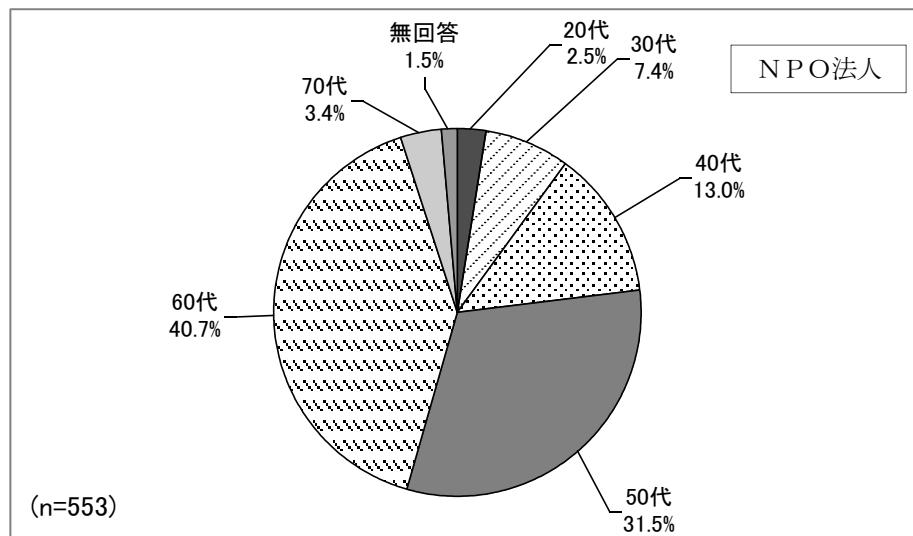
任意団体においては、「月に1～3回」活動している団体が4割台半ばと最も多く、次いで「週に1～2回」活動している団体が約2割となっています。



(5) 役員と職員の年齢層

NPO法人においては、「60代」が4割と最も多い、次いで「50代」が3割を超える状況となっています。

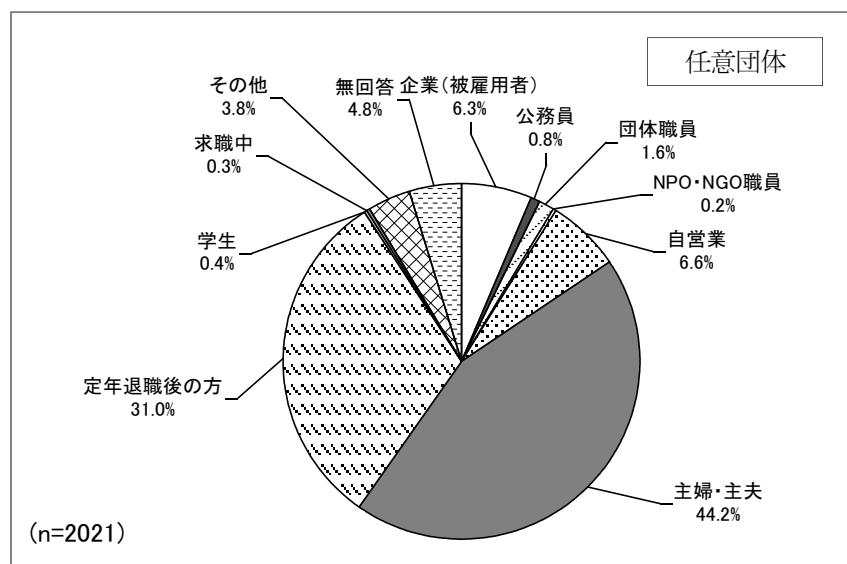
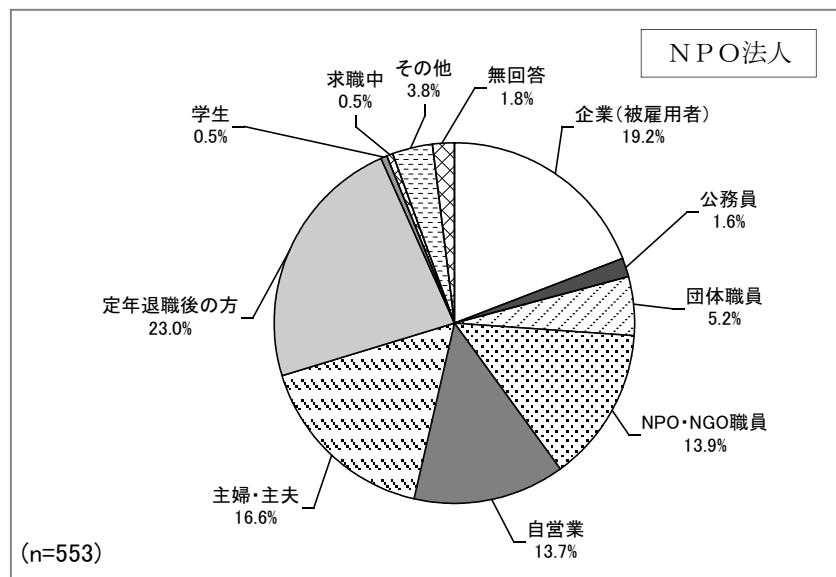
任意団体においても同様に、「60代」が5割台半ばと最も多い、次いで「50代」が1割台半ばとなっています。



(6) 役員と職員の職業

NPO法人においては、「定年退職後の方」が2割台半ばと最も多く、次いで「企業（被雇用者）」が約2割となっています。

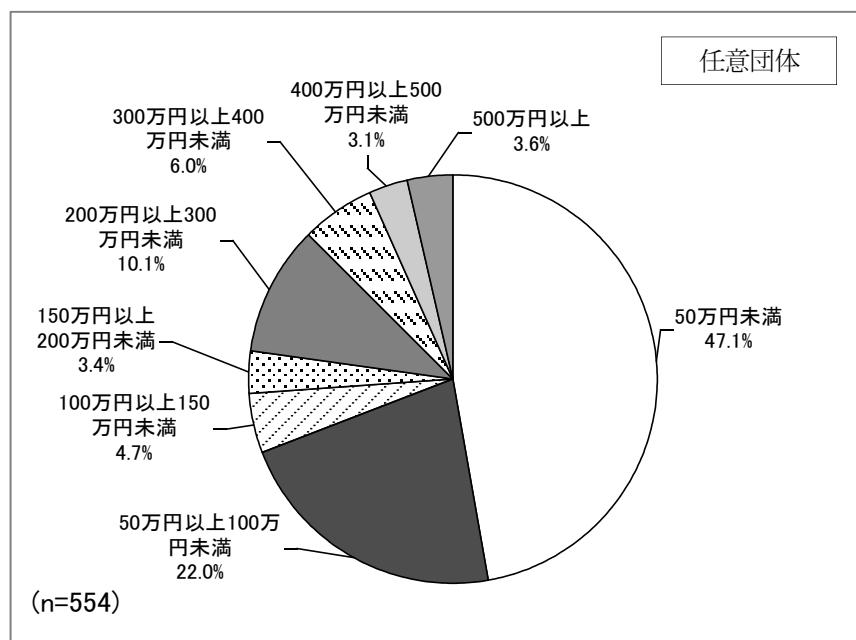
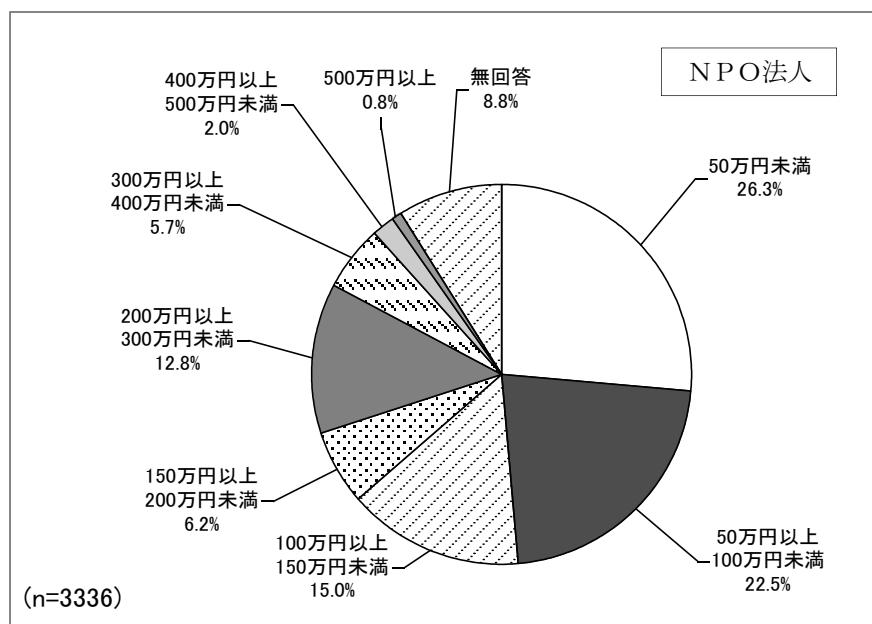
任意団体においては、「主婦・主夫」が4割台半ばと最も多く、次いで「定年退職後の方」が3割を超える状況となっています。



(7) 有給職員の給与額（複数回答）

NPO法人においては、「50万円未満」が2割台半ばと最も多く、次いで「50万円以上100万円未満」が2割を超える状況となっています。

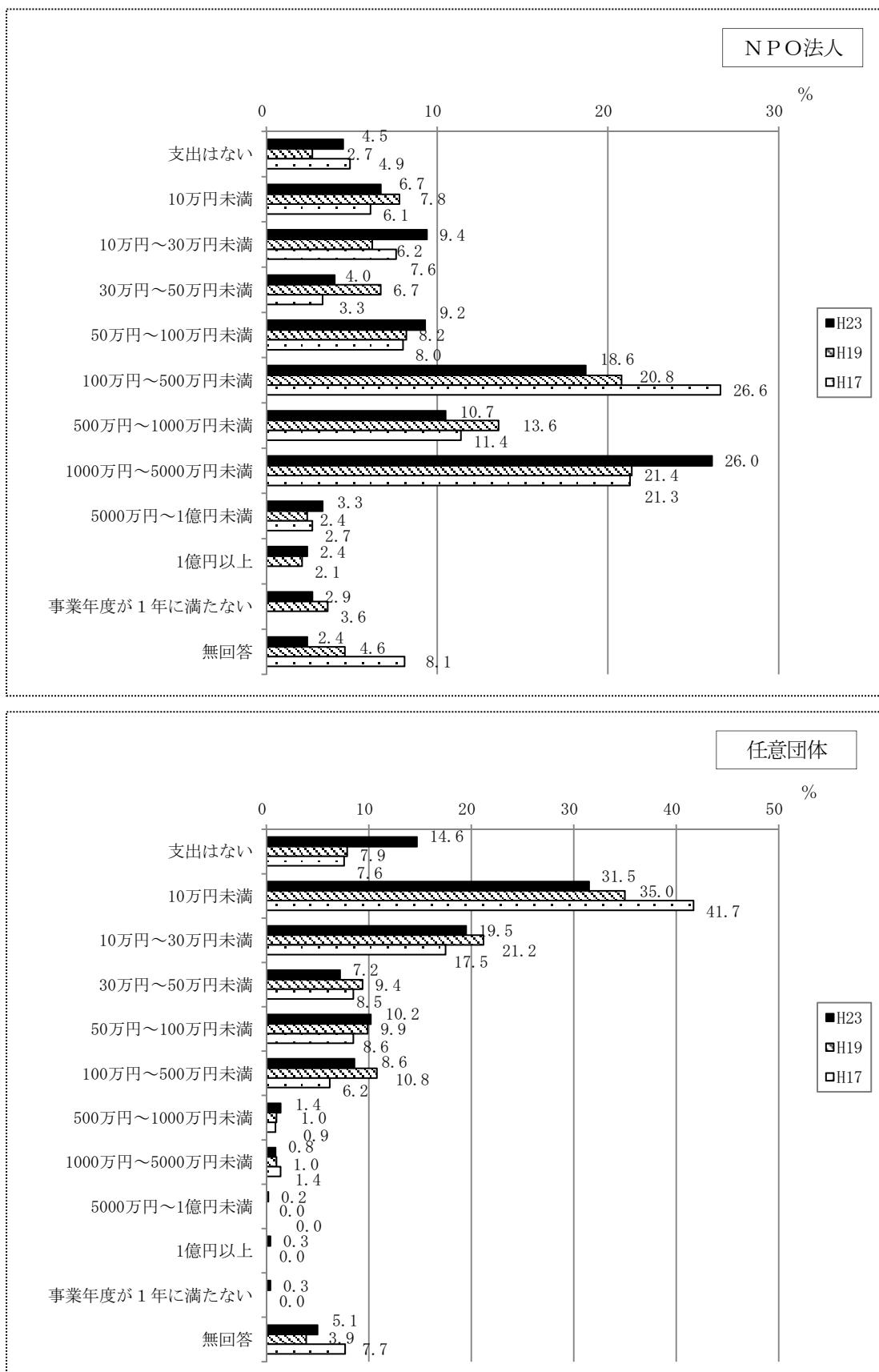
任意団体においても同様に、「50万円未満」が約5割と最も多く、次いで「50万円以上100万円未満」が2割を超える状況となっています。



(8) 直近事業年度の支出額（財政規模）

NPO法人においては、「1,000万円から5,000万円未満」の団体が2割台半ばと最も多く、次いで「100万円から500万円未満」の団体が約2割となっています。

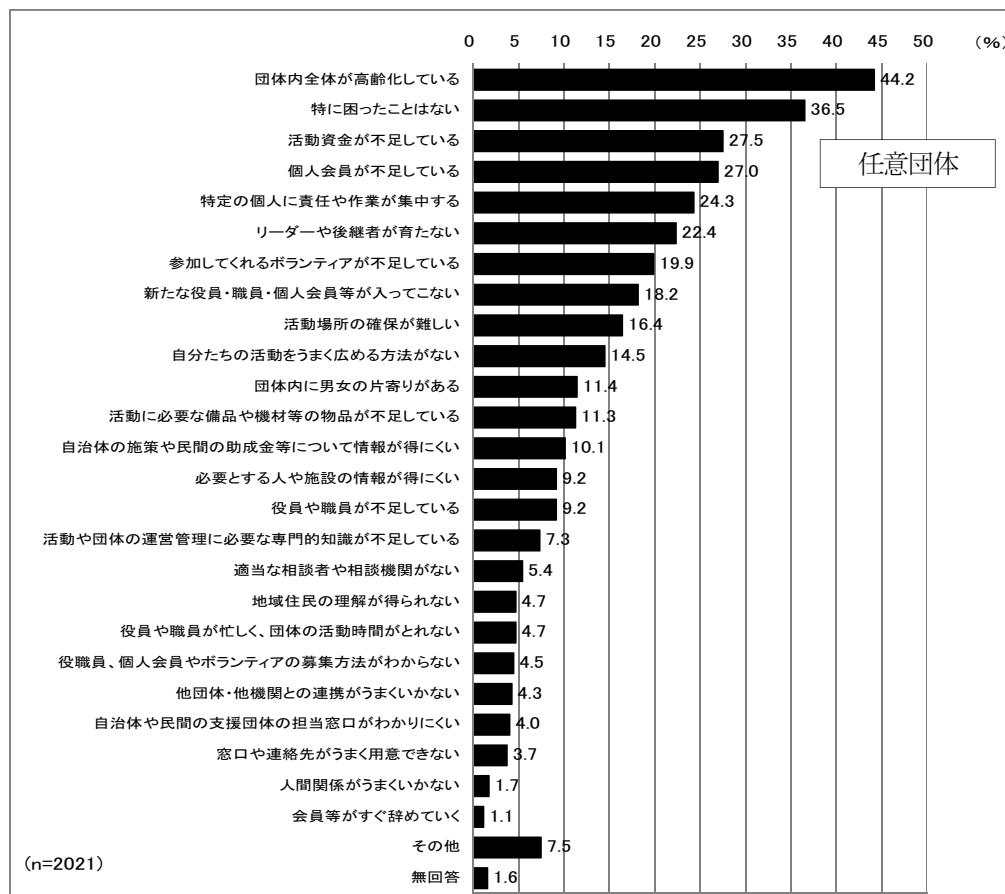
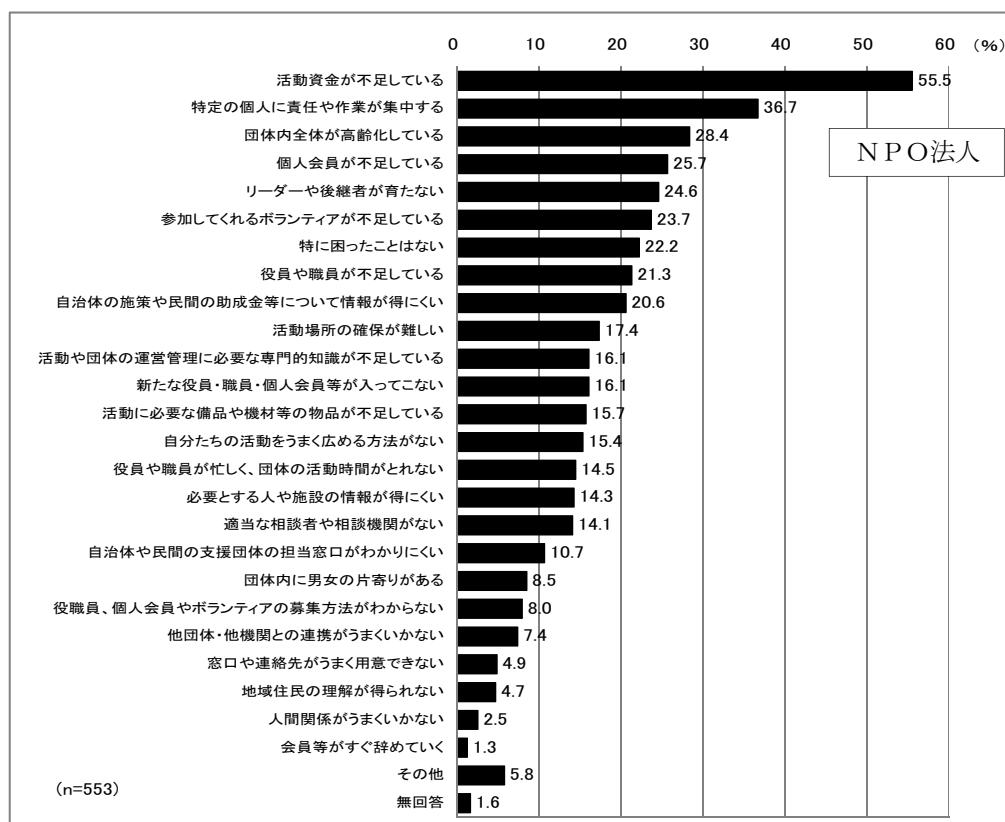
任意団体においては、「10万円未満」の団体が3割を超え最も多く、次いで「10万円から30万円未満」の団体が約2割となっています。



(9) 活動する上で困っていること（複数回答）

NPO法人においては、「活動資金が不足している」が最も多く、次いで「特定の個人に責任や作業が集中する」「団体内全体が高齢化している」の順となっています。

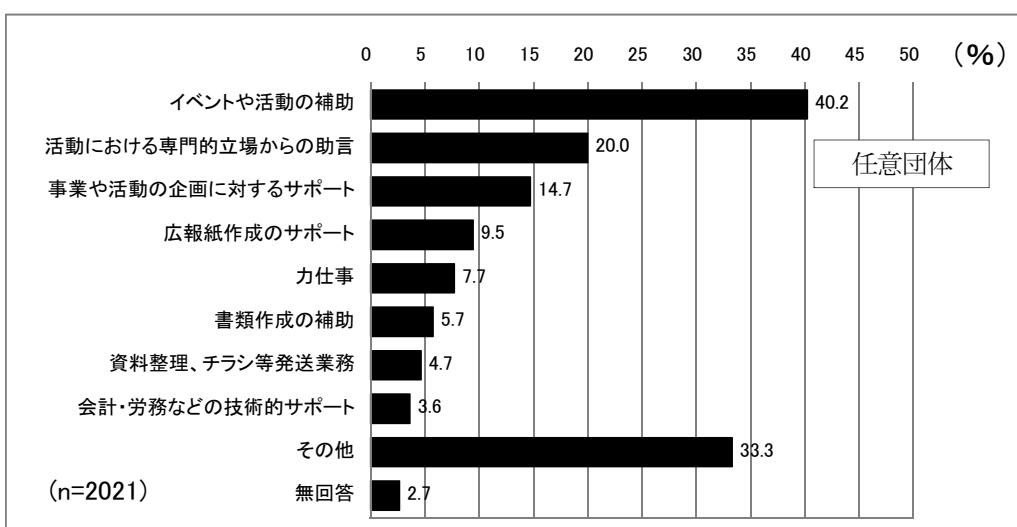
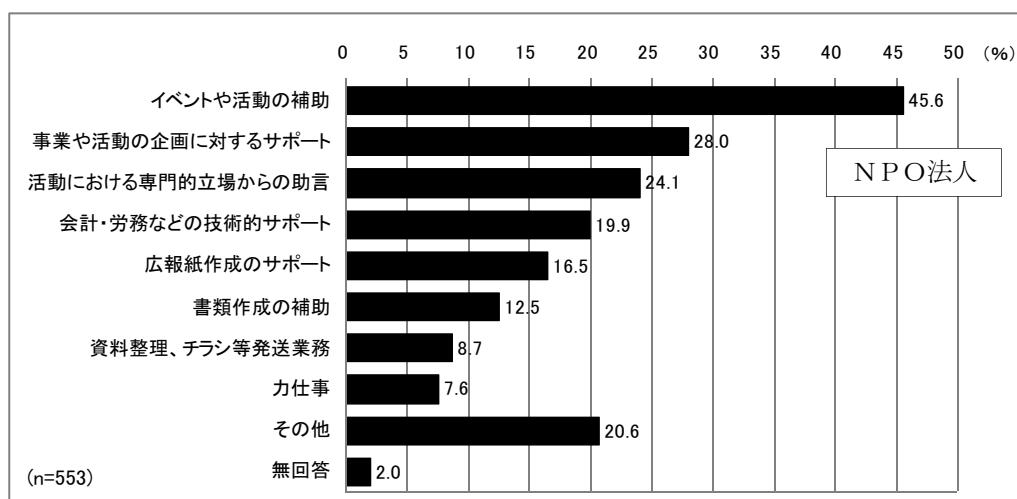
任意団体においては、「団体内全体が高齢化している」が最も多く、次いで「特に困ったことはない」「活動資金が不足している」の順となっています。



(10) ボランティアに望む業務（複数回答）

NPO法人においては、「イベントや活動の補助」が最も多く、次いで「事業や活動の企画に対するサポート」「活動における専門的立場からの助言」の順となっています。

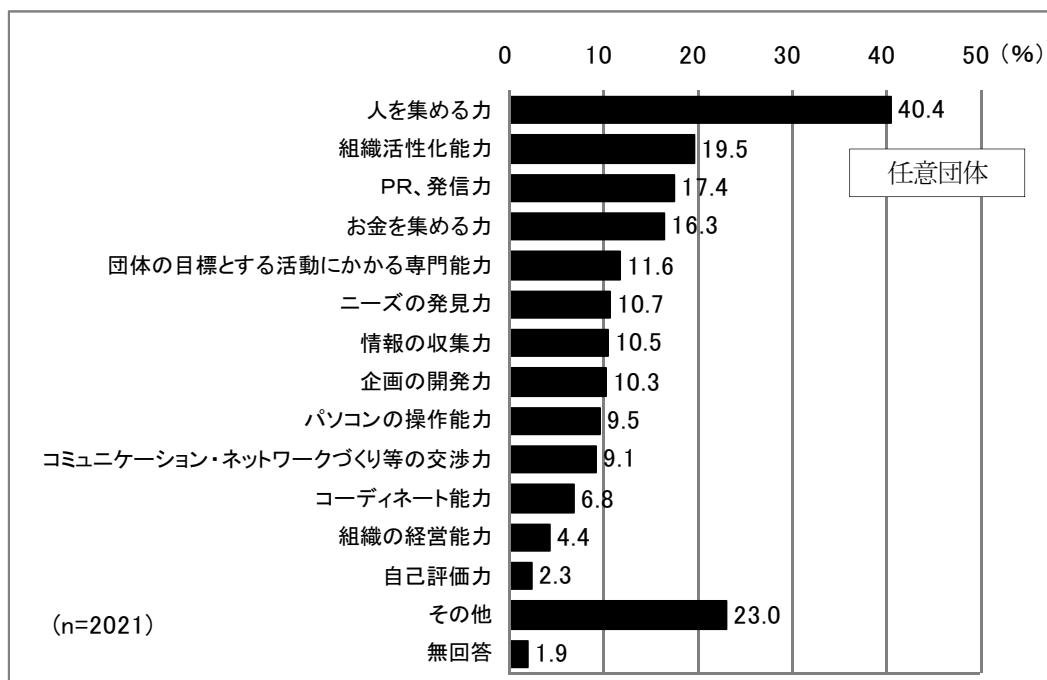
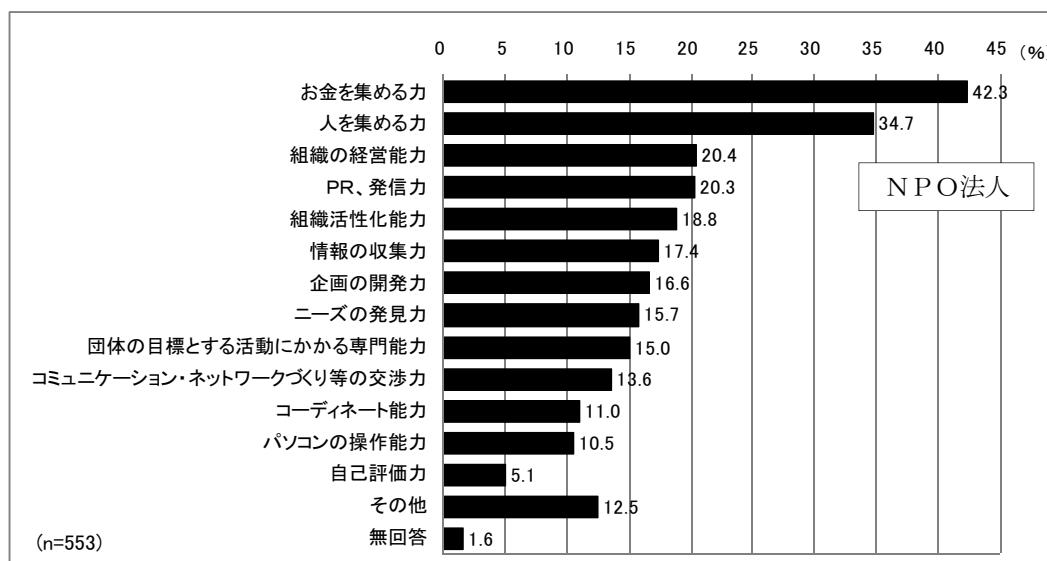
任意団体においては、「イベントや活動の補助」が最も多く、次いで「活動における専門的立場からの助言」「事業や活動の企画に対するサポート」の順となっています。



(11) 活動する上で困っていることを解決するために必要と考えること

NPO法人においては、「お金を集める力」が最も多く、次いで「人を集める力」の順となっています。

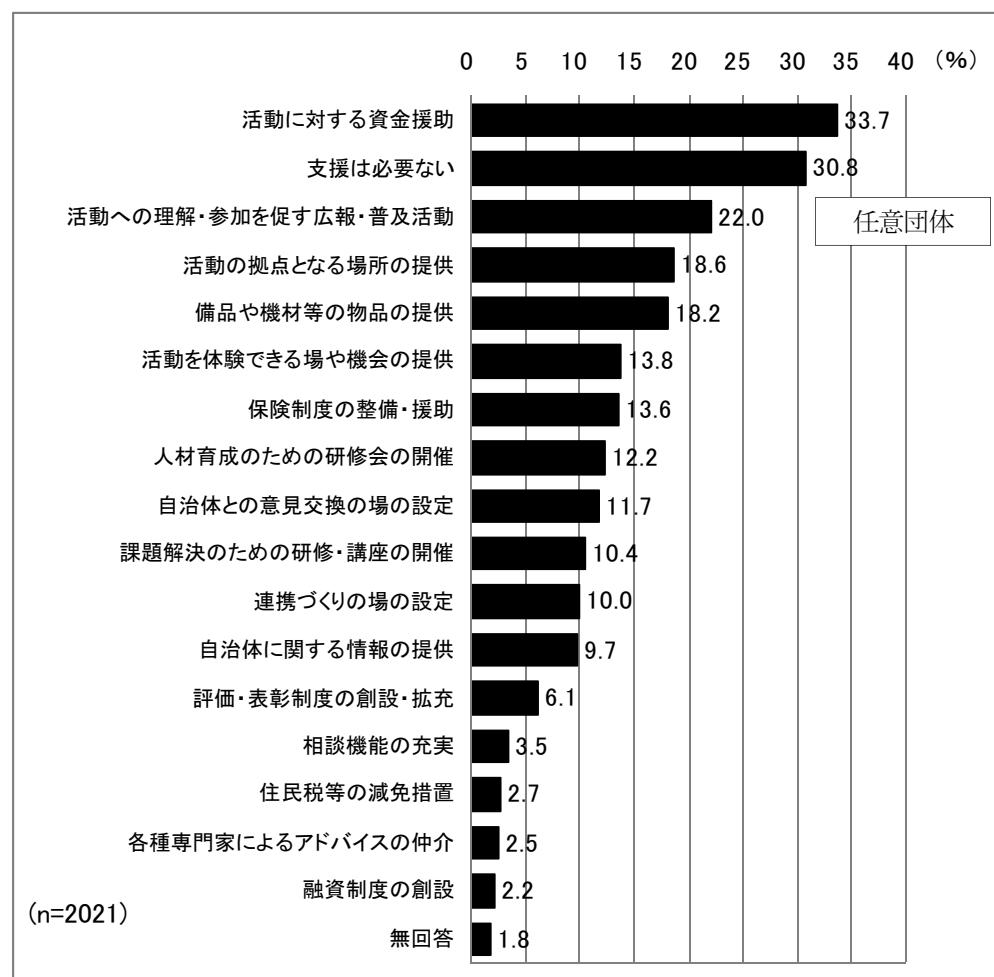
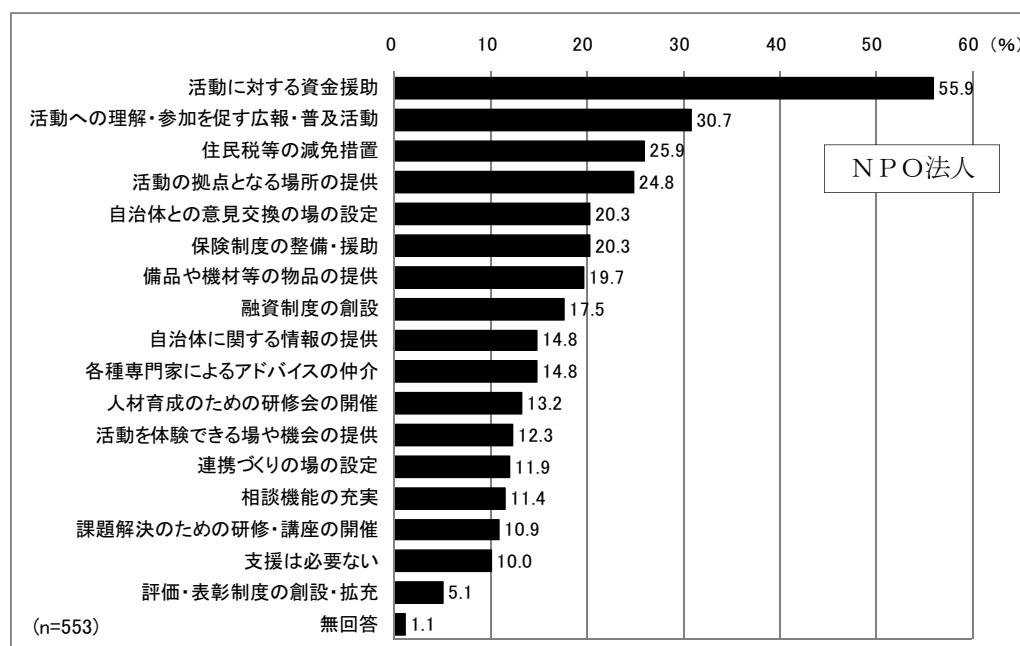
任意団体においては、「人を集める力」が最も多く、次いで「組織活性化能力」の順となっています。



(12) 県からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

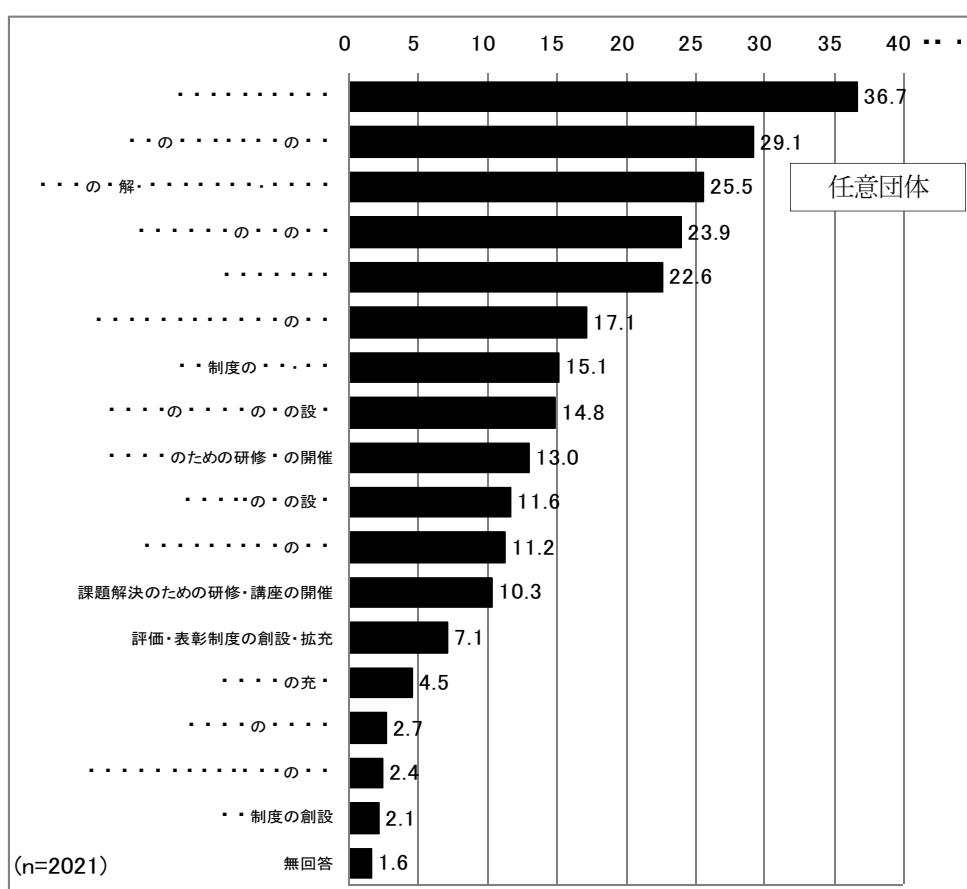
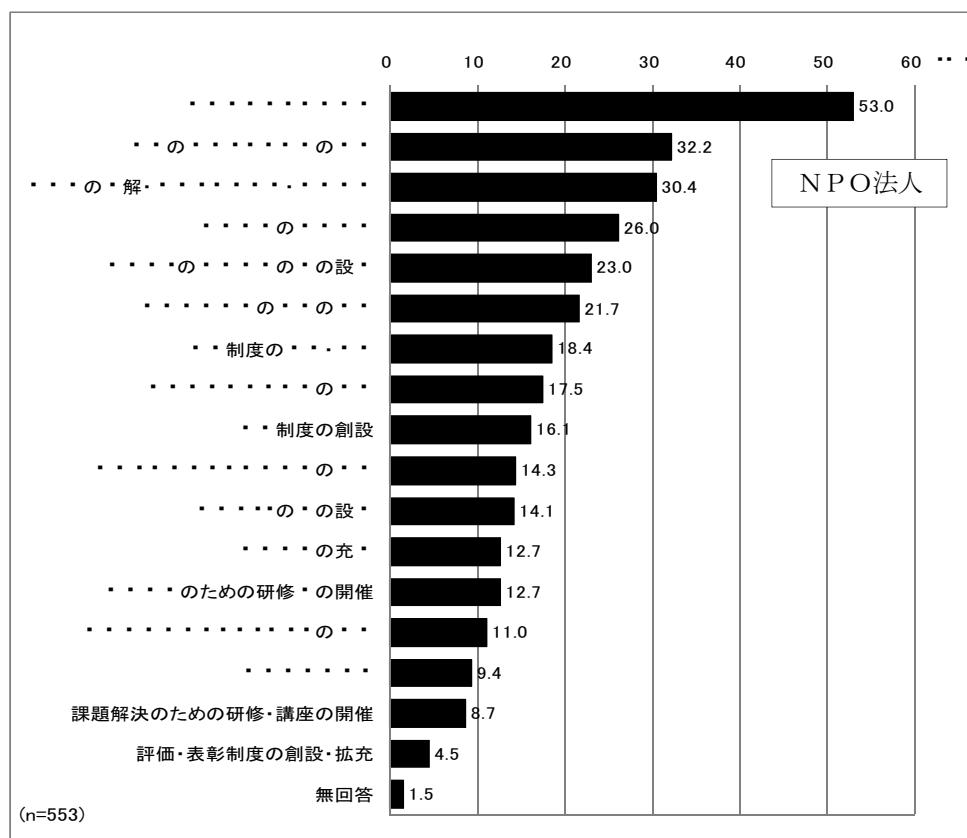
NPO法人においては、「活動に対する資金援助」が最も多く、次いで「活動への理解・参加を促す広報・普及活動」の順となっています。

任意団体においては、「活動に対する資金援助」が最も多く、次いで「支援は必要ない」の順となっています。



(13) 市町村からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

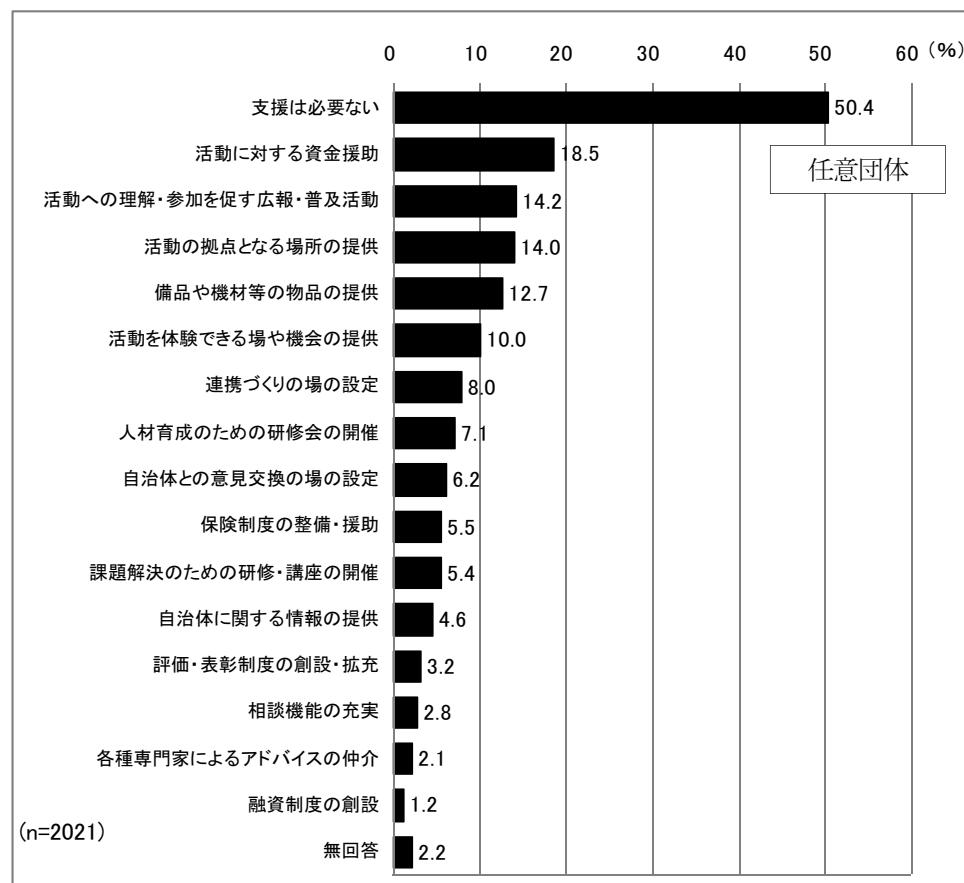
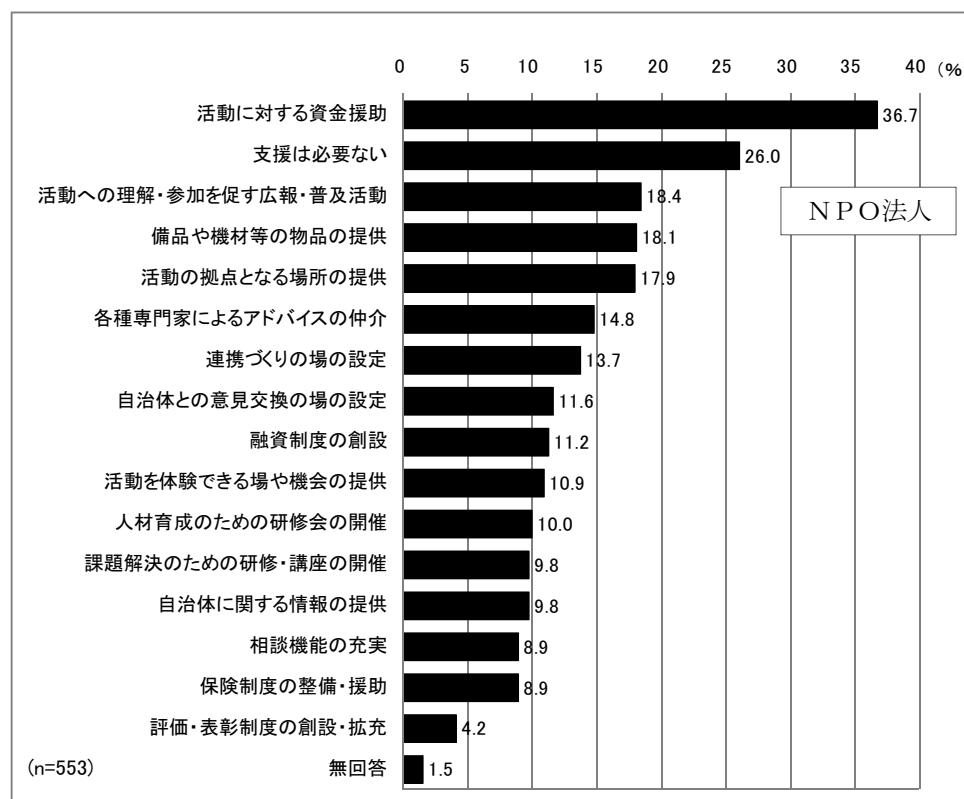
NPO法人、任意団体のいずれも、「活動に対する資金援助」が最も多く、次いで「活動の拠点となる場所の提供」の順となっています。



(14) 民間の中間支援団体からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人については、「活動に対する資金援助」が最も多く、次いで「支援は必要ない」の順となっています。

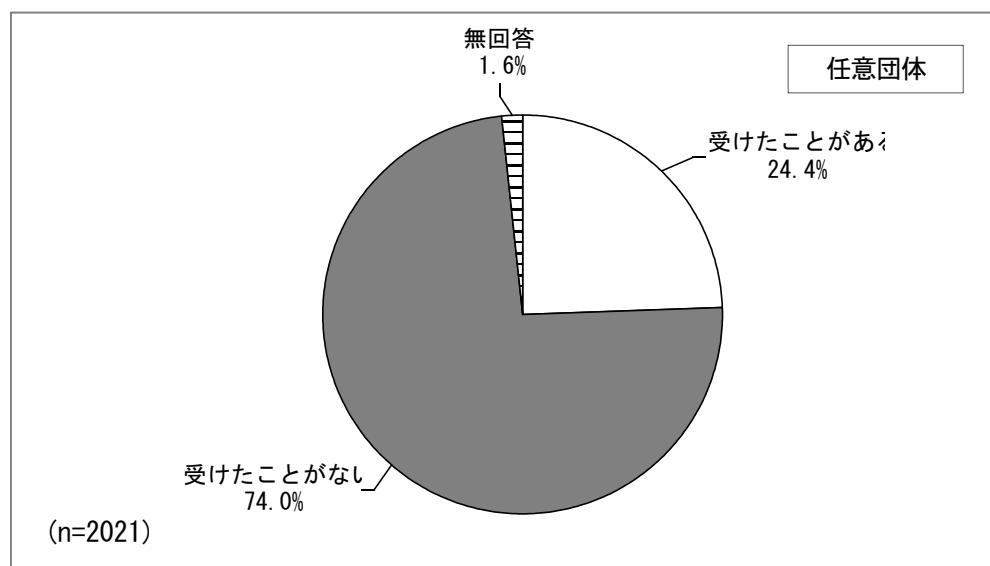
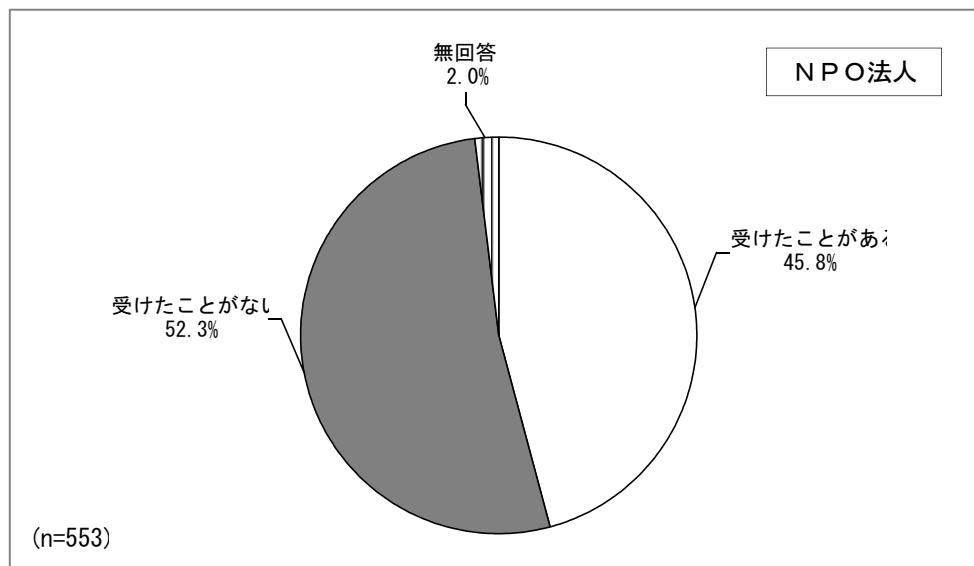
任意団体については、「支援は必要ない」が最も多く、次いで「活動に対する資金援助」の順となっています。



(15) 寄付の状況

NPO法人においては、「受けたことがある」団体が4割台半ばで、「受けたことがない」団体が5割を超える状況となっています。

任意団体においては、「受けたことがある」団体が2割台半ばで、「受けたことがない」団体が7割台半ばとなっています。



6 県職員アンケート調査結果

【調査の概要】

調査対象：知事部局、議会事務局、各行政委員（会）及び各公営企業に係る本庁各課室、各出先機関の職員約11,000人

調査方法：県庁内ホームページのアンケートシステムを利用

調査期間：平成23年7月20日～8月10日

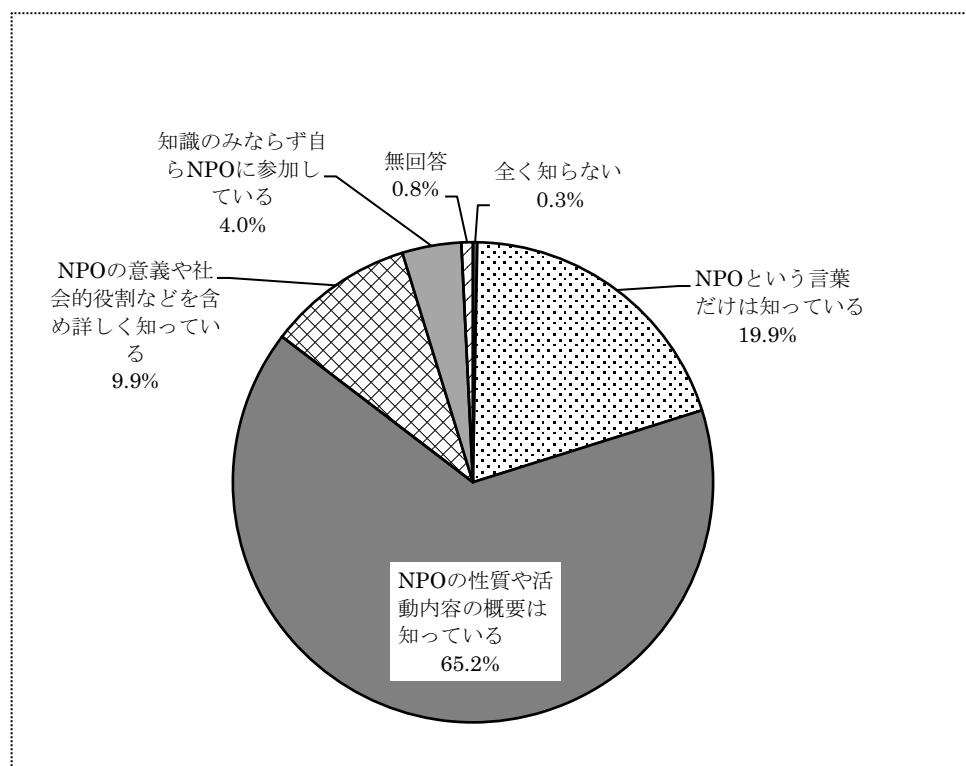
回収結果：有効回答数1,032（回収率9.4%）

※なお、平成16年度、20年度に同様の調査を実施。

【結果概要】

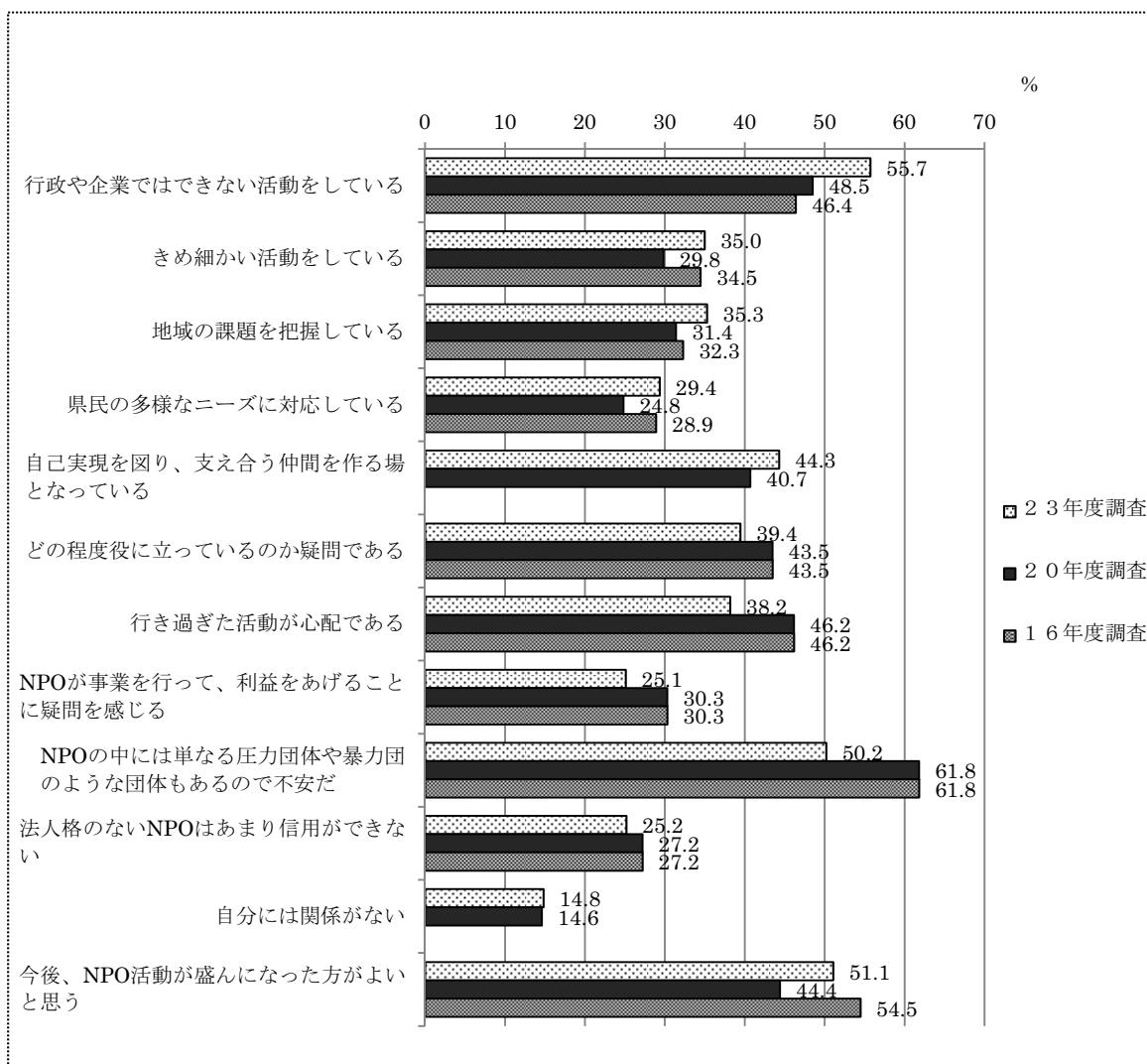
（1）NPOについて

NPOについてどの程度知っているか聞いたところ、「NPOの性質や活動内容の概要是知っている」（65.2%）が最も多く、次いで「NPOという言葉だけは知っている」（19.9%）、「NPOの意義や社会的役割などを含め詳しく知っている」（9.9%）と続いています。



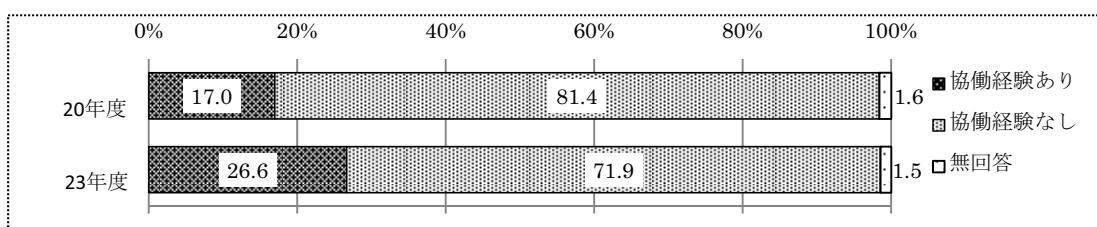
NPOに対する印象について聞いたところ、「行政や企業ではできない活動をしている」(55.7%)、「NPOの中には単なる圧力団体や暴力団のような団体もあるので不安だ」(50.2%)といった意見が多くありました。16年度、20年度の調査との比較では、概ね肯定的な印象の回答割合が増え、否定的な印象の回答割合が減少しています。

また、51.1%の職員が「今後、NPO活動が盛んになった方がよいと思う」と答えています。



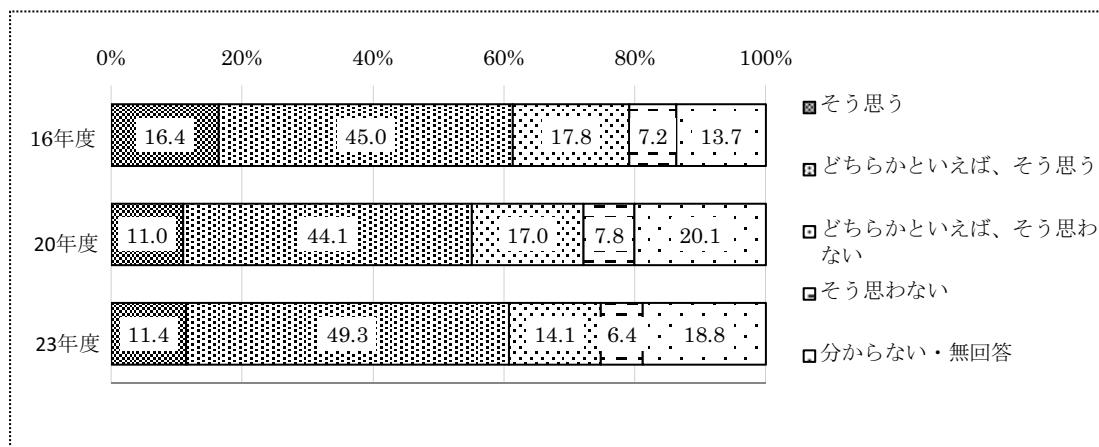
(2) NPOとの協働について

NPOと協働して業務を進めた経験があるか聞いたところ、「ある」が26.6%に対し、「ない」が71.9%となっており、20年度の調査に比べると、協働経験ありと答えた職員は9.6ポイント増加しています。

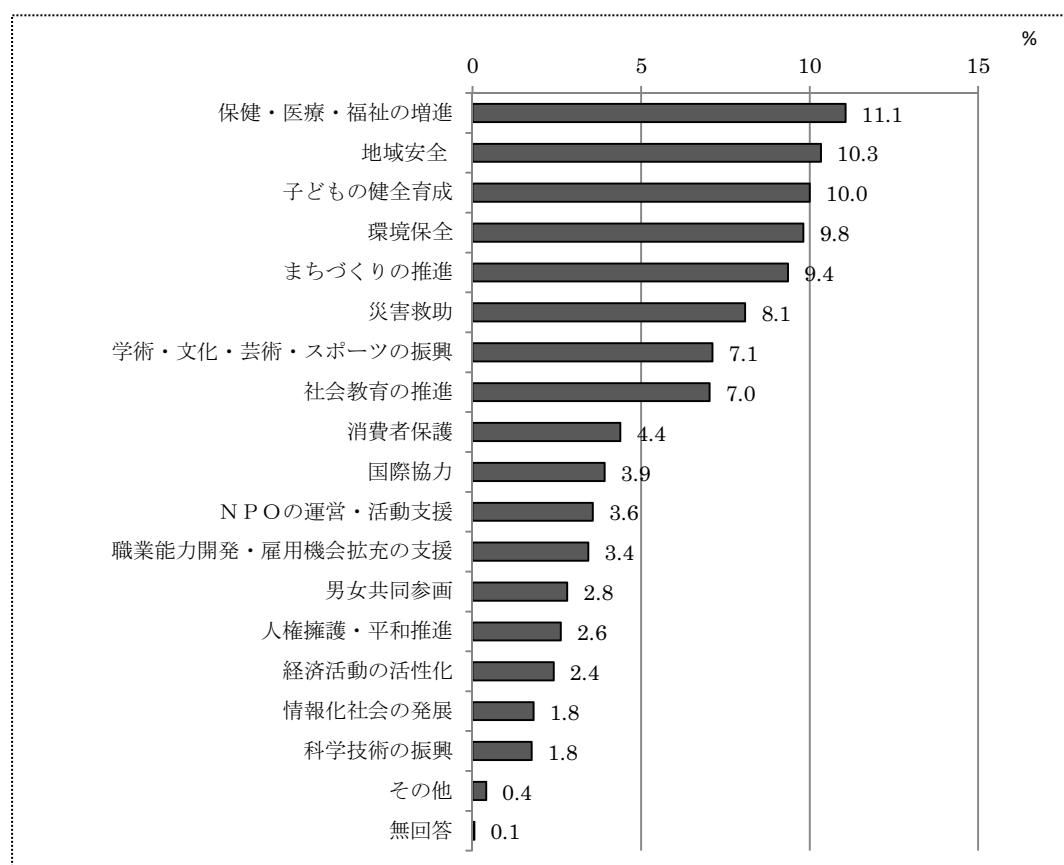


県として、今後、NPOとの協働を積極的に推進していく必要性を感じるか聞いたところ、「そう思う」(11.4%)、「どちらかといえば、そう思う」(49.3%)に対し、「どちらかといえばそう思わない」(14.1%)、「そう思わない」(6.4%)となっています。

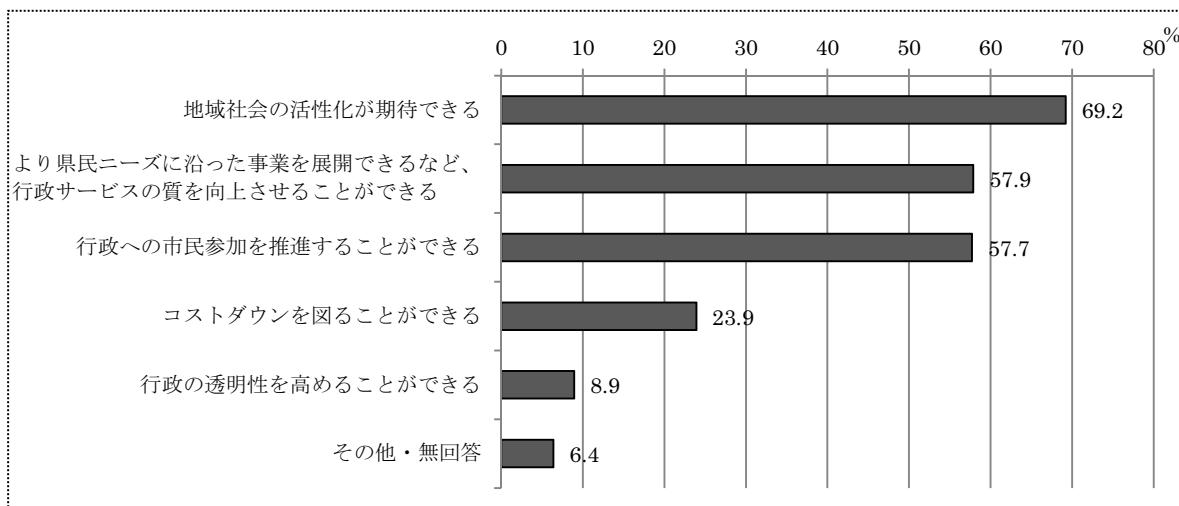
また、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」を合わせた肯定的な回答は60.7%で、20年度の調査に比べると、5.6ポイント増加しています。



このうち、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた職員に対し、どのような分野で協働していくことが必要だと思うか聞いた（複数回答可）ところ、「保健・医療・福祉の増進」(11.1%)、「地域安全」(10.3%)、「子どもの健全育成」(10.0%)といった回答が多くありました。

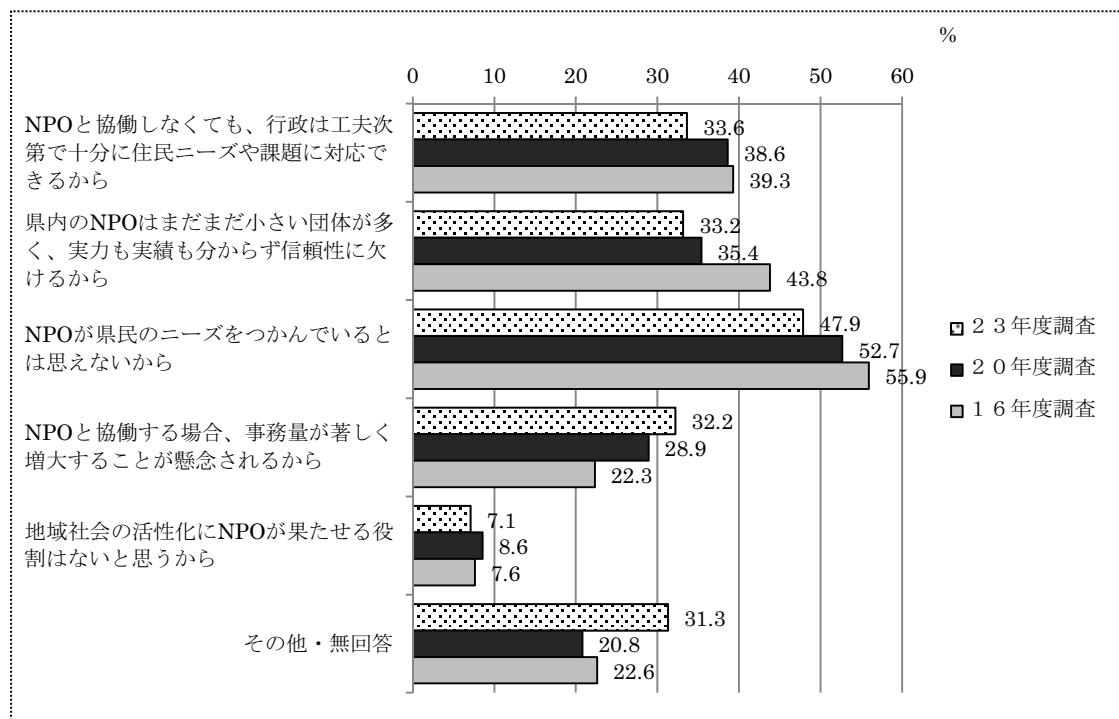


また、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた職員に対し、NPOと事業を行うことにどのようなことを期待するか聞いた（3つ以内回答可）ところ、「地域社会の活性化が期待できる」（69.2%）、「より県民ニーズに沿った事業を展開できるなど、行政サービスの質を向上させることができる」（57.9%）、「行政への市民参加を推進することができる」（57.7%）といった意見が多くありました。



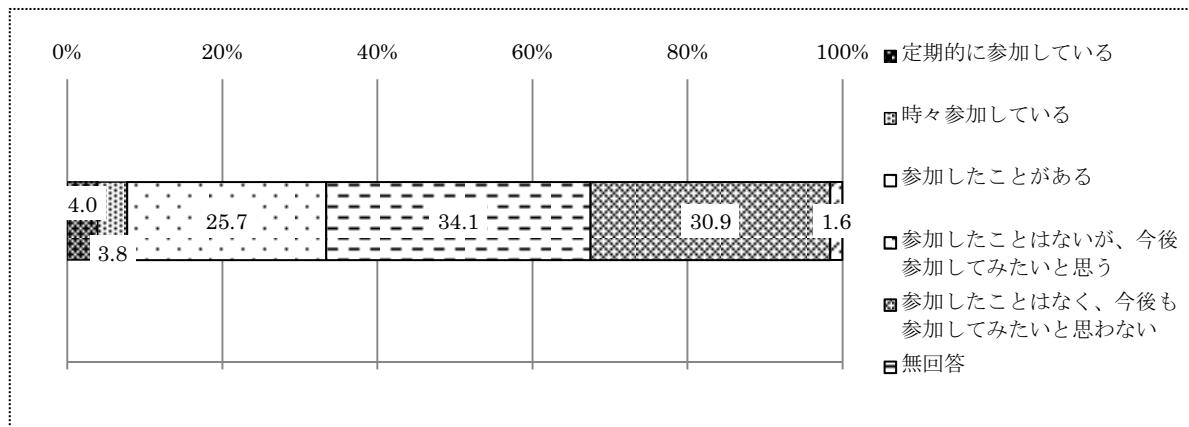
他方、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と答えた職員に対し、なぜそう感じるのか聞いた（3つ以内回答可）ところ、「NPOが県民のニーズをつかんでいるとは思えないから」（47.9%）、「NPOと協働しなくても、行政は工夫次第で十分に住民ニーズや課題に対応できるから」（33.6%）、「県内のNPOはまだまだ小さい団体が多く、実力も実績も分からず信頼性に欠けるから」（33.2%）といった意見が多くありました。

16年度、20年度の調査との比較では、上記の3つの意見は調査のたびに減少している一方で、「NPOと協働する場合、事務量が著しく増大することが懸念されるから」との意見が増加傾向にあります。

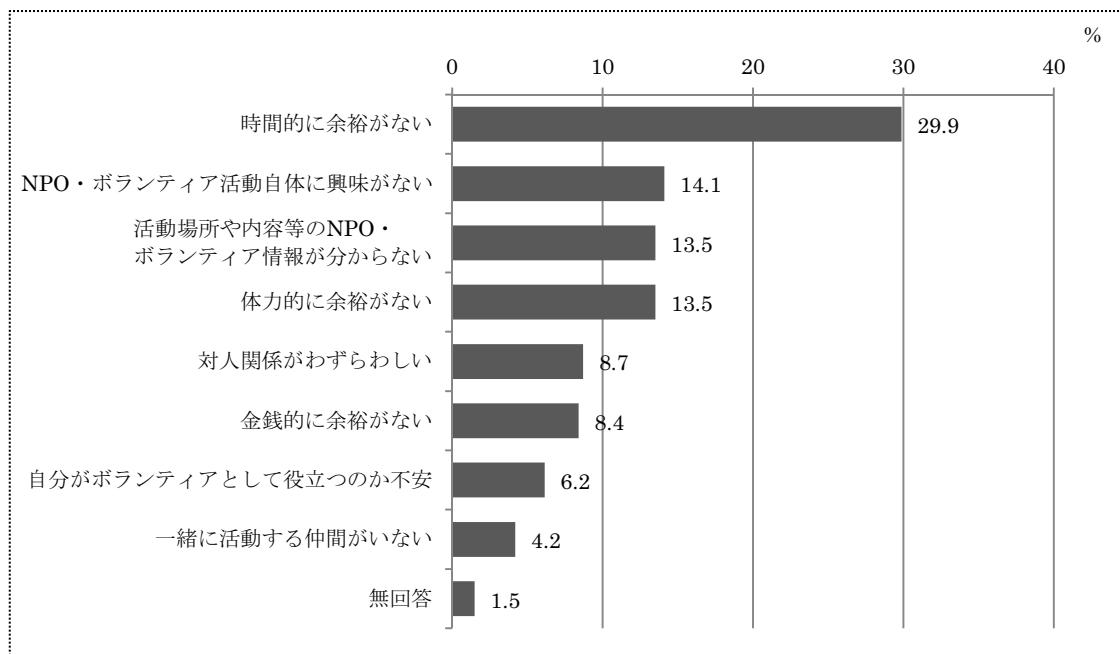


(3) 職員のNPO・ボランティアへの参加経験について

これまでNPO・ボランティア活動に参加したことがあるか聞いたところ、「参加したことではないが、今後参加してみたいと思う」(34.1%)、「参加したことなく、今後も参加してみたいと思わない」(30.9%)、「参加したことがある」(25.7%)との回答が多くありました。「定期的に参加している」、「時々参加している」、「参加したことがある」を合わせ、33.5%の職員が参加経験ありと回答しています。



また、「参加したことなく、今後も参加してみたいと思わない」と答えた職員に対し、なぜそのように思うのか聞いたところ、「時間的に余裕がない」(29.9%)、「NPO・ボランティア活動自体に興味がない」(14.1%)、「活動場所や内容等のNPO・ボランティア情報が分からぬ」(13.5%)との意見が多くありました。



7 市町村アンケート調査結果

【調査の概要】

調査対象：県内 54 市町村

調査方法：各市町村の市民活動担当課に対して調査票を送付

調査期間：平成 23 年 5 月 27 日～6 月 10 日

回収結果：有効回答数 54 (回収率 100%)

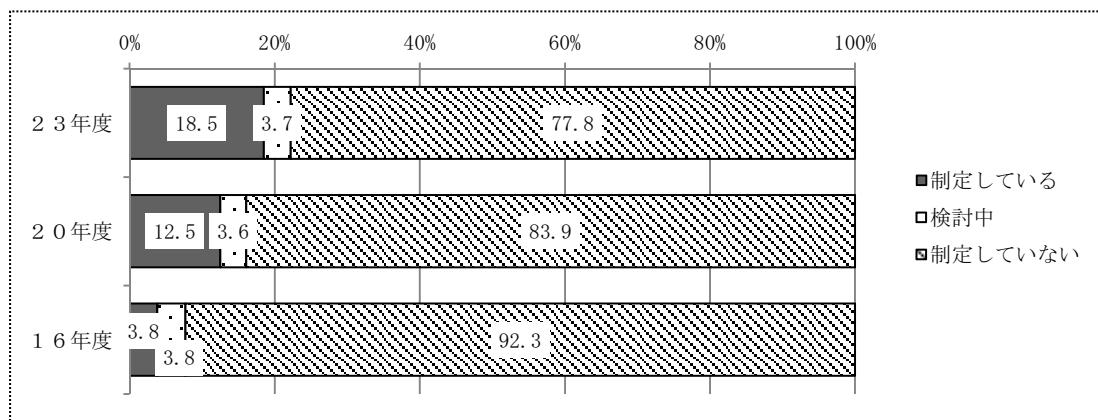
※なお、平成 20 年度に県内 56 市町村（当時）を対象として同様の調査を実施。

【結果概要】

(1) NPO活動推進体制について

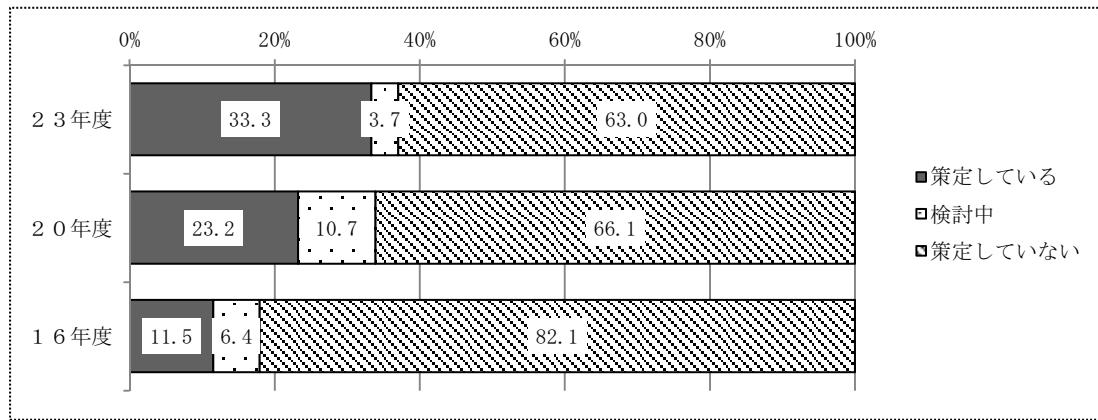
① NPO活動の促進・支援に関する条例を制定していますか。

NPO活動の促進・支援に関する条例の制定状況について聞いたところ、「制定している」(18.5% 10 団体)が約 2割に対し、「制定していない」(77.8% 42 団体)が約 8割となっています。



② NPO活動の促進・支援に関する基本方針を策定していますか。

NPO活動の促進・支援に関する基本方針の策定状況について聞いたところ、「策定している」(33.3% 18 団体)が 3割台半ばに対し、「策定していない」(63.0% 34 団体)が 6割台半ばとなっています。

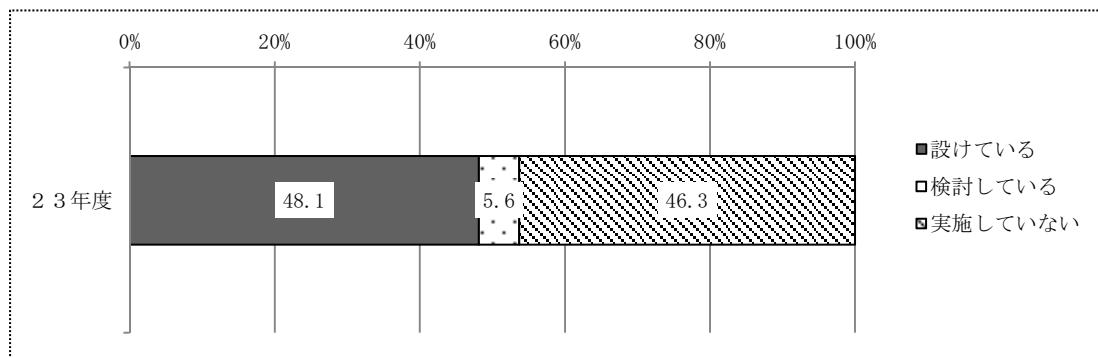


(2) NPOの実態把握の状況・ホームページの開設状況について

① 貴市町村では、市民活動支援のためのホームページを設けていますか。

(支援センターによる設置・管理分を含む。)

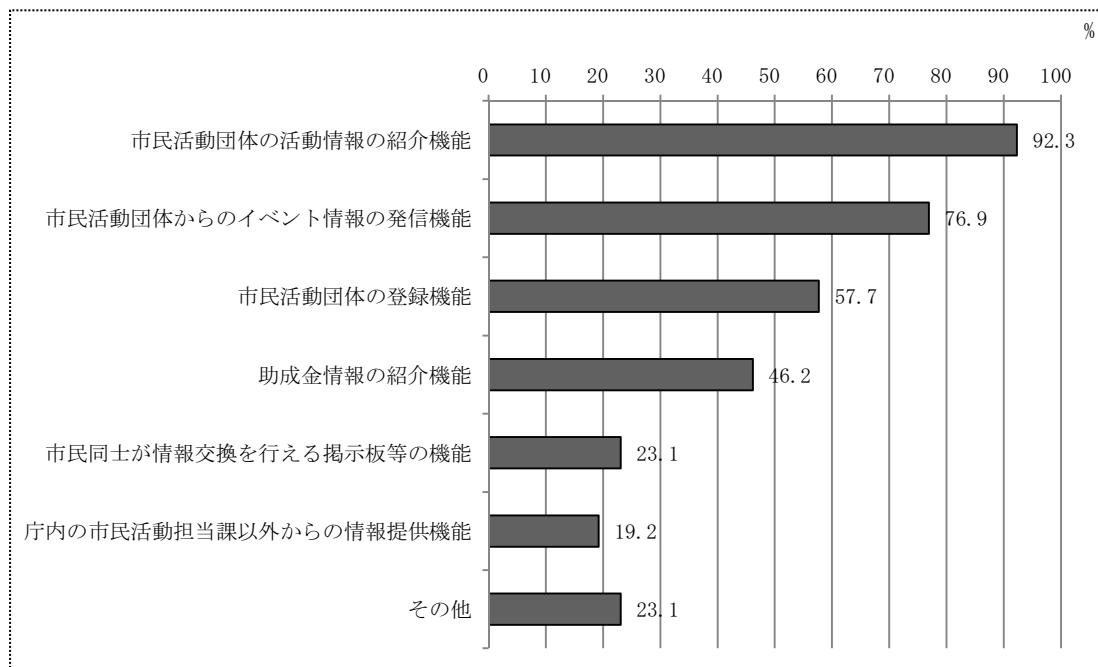
市民活動支援のためのホームページの設定状況について聞いたところ、「設けている」(48.1% 26団体)が約5割に対し、「実施していない」(46.3% 25団体)が4割台半ばとなっています。



② 市民活動支援のためのホームページを設けている場合、どのような機能を設けていますか。

(複数回答)

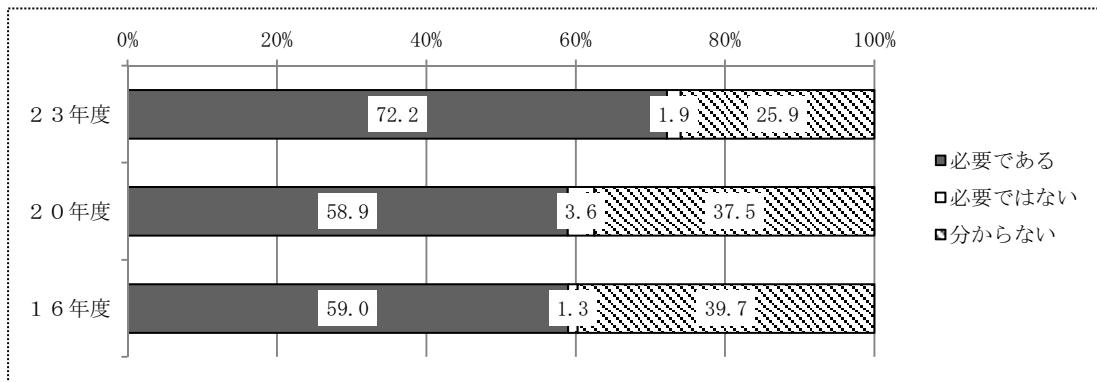
「市民活動支援のためのホームページを設けている」と答えた団体に対し、設定している機能について聞いたところ、「市民活動団体の活動情報の紹介機能」(92.3% 24団体)、「市民活動団体からのイベント情報の発信機能」(76.9% 20団体)といった意見が多くありました。



(3) NPOへの支援について

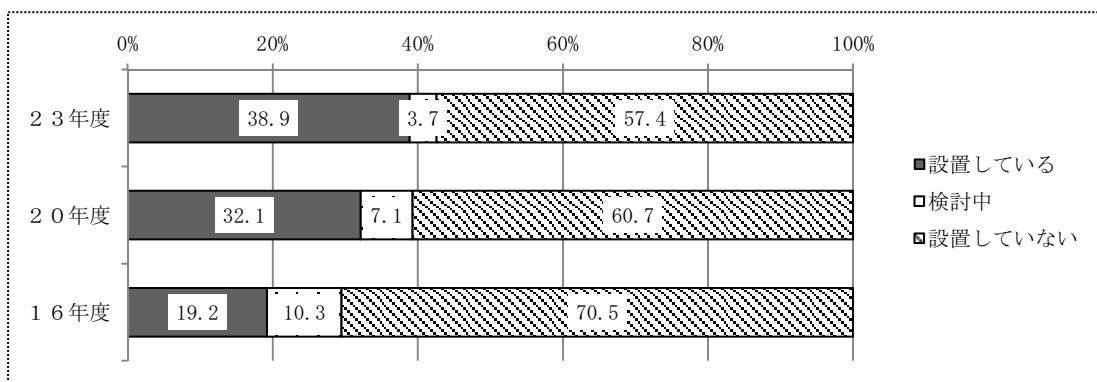
① NPOに対する支援は必要と考えますか。

NPOに対する支援の必要性について聞いたところ、「必要である」(72.2% 39 団体)が7割を超えています。



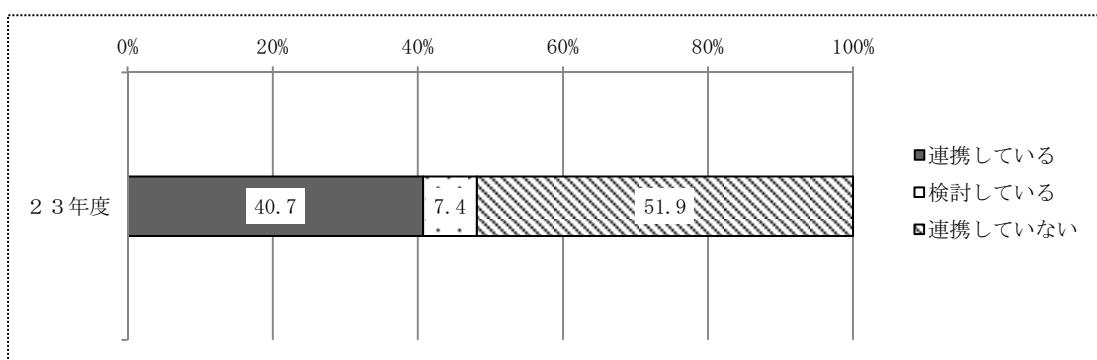
② NPO活動に対する支援センターを設置していますか。

NPO活動に対する支援センターの設置状況について聞いたところ、「設置している」(38.9% 21 団体)が約4割に対し、「設置していない」(57.4% 31 団体)が約6割となっています。



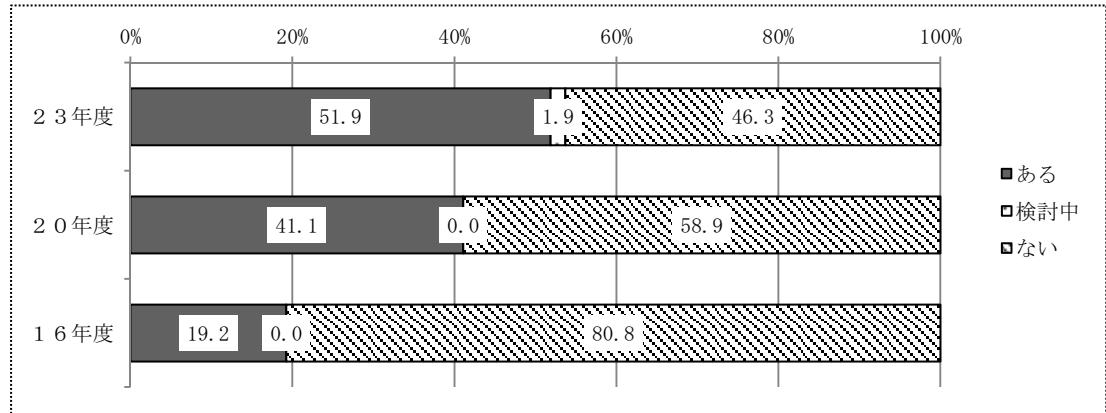
③ 業務の上で、市町村社会福祉協議会のボランティアセンターとは連携していますか。

市町村社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携状況について聞いたところ、「連携している」(40.7% 22 団体)が4割に対し、「連携していない」(51.9% 28 団体)が5割を超える状況となっています。



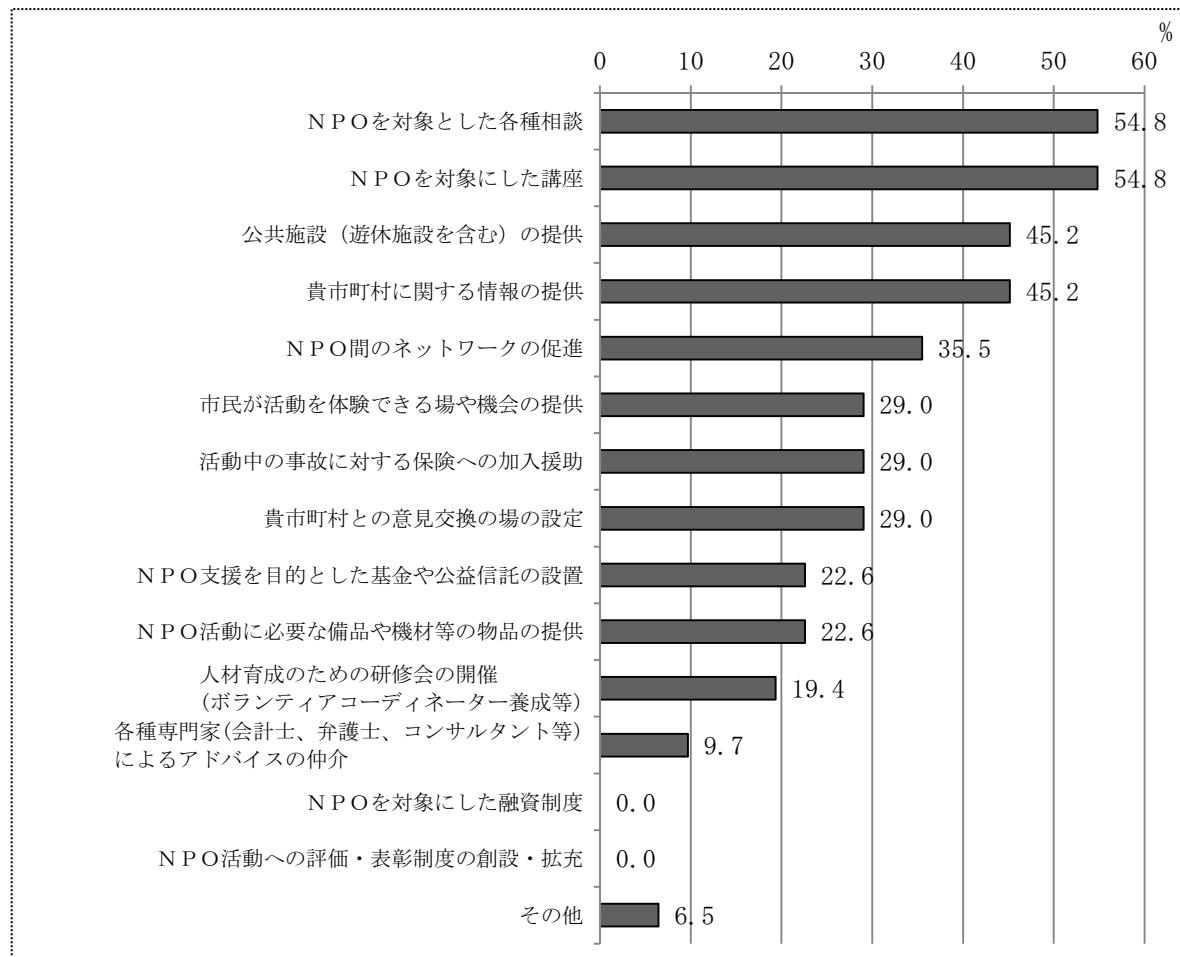
④ NPO活動の推進を目的とした補助金事業はありますか。

NPO活動の推進を目的とした補助金事業の有無について聞いたところ、「補助金事業がある」(51.9% 28団体)が5割を超えるのに対し、「補助金事業はない」(46.3% 25団体)が4割台半ばとなっています。



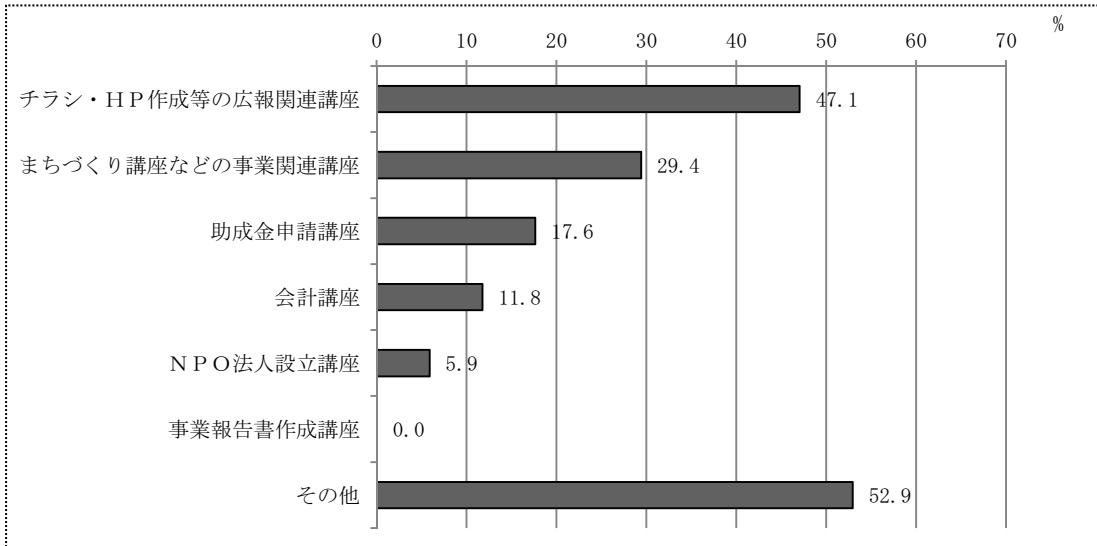
⑤ 支援センター、補助金、地方税の減免措置、NPOの普及・啓発を目的としたイベント以外で貴市町村が行っているNPO支援策は何ですか。(複数回答)

支援センター、補助金、地方税の減免措置、NPOの普及・啓発を目的としたイベント以外で行っているNPO支援策について聞いたところ、「NPOを対象とした各種相談」及び「NPOを対象にした講座」(54.8% 17団体)、「公共施設（遊休施設を含む）の提供」及び「貴市町村に関する情報の提供」(45.2% 14団体)といった意見が多くありました。



⑥ (3) ⑤で「NPOを対象にした講座」を選択した場合、平成23年度に実施を予定しているNPOを対象にした講座・セミナーの内容を教えてください。(委託での開催含む、複数回答)

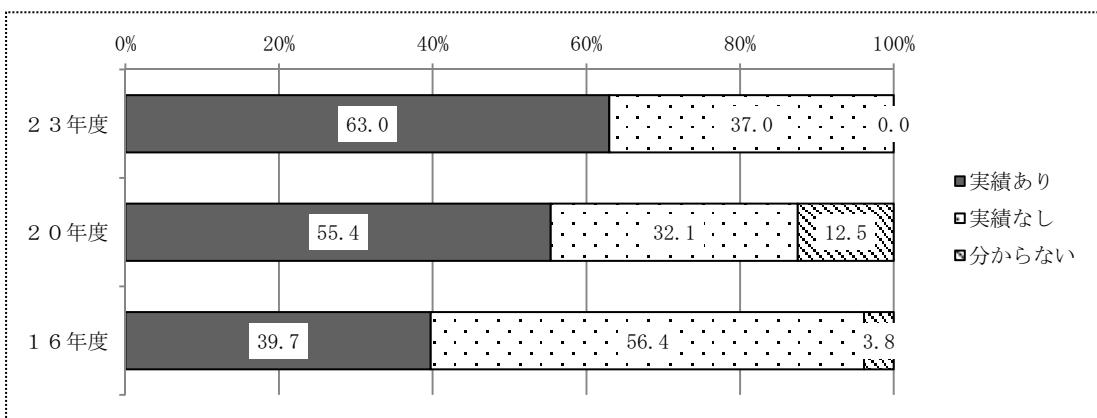
(3) ⑤で「NPOを対象にした講座」を選択した市町村に対し、平成23年度に実施を予定しているNPOを対象にした講座・セミナーの内容について聞いたところ、「チラシ・HP作成等の広報関連講座」(47.1% 8団体)、「まちづくり講座などの事業関連講座」(29.4% 5団体)といった意見が多くありました。



(4) 行政と市民（NPO）の協働について

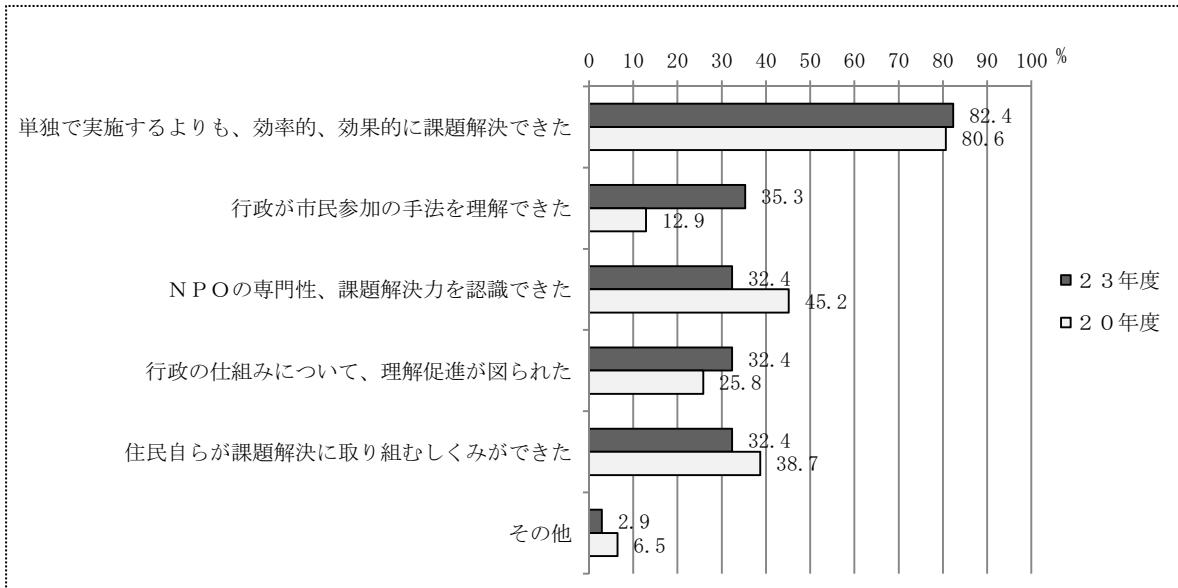
① 市民（NPO）と協働したことはありますか。

市民（NPO）との協働実績について聞いたところ、「実績あり」(63.0% 34団体)が6割台半ばに対し、「実績なし」(37.0% 20団体)が約4割となっています。



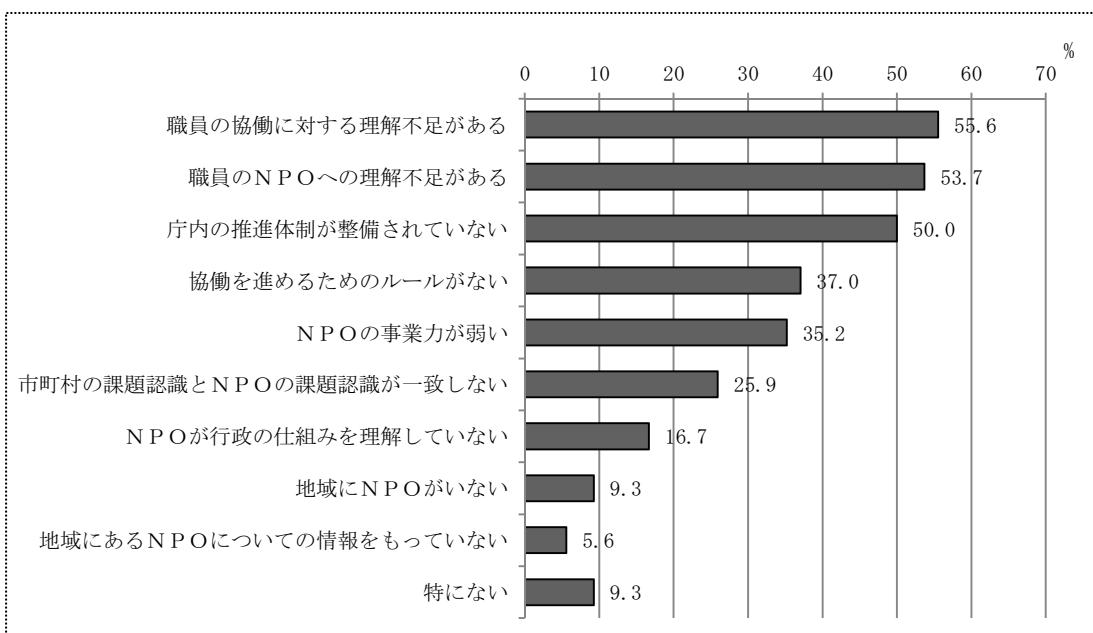
② 市民（NPO）と協働したことがある場合、どのような成果がありましたか。
 (複数回答)

市民（NPO）との協働による成果について聞いたところ、「単独で実施するよりも、効率的、効果的に課題解決できた」(82.4% 28団体)、「行政が市民参加の手法を理解できた」(35.3% 12団体)といった意見が多くありました。



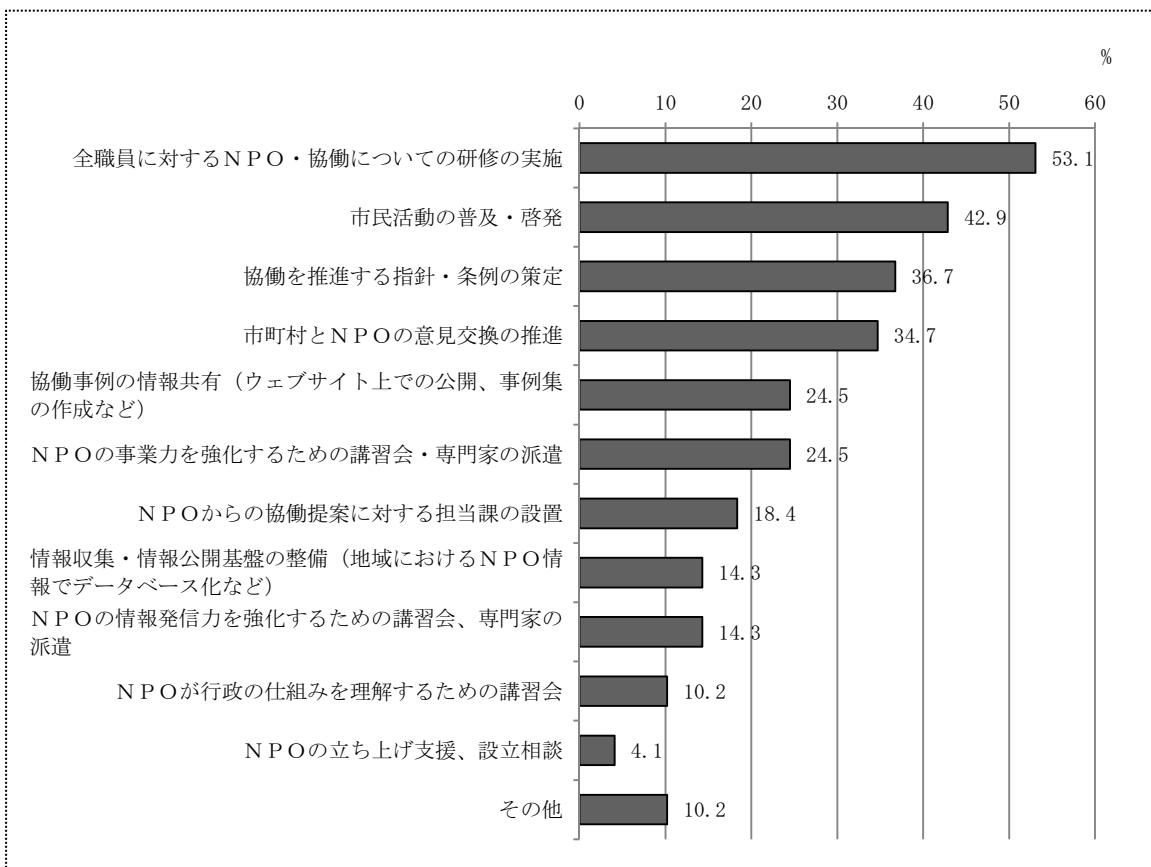
③ 市民（NPO）との協働を推進する上でどのような課題がありますか。 (複数回答)

市民（NPO）との協働を推進する上での課題について聞いたところ、「職員の協働に対する理解不足がある」(55.6% 30団体)、「職員のNPOへの理解不足がある」(53.7% 29団体)といった意見が多くありました。



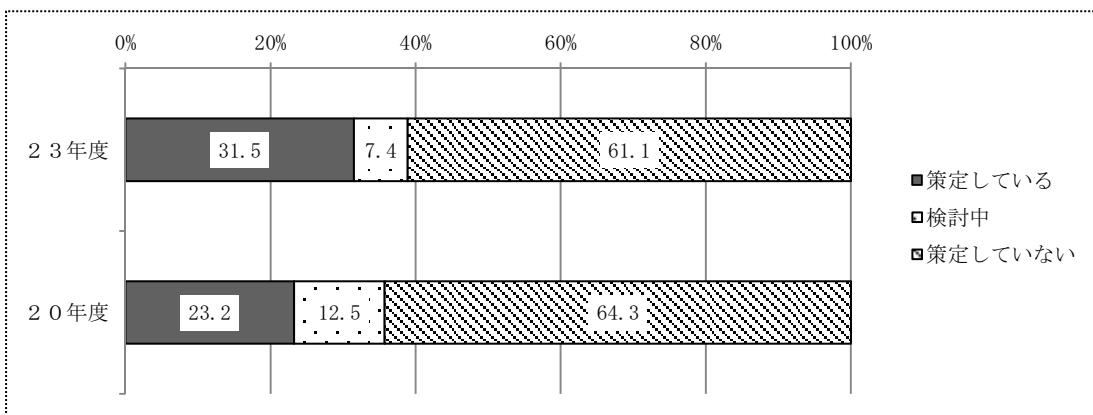
④ (4) ③で回答した課題を解消するために、どのようなことが必要ですか。(複数回答)

市民（NPO）との協働を推進する上での課題を解消するために必要なことについて聞いたところ、「全職員に対するNPO・協働についての研修の実施」（53.1% 26団体）、「市民活動の普及・啓発」（42.9% 21団体）といった意見が多くありました。



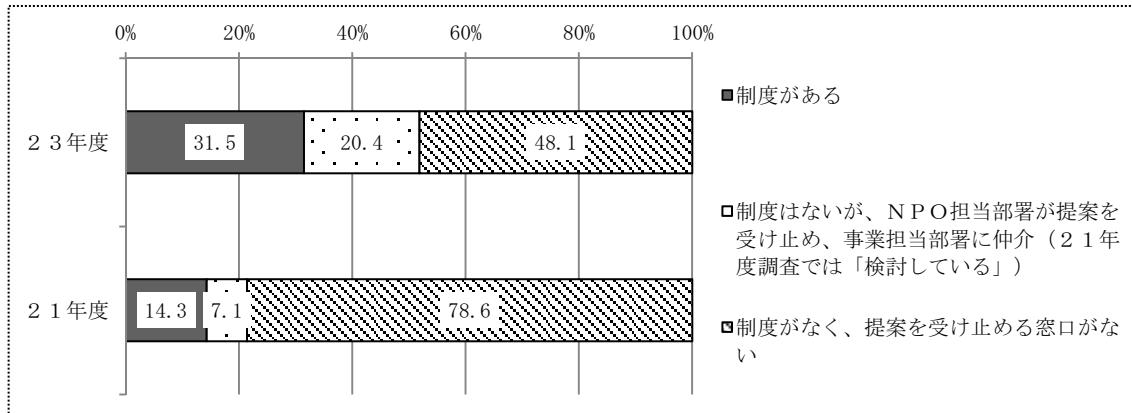
⑤ 市民（NPO）との協働に関する基本的なルールや指針を策定していますか。

市民（NPO）との協働に関する基本的なルールや指針の策定状況について聞いたところ、「策定している」（31.5% 17団体）が3割を超えるに対し、「策定していない」（61.1% 33団体）が6割を超える状況となっています。



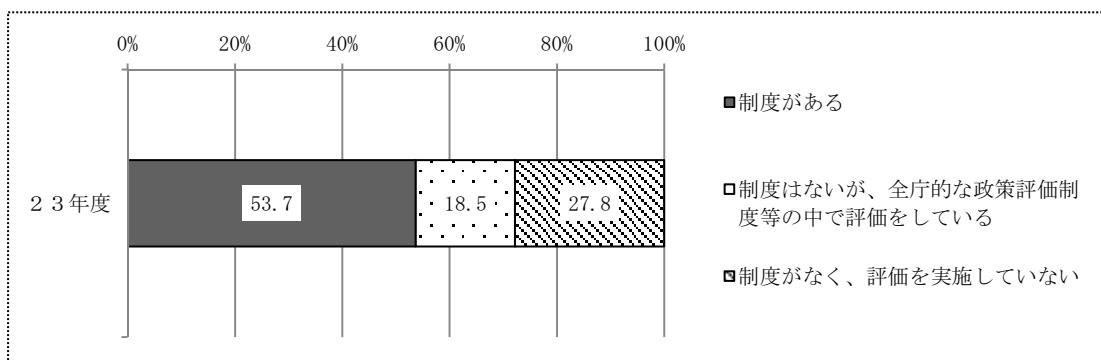
⑥ 市民（NPO）との協働事業提案制度がありますか。

市民（NPO）との協働事業提案制度の有無について聞いたところ、「制度がある」（31.5% 17団体）が3割を超え、「協働事業提案制度はないが、NPO担当部署が提案を受け止め、事業担当部署に仲介している」（20.4% 11団体）が2割、「協働事業提案制度がなく、提案を受け止める窓口がない」（48.1% 26団体）が約5割となっています。



⑦ 市民（NPO）との協働事業評価制度がありますか。

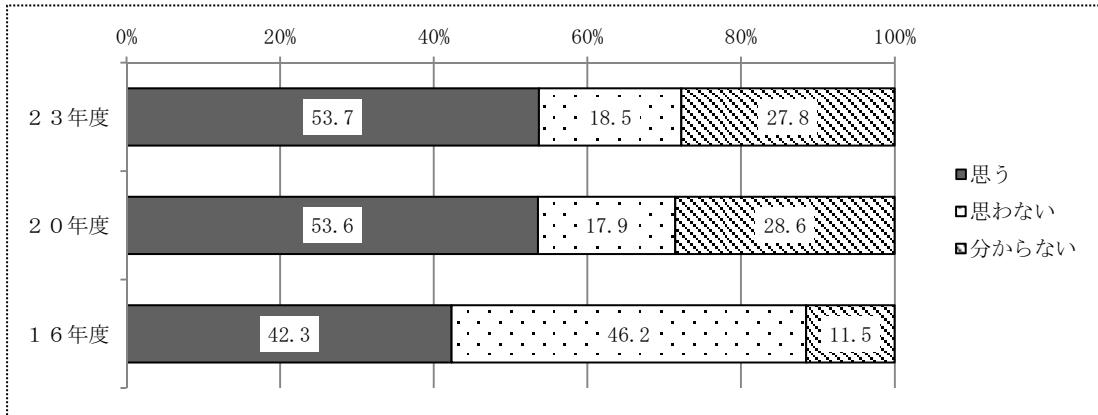
市民（NPO）との協働事業評価制度の有無について聞いたところ、「制度がある」（53.7% 29団体）が5割台半ば、「協働事業評価制度はないが、全庁的な政策評価制度等の中で評価をしている」（18.5% 10団体）が約2割、「制度がなく、評価を実施していない」（27.8% 15団体）が約3割となっています。



(5) NPO施策の課題等について

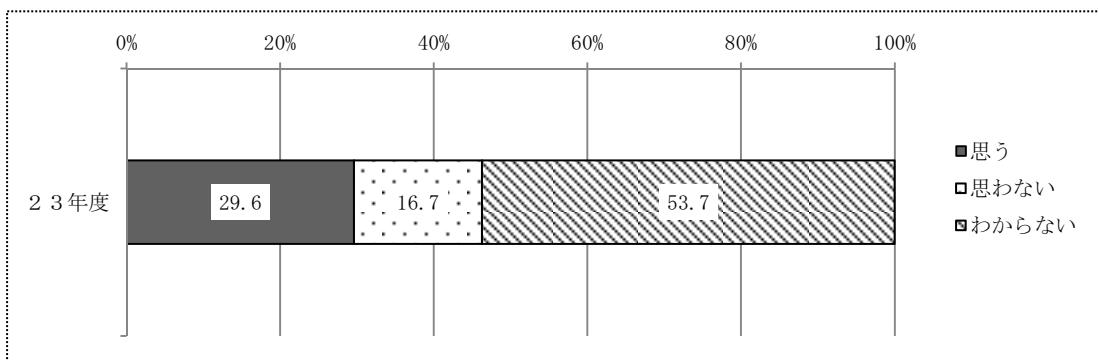
① ここ数年(3年程度)で、貴市町村では、以前よりNPO活動が盛んになってきたと思いますか。

ここ数年（3年程度）で、市町村で以前よりNPO活動が盛んになってきたかと思うか聞いたところ、「思う」(53.7% 29団体)が5割台半ばに対し、「思わない」(18.5% 10団体)が約2割となっています。



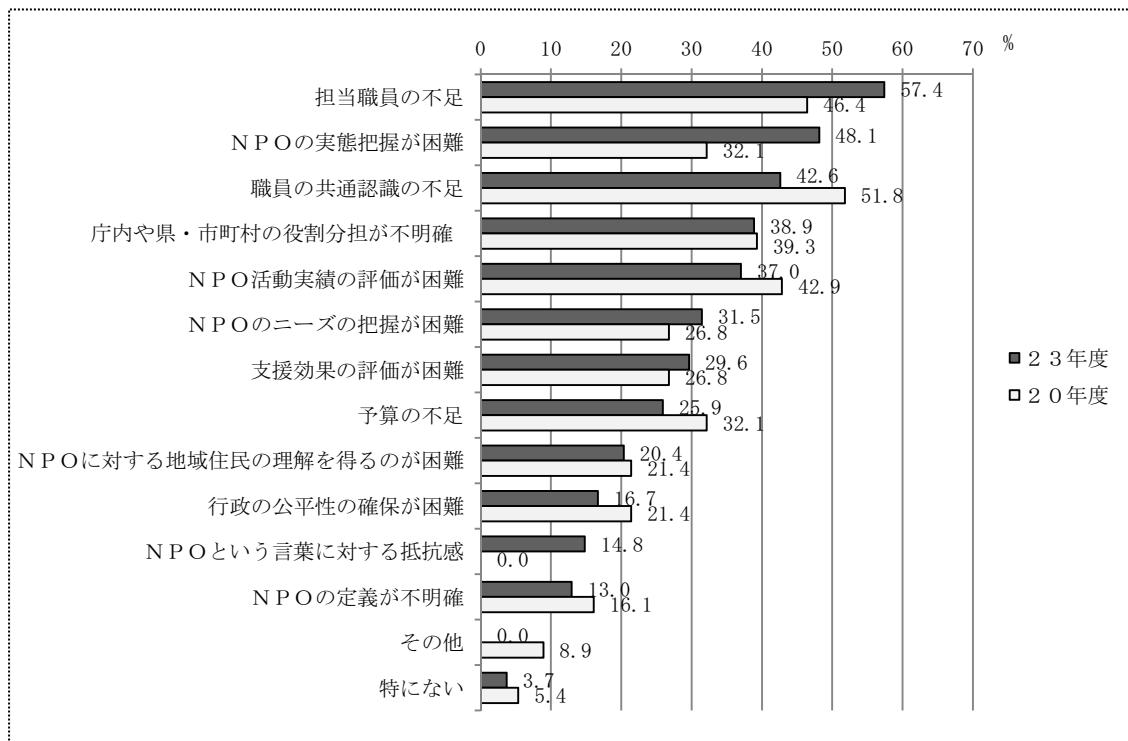
② ここ数年（3年程度）で、貴市町村では、NPO活動への市民の理解が広がってきたと思いますか。

ここ数年（3年程度）で、市町村でNPO活動への市民の理解が広がってきたか聞いたところ、「思う」(29.6% 16団体)が約3割に対し、「思わない」(16.7% 9団体)が1割台半ばとなっています。



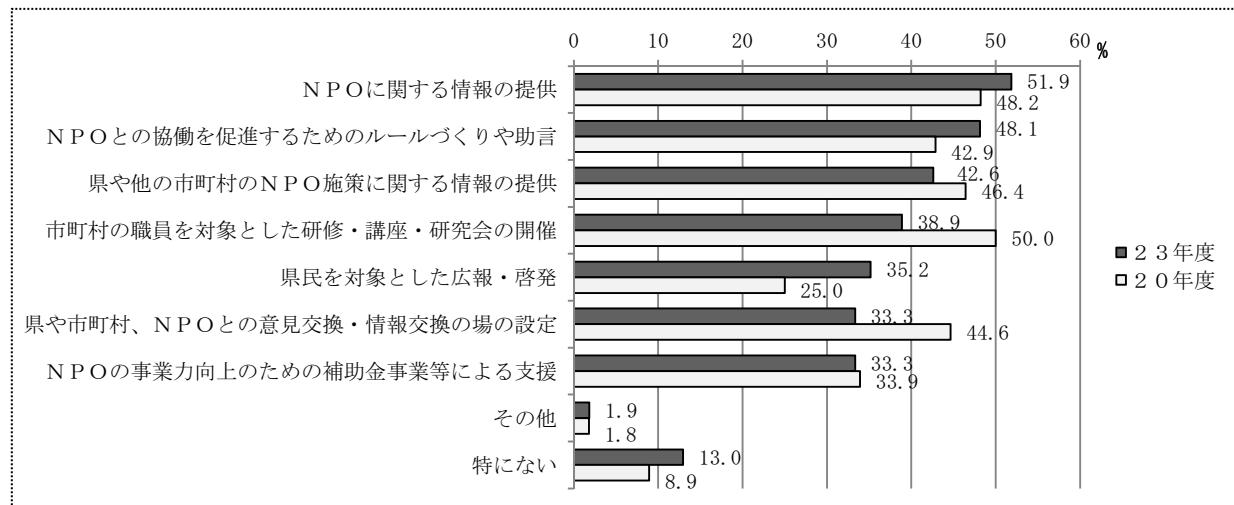
③ 今後、NPO活動を推進していく上で、どのような課題があると思いますか（複数回答）

今後、NPO活動を推進していく上での課題について聞いたところ、「担当職員の不足」(57.4% 31団体)、「NPOの実態把握が困難」(48.1% 26団体)、「職員の共通認識の不足」(42.6% 23団体)といった意見が多くありました。



④ (5) ③の課題を解決するために、今後、県のさらなる取組を期待することは何ですか。（複数回答）

今後、NPO活動を推進していく上での課題を解決するために、今後、県に期待するさらなる取組について聞いたところ、「NPOに関する情報の提供」(51.9% 28団体)、「NPOとの協働を促進するためのルールづくりや助言」(48.1% 26団体)、「県や他の市町村のNPO施策に関する情報の提供」(42.6% 23団体)といった意見が多くありました。



8 ボランティア・地縁団体等の推移

(1) 県内の社会福祉協議会で把握しているボランティア数及びボランティアグループ数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ボランティア数	111,017	112,352	108,987	103,180	97,460
ボランティア グループ数	3,293	3,053	3,419	3,401	3,358

※千葉県ボランティア・市民活動センター「ボランティア・市民活動データブック」より

※ボランティア数・グループ数はいずれも3月31日現在

(2) 県内の地縁団体数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認可地縁団体	926	974	1,016
その他地縁団体	8,854	8,800	8,804
合計	9,780	9,774	9,820

※県市町村課「市町村資料集」より。各年度とも1月31日現在

※地縁団体：町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のこと。地域によって、自治会、町内会、町会、部落会、区会、区などの呼称がある。

※認可地縁団体：地方自治法第260条の2に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため、市町村長の認可を受けて法人格を取得した地縁団体

9 計画の策定経緯

年月日	委員会等	主な内容
平成23年 4月22日（金）	第1回千葉県県民活動推進委員会	計画づくりの考え方・進め方について
6月7日（火）	第1回千葉県県民活動推進幹事会	計画の策定内容の検討について
8月24日（水）	第2回千葉県県民活動推進幹事会	計画骨子案の策定について
9月12日（月）	第2回千葉県県民活動推進委員会	計画骨子案の策定について
11月4日（金）	骨子案公表	
11月7日（月）～ 11月28日（月）	骨子案パブリックコメント	
12月5日（月）	第3回千葉県県民活動推進幹事会	計画原案の策定について
12月9日（金）	第3回千葉県県民活動推進委員会	計画原案の策定について
平成24年 1月20日（金）	計画原案公表	
1月23日（月）～ 2月3日（金）	計画原案パブリックコメント	
2月9日（木）	第4回千葉県県民活動推進幹事会	計画最終案の策定について
3月19日（月）	第4回千葉県県民活動推進委員会	計画最終案の策定について

10 千葉県県民活動推進委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属団体等	備考
市民活動 団体 関係者	牧野 昌子	NPO法人ちば市民活動・市民事業サポート クラブ代表理事	委員長 幹事会委員 (議長)
	中根 裕	NPO法人NPO支援センターちば理事	
社会福祉 協議会	千葉 滋胤	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会长	
企業 関係者	小松 孝之	株式会社ちばぎん総合研究所受託調査部長	幹事会委員 (副議長)
	竹元 則夫	株式会社千葉薬品取締役人事総務部長	
学識 経験者	渡辺 元	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 教授	副委員長
	山内 正平	千葉大学副理事 千葉大学普遍教育センター 教授	幹事会委員
市町村	佐藤 亮一	松戸市市民担当部協働推進課長	
	渡邊 聰	山武市総務部市民自治支援課長	幹事会委員
合計		9名	

千葉県県民活動推進計画(平成 24～26 年度)

～誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域のみんなで創る
支え合いと活力のある千葉県～

平成24年3月

編集・発行 千葉県環境生活部県民交流・文化課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1－1
TEL 043-223-4147
FAX 043-221-5858
E-mail npo-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
URL <http://www.chiba-npo.jp/>

